

## 1. 平成22年第2回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成22年3月5日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 平成22年度の施政方針について
- 日程4 議案第7号 郡上市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程5 議案第8号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第9号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第10号 郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第11号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第12号 郡上旬彩館やまとの朝市の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程10 議案第13号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第14号 郡上市営牧場条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第15号 郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第16号 郡上市下水道条例等の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第17号 郡上都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例等の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第18号 郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第19号 郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第20号 郡上市子育て支援手当条例を廃止する条例について
- 日程18 議案第21号 郡上市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程19 議案第22号 郡上市立病院等職員宿舍設置条例の一部を改正する条例について
- 日程20 議案第23号 郡上市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程21 議案第24号 平成21年度郡上市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程22 議案第25号 平成21年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程23 議案第26号 平成21年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

- 日程24 議案第27号 平成21年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程25 議案第28号 平成21年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程26 議案第29号 平成21年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程27 議案第30号 平成21年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程28 議案第31号 平成21年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程29 議案第32号 平成21年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程30 議案第33号 平成21年度郡上市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程31 議案第34号 平成21年度郡上市病院事業等会計補正予算（第5号）について
- 日程32 議案第35号 平成22年度郡上市一般会計予算について
- 日程33 議案第36号 平成22年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程34 議案第37号 平成22年度郡上市老人保健特別会計予算について
- 日程35 議案第38号 平成22年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程36 議案第39号 平成22年度郡上市下水道事業特別会計予算について
- 日程37 議案第40号 平成22年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程38 議案第41号 平成22年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程39 議案第42号 平成22年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について
- 日程40 議案第43号 平成22年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程41 議案第44号 平成22年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程42 議案第45号 平成22年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程43 議案第46号 平成22年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程44 議案第47号 平成22年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程45 議案第48号 平成22年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程46 議案第49号 平成22年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程47 議案第50号 平成22年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程48 議案第51号 平成22年度郡上市北濃財産区特別会計予算について
- 日程49 議案第52号 平成22年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程50 議案第53号 平成22年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程51 議案第54号 平成22年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程52 議案第55号 平成22年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程53 議案第56号 平成22年度郡上市和良財産区特別会計予算について

- 日程54 議案第57号 平成22年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程55 議案第58号 平成22年度郡上市病院事業等会計予算について
- 日程56 議案第59号 郡上旬彩館やまとの朝市の指定管理者の指定について
- 日程57 議案第60号 郡上市湯の平温泉の指定管理者の指定について
- 日程58 議案第61号 郡上市明宝温泉湯星館ほか1施設の指定管理者の指定について
- 日程59 議案第62号 郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者の指定について
- 日程60 議案第63号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について
- 日程61 議案第64号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程62 議案第65号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程63 議案第66号 辺地総合整備計画の策定について
- 日程64 議案第67号 財産の無償譲渡について（大瀬子コミュニティ消防センター）
- 日程65 議案第68号 財産の無償譲渡について（郡上八幡千虎農林集会所）
- 日程66 議案第69号 財産の無償譲渡について（郡上八幡河鹿1区集落センター）
- 日程67 議案第70号 財産の無償譲渡について（郡上八幡河鹿2区集落センター）
- 日程68 議案第71号 財産の無償譲渡について（郡上八幡林農林集会所）
- 日程69 議案第72号 財産の無償譲渡について（栄町・今町・今小町集会所）
- 日程70 議案第73号 財産の無償譲渡について（愛宕町・朝日町集会所）
- 日程71 議案第74号 財産の無償譲渡について（東町二区集会所）
- 日程72 議案第75号 財産の無償譲渡について（剣研修所）
- 日程73 議案第76号 財産の無償譲渡について（大間見集会所）
- 日程74 議案第77号 財産の無償譲渡について（大間見いこいの家）
- 日程75 議案第78号 財産の無償譲渡について（河辺研修所）
- 日程76 議案第79号 財産の無償譲渡について（場皿集会所）
- 日程77 議案第80号 財産の無償譲渡について（大島コミュニティセンター）
- 日程78 議案第81号 財産の無償譲渡について（中西地区コミュニティ消防センター）
- 日程79 議案第82号 財産の無償譲渡について（高鷲小洞集会所）
- 日程80 議案第83号 財産の無償譲渡について（高鷲切立集会所）
- 日程81 議案第84号 財産の無償譲渡について（高鷲中洞集会所）
- 日程82 議案第85号 財産の無償譲渡について（高鷲向鷲見集会所）
- 日程83 議案第86号 財産の無償譲渡について（高鷲鷲見集会所）
- 日程84 議案第87号 財産の無償譲渡について（高鷲西洞集会所）
- 日程85 議案第88号 財産の無償譲渡について（美並勝原公民館）

- 日程86 議案第89号 財産の無償譲渡について（美並木尾多目的集会所）
- 日程87 議案第90号 財産の無償譲渡について（美並くじ本転作技術研修センター）
- 日程88 議案第91号 財産の無償譲渡について（美並半在転作技術研修センター）
- 日程89 議案第92号 財産の無償譲渡について（美並梅原集会所）
- 日程90 議案第93号 財産の無償譲渡について（美並高原集会所）
- 日程91 議案第94号 財産の無償譲渡について（美並門福手集会所）
- 日程92 議案第95号 市道路線の廃止について
- 日程93 議案第96号 市道路線の認定について
- 日程94 報告第2号 平成22年度郡上市土地開発公社予算並びに事業計画について
- 日程95 議報告第1号 諸般の報告について（例月出納検査結果〔平成21年10月・11月・12月  
分一般会計・特別会計・水道事業会計・病院事業等会計〕）
- 日程96 議報告第2号 諸般の報告について（定期監査の結果）

## 2. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番	田中康久	2番	森喜人
3番	田代はつ江	4番	野田龍雄
5番	鷺見馨	6番	山下明
7番	山田忠平	8番	村瀬弥治郎
9番	古川文雄	10番	清水正照
11番	上田謙市	12番	武藤忠樹
13番	尾村忠雄	14番	渡辺友三
15番	清水敏夫	16番	川嶋稔
17番	池田喜八郎	18番	森藤雅毅
19番	美谷添生	20番	田中和幸
21番	金子智孝		

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	鈴木俊幸
教育長	青木修	市長公室長	松井隆
総務部長	山田訓男	市民環境部長	大林茂夫
健康福祉部長	布田孝文	農林水産部長	服部正光
商工観光部長	田中義久	建設部長	井上保彦
水道部長	木下好弘	教育次長	常平毅
会計管理者	蓑島由実	消防長	池ノ上由治
郡上市民病院 事務局長	池田肇	国保白鳥病院 事務局長	酒井進
郡上偕楽園長	松山章	郡上市 代表監査委員	齋藤仁司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	日置良一	議会事務局 議会総務課長	羽田野利郎
議会事務局 議会総務課長 補佐	山田哲生		

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（美谷添 生君） おはようございます。

議員の皆様方には、大変御多用のところを御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

ただいまから平成22年第2回郡上市議会定例会を開会いたします。

本定例会は、議案90件、報告3件であります。どうかよろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

広報に掲載のため、写真撮影の申し出がありますので、許可してありますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承願います。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（美谷添 生君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には3番 田代はつ江君、4番 野田龍雄君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（美谷添 生君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る2月25日、議会運営委員会において御協議をいただいております。

この際、お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日3月5日から3月26日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日3月5日から3月26日までの22日間と決定しました。

会期日程については、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席賜り、まことにありがとうございます。

---

## ◎平成22年度の施政方針について

○議長（美谷添 生君） 日程 3、平成22年度の施政方針についてを議題といたします。

日置市長、お願いいたします。

日置市長。

○市長（日置敏明君） おはようございます。

本日は、平成22年第2回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

定例会の開会に当たり、市政運営に関する基本的な考え方と新年度予算の編成方針、また、この予算案に盛り込みました主要施策や主要事業、さらには条例改正等の各議案の概要につきまして御説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様方の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

私が市政を担当させていただいてから、早くも2年がたとうとしております。この間、本市の抱えているさまざまな課題に取り組み、「ふるさと郡上づくり」に全力を挙げてまいりました。

そして、本年は既に合併並びに市制施行7年目に入っております。本市の財政状況は依然として厳しいものがあり、財政健全化への努力を引き続き進めながら、「安全・安心、活力、希望」の理念のもとに市政運営に努めてまいりたいと考えております。

さて、昨年を振り返りますと、我が国における政治・経済は、まさに激動の1年でありました。9月には政権交代がありました。経済は依然として厳しい状況が続いております。また、新型インフルエンザが瞬く間に世界じゅうに広がり、郡上市内にも大きな影響を及ぼしました。

こうした状況の中で、政府は、平成22年度の日本経済の見通しについて、追加経済対策や子ども手当導入などにより個人消費の押し上げなどが図られ、景気は緩やかに回復していくとし、国内総生産は3年振りのプラスと見込んでおりますが、雇用情勢の一層の悪化、デフレ圧力の高まりによる需要の低迷など、楽観を許さない状況にあります。

一方、県は向こう3年間の行財政改革の取り組みとして、3年間で920億円にも上る構造的な財源不足を解消するための「行財政改革アクションプラン」を定めました。県の危機的とも言える極めて厳しい財政状況は、市町村等への県単補助金の削減、投資的事業の見直しなどを余儀なくさせているところであります。

こうした中で、郡上市といたしましても、まず急がなければならない対策として、先般2月の補正予算による「緊急経済対策」として取りまとめました5億6,300万円余の身近な基盤施設整備等の諸施策を鋭意実施をし、引き続き、新年度予算でも地域経済の活性化と市民生活の安心を確保するため、切れ目なく対策の実施に取り組んでいく所存であります。

市政運営の基本的な方針につきましては、まずは市民の暮らしの安全・安心を確保すること

に重点を置きつつ、活力と希望のある郡上づくりを一層推進してまいります。そして、そのためには、地域の力を引き出す「ふるさと再生・コミュニティーの活性化」に向けても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、市では平成18年度から平成27年度を計画期間とする「郡上市総合計画」に基づき、「みんなでつくる郡上～人と自然が調和した交流文化のまち～」を目指して各種の施策を進めてまいりました。平成22年度で計画期間の前半を終えるに当たり、今年度は総合計画審議会を初め市民の皆様の御提案や御意見を伺いながら、平成23年度から27年度までの「後期基本計画」を策定してまいります。

行政組織の強化策としては、市長公室企画課内に新たに「地域振興担当課長」と「行政改革担当課長」という二つの「担当課長」ポストを置き、本庁、支所間の連携を図りながら、地域振興、行政改革を積極的に推進できる体制を整えます。また、幹部・若手職員の自治大学校派遣研修を初めとする人材育成を推進するとともに、職員の能力開発や業務改善を進め、組織全体での意識改革を図ります。

財政面においては、個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、地方交付税などの原資となる国税収入が大幅に落ち込むことが予測される中、平成22年度の地方財政対策によって、地方の自主財源の充実・強化を図るために、地方交付税総額が特例的に前年度比で1兆733億円増額されました。これによって、郡上市の歳入の柱である地方交付税も、平成22年度は増額を見込むことができました。しかしながら、この特例措置は必ずしも安定的なものではなく、しかも本市においては合併支援措置が段階的に縮減し始める平成26年度以降は普通交付税が減少し始め、平成31年度には人口減少による減額分も含めると約30億円減少する見込みであります。

一方、歳出では公債費がここ数年は高い水準で推移するほか、高齢者、障害者福祉などの社会福祉費の大幅な増加と、学校施設の耐震化及び改築費の増大、多額の施設管理経費に加え、県の行政改革に伴う県単補助金の減少による市負担額の増大などにより、市財政は厳しい状況が続きます。また、平成20年度の実質公債費比率は21.8%であり、依然として高い水準にあるため、起債、これは通常の起債でございますが、通常債の発行額の抑制と繰り上げ償還を柱とした「公債費負担適正化計画」に沿った財政運営を求められております。こうした状況から、今後も財政の健全化を最重要課題として取り組んでまいります。

平成22年度の予算編成におきましては、昨年に引き続き公債費負担適正化計画で示した起債、すなわち臨時財政対策債を除く通常債の発行額28億円以内を堅持しつつ、第1に安全で安心できる環境の整備、安心して子育てができる環境づくり、生活弱者が安心して暮らせる社会づくり、安心できる保健・医療体制の充実に主眼を置いた『安全、安心の地域づくり』、第2に、



産業振興、雇用の確保、地産地消の推進、社会基盤整備の充実、文化・教育、人づくりを主眼に置いた『活力、希望のある地域づくり』、第3に、市民自治、市民参画のまちづくりを主眼に置いた『市民主体の地域づくり』の三つを予算編成の柱と位置づけるとともに、景気低迷に対処すべく可能な限り第4の『緊急経済・雇用対策』を行うこととし、同時に第5として『身の丈にあった財政規模への取り組み』、第6として、知恵と工夫で特段の予算を用いずに市民サービスを提供する『ゼロ予算事業』にも引き続き積極的に取り組むことといたしました。

こうした柱によって編成した結果、性質別歳出では、普通建設事業に前年度対比4.1%増の45億4,366万円、扶助費に28.5%増の27億5,516万円、人件費に0.8%増の48億2,462万円、公債費に0.3%減の60億538万円、物件費に1.4%減の39億7,647万円を計上いたしました。

歳入では、景気の低迷により、個人市民税が前年度対比6.1%、1億48万円の減額、法人市民税が23.9%、6,405万円の減額、固定資産税は電力会社等の広域に設置された償却資産等の増により5.2%、1億3,617万円の増額となりましたが、市税全体では0.8%、4,066万円の減額で48億6,696万円となりました。

地方交付税については、国において「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設などにより、交付税総額において1兆733億円が増額されたことを受けて、前年度対比2.1%、2億6,900万円増の128億1,400万円を計上いたしました。

国庫支出金は、子ども手当制度の創設に伴い、前年度対比40.9%、5億8,454万円増の20億1,326万円となりました。

一方、臨時財政対策債を除いた市債、いわゆる通常債は前年度対比5.3%、1億4,730万円減の26億4,590万円を計上し、公債費負担適正化計画の28億円以内を堅持いたしました。

国の地方交付税特別会計の財源不足を補うために発行する臨時財政対策債は、前年度対比19.9%、2億4,928万円増の15億円を計上し、市債全体では前年度対比2.5%、1億198万円増の41億4,590万円といたしました。

以上の結果、平成22年度の当初予算は、市税が減少しましたが、地方交付税や臨時財政対策債が増加したこともあり、財政調整基金を繰り入れることなく編成することができました。

このような方針に基づき編成した平成22年度予算規模は、一般会計284億8,600万円、特別会計149億4,124万9,000円、企業会計47億8,242万6,000円、合計482億967万5,000円となり、平成21年度当初予算に比べ、一般会計は3.1%の増、特別会計は0.1%の減、企業会計は2.9%の増となっております。

続きまして、予算編成方針で申し上げました五つの柱と重要施策につきまして、項目ごとの主な内容を御説明申し上げます。

最初に、一つ目の柱である『安全、安心の地域づくり』についてであります。

まず、環境衛生の一般廃棄物の処理に関する事業では、クリーンセンター施設の修繕事業費1億6,985万円、環境衛生センター施設の修繕事業費5,469万円などを計上し、施設の適切な維持管理に努めます。

ごみの減量化については、生ごみ処理機購入助成を継続するとともに、引き続き段ボールコンポストの普及、推進に努め、生ごみの堆肥化、減量化により循環システムの確立を目指します。

また、美しい郡上市の環境保全のために、不法投棄の根絶を目指し、緊急雇用創出事業による不法投棄防止対策149万円及び環境団による監視パトロールと回収を実施するとともに、啓蒙活動を行い、市民の不法投棄防止への意識を高めていきます。

市内には利用していない可燃物焼却場が残置され、その取り壊しが課題となっておりますが、まず八幡町にある中部清掃センターの事前調査を行ってまいります。こうした環境対策事業には12億1,710万円を計上いたしました。

次に、安全・安心の確保のための基盤整備としては、今年度は白鳥地内の曾部地川改修工事が完成の見込みとなっております。また、美並地内における長良川の河川改修事業や急傾斜地崩壊対策事業など、県の河川事業の促進、危険箇所の防災工事の促進を図るとともに、市としても道路環境、治山・治水、急傾斜地整備事業に1億4,600万円を計上いたしました。

鳥獣害防止対策事業では、恒久的な獣害防除さく等の設置に対する支援など2,651万円を計上し、事業推進に努めてまいります。

消防・防災対策につきましては、消防ポンプ自動車や防火水槽、また音声告知放送システムの更新、これは2億4,675万円でございますが、これを初めとした防災体制の充実事業に6億2,161万円を計上いたしました。

児童生徒の安全を確保するための学校施設の整備につきましては、今年度完成予定の西和良・和良統合中学校、いわゆる郡上市立東中学校に7億1,108万円を計上し、建設を推進してまいります。また、新たに白鳥中学校改築事業に取り組むため、今年度は4億6,416万円を歳出予算として計上いたしました。

学校教育環境の充実につきましては、平成21年度に行いました耐震診断の結果に基づき、計画的に補強工事を進めます。本年度は大和北小学校の屋内運動場を初め、川合小学校の屋内運動場、石徹白小学校の校舎棟の実施に向けて2億2,163万円を計上いたしました。また、小川小学校の老朽校舎についても修繕工事で、これは2,100万円でございますが、行うことといたしました。

次に、安心して子どもを産み育てる社会構築に向けては、子育て支援センターが核となり、子育て支援団体等との連携を強化し、よりよい環境づくりを進めてまいります。さらに、出産

早期に難聴を発見して適切な療育につなげるための「新生児聴覚検査支援事業」、これは90万円でございますが、また、乳幼児の細菌性髄膜炎を予防するための「ヒブワクチン予防接種」の公費助成制度、59万円でございますが、これを創設いたします。

それから、課題となっております子ども医療費につきましても、通院に係る医療費助成を中学3年生までに拡大することで、乳児から義務教育修了時までの学童に対する通院及び入院医療費をすべて無料にすることといたしました。これにより就学前の子どもに対する乳幼児医療費助成事業6,279万円、義務教育の児童生徒に対する乳幼児等医療費助成事業8,561万円を計上いたしました。こうした保健医療の体制の充実に2億317万円、国民健康保険特別会計繰出金を初めとする保健医療対策の推進事業に5億200万円を計上いたしました。

子育て支援の取り組みとして、子ども手当、これは新たに創設されるものでございますが、これに7億9,950万円や、子育て支援金の創設730万円、それから私立保育園、これは認定子ども園保育園部の施設整備支援に1億1,400万円、認定子ども園幼稚園部整備支援に9,000万円など、子育て支援の充実を図ってまいります。これらの子育て支援の充実として18億3,305万円を計上いたしました。

次に、障がいのある方や高齢者の方が安心して暮らせる施策については、県補助金等が削減される中、従来のサービスを継続実施するとともに、新たに障害福祉サービス事業所試用支援事業73万円の創設や、郡上市ケーブルテレビ放送施設使用料助成の拡大をいたします。

施設整備につきましては、八幡町小野地内に保健センター及び児童療育機能を有する保健福祉施設の建設に向けた実施設計に着手いたします。

また、郡上市介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームを増設、20床の増設でございますが、それを増設する社会福祉法人に対する「施設整備補助金」を創設し、700万円を計上いたしました。

こうした後期高齢者医療、介護保険や生活保護扶助経費を初めとした高齢者・障がい者など生活弱者サービスの充実や介護者に対する支援の拡大に28億2,258万円を計上いたしました。

次に、特定健診・特定保健指導の実施に当たっては、制度の周知活動を強化するとともに、受託医療機関の拡大や個々の健康状態に即した保健指導など、受診環境のさらなる改善を図り、受診率の向上を目指します。

また、女性特有のがんである子宮・乳がん検診は、特定年齢の受診料免除措置を引き続き講じます。

そのほか、全国の年間自殺者数が平成10年度以降連続して3万人を超え、本市では自殺死亡率が国・県平均を上回っていることから、自殺予防対策協議会を設置し、関係機関と連携し、自殺予防対策に取り組んでまいります。事業費として82万円を計上いたしました。

直営診療所群を構成する地域医療センターは、僻地医療の第一線を担うとともに、保健や福祉を包括的に展開することを目的として、引き続き特定健診や介護予防事業にも積極的に関わってまいります。

公立2病院では、市民の命と健康を守るため、1次、2次医療の充実はもとより、救急や周産期医療体制の維持に努める一方、公立病院改革プランに掲げる目標の達成を目指すとともに、新たに設置した地域医療確保検討委員会の意見や提言を踏まえ、民間医療機関との連携のもと、地域医療を安定的かつ継続的に提供するための体制整備に向けた取り組みに力を注いでまいります。

次に、二つ目の柱であります『活力、希望の地域づくり』についてであります。

農業振興の分野では、昨年の政権交代により、これまで約40年間実施されてまいりました米の生産調整にかわって戸別所得補償モデル事業が導入されることにより、農業政策の歴史的な転換期を迎えております。こうした農業を取り巻く情勢が変化する中で、昨年策定しました郡上市農業振興ビジョンの実現に向けて、農業の持続的発展と、その基盤である農村の振興を図っていく必要がございます。集落や農地の多面的機能を確保するための中山間地域等直接支払制度や、農村の環境保全を図る農地・水・環境保全向上対策事業及び恒久的な獣害防護さく等の設置に対する支援を予定しております。

また、地域農業の活性化に向けて地産地消を積極的に推進し、地元農産物の学校給食への提供や青空市場間の連携を強め、安全・安心の意識徹底のため、生産者の研修会の開催及び農薬の自主検査を行うことにより、質の高い農産物としての地位を確立し、消費拡大ができるよう努めてまいります。

畜産振興につきましては、畜産農家の経営環境が厳しい中で、個々の農家の繁殖・肥育技術の向上、病気の予防や死廃事故の低減、自給飼料生産の拡大によるコスト低減等、総合的な施策や支援の実施により、飛騨牛及び乳用牛の生産の振興を図ってまいります。また、有機質堆肥の利用の拡大を図り、耕畜連携を推進するとともに、市営牧場の放牧事業拡大及び農家支援のため、放牧料金の値下げを実施いたしたいと考えております。

森林・林業については、引き続き造林事業、特に間伐事業を積極的に推進し、水源の涵養や山地災害防止等、森林の持つ機能を発揮させ、良好な自然環境と市民の安全な生活環境の創出に取り組んでまいります。

また、郡上産材の活用促進と定住化を図るために新築住宅建設に対する支援制度、すなわち郡上市産材住宅建設等支援事業を創設し、500万円を計上いたしました。

これらの農・林・畜産・水産業振興には、合わせて6億3,214万円を計上したところであります。

次に商工振興についてであります。先般取りまとめました郡上市商工振興ビジョン「郡上の強みを活かした内発的産業の創造」を目指し、郡上市が持つ特性・強みを最大限活用し、産業構造の転換促進と振興事業に取り組んでいくことといたしております。特に商工業の分野では、社会企業家、次世代の起業家を育成するためのセミナーや、現在の厳しい経済環境を乗り越えるための経営改善並びに技術強化への支援を行うとともに、本市の強みである豊富な地域資源と多くの交流人口を市内消費の拡大につなげるため、「食」を切り口に各種事業を展開してまいりたいと考えております。こうした商工業振興事業には1億7,006万円を計上いたしました。

観光振興につきましては、今般策定しました郡上市観光振興ビジョンでは「訪ねたい、滞在したい郡上づくり」を基本理念として取り組みを強固に推進することといたしました。特に国内については、東海北陸自動車道の全線開通効果を最大限に生かすために、郡上市観光連盟と連携して、継続的なキャンペーン事業を実施いたします。

また、長良川鉄道の利用を軸とした、より地域色が出る旅行企画として、郡上市への着地型旅行の推進を図ってまいります。国外については、台湾、シンガポール、オーストラリアを中心に誘客事業を実施し、民間事業者と連携したより効率的な活動を行います。東京都港区や三重県志摩市などとの観光物産交流も進展させてまいります。

新規事業として、仮称でございますが、「郡上藩凌霜隊140年祭」の開催を計画いたしました。

なお、明宝温泉「湯星館」、高鷲「湯の平温泉」に指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを最大限に生かしていくことといたしております。日本まん真ん中温泉「子宝の湯」についても、引き続き指定管理者制度導入へ向けて検討してまいります。

こうした観光振興事業には2億3,285万円を計上いたしました。

次に交通対策につきましては、市内の公共交通体系を総合的に見直すため、各地域公共交通検討会の意見に基づく「郡上市地域公共交通総合連携計画」の策定を進めます。市民の日常生活における通院、通学、買い物等の移動手段の確保に向けて、地域の実情に適した方策の確立を目指します。また、広域交通対策として長良川鉄道、路線バスの財政支援を行ってまいります。これら市民の足を確保する公共交通対策には1億9,651万円を計上いたしました。

基盤整備につきましては、政権交代に伴い、「コンクリートから人へ」のキャッチフレーズのもとでの事業仕分けや制度改正など、大きな変革の中にありますが、郡上市においてはこれまでの安全・安心の確保と地域活性化に向けた基盤整備を着実に推進する必要があると考えております。道路基盤整備には20億3,645万円を、土地改良等の農業基盤整備には1億590万円を、林道等の林業基盤整備には2億1,780万円をそれぞれ計上したところであります。なお、今年

度は八幡・美並間の羽佐古トンネルが開通の見込みとなっております。

また、郡上市の生活と活力を支える最も重要な社会資本の一つである東海北陸自動車道の4車線化は現在保留状態となっておりますが、早期事業着手に向け関係団体と連携し、積極的に働きかけてまいります。

道路基盤整備事業の中のまちづくり交付金事業については、これまで大和、八幡、白鳥地区において事業展開をしてまいりましたが、平成21年度をもって大和地域は完了予定であり、本年度は八幡地域、白鳥地域について事業を進めてまいります。

また、策定中の郡上市景観計画につきましては、郡上市景観百景プロジェクト事業、これは300万円を計上いたして取り組みながら、具体的な景観施策を進めてまいります。

住宅施策については、現在保有している市営住宅、特定公共賃貸住宅、市有住宅の合わせて39団地、608戸の適正管理に努めるとともに、市有分譲宅地である美並「円山の里」、白鳥「寿賀丘団地」について積極的に販売を進めてまいります。

次に水道事業につきましては、5年間の経過措置を経て、平成21年度より水道使用料金・加入分担金は統一となりましたが、市内には66ヵ所と多くの水道施設があり、この維持管理費が経営面で大きな負担となっていることから、徹底したコスト削減と効率的な水道施設統合を目指します。

また、有収率の低い施設を中心に計画的に夜間等の漏水調査を実施し、漏水箇所の把握を行うとともに、布設がえ等の修繕による有収率、収入を上げるための向上策でございますが、有収率の向上に努めます。

新年度における事業としては、平成18年度より事業着手しております和良統合簡易水道事業に3億5,134万円を計上いたしました。最終年度を迎え全区域の完成に向け推進してまいります。また、八幡地域では相生農業集落排水事業にあわせて老朽管の布設がえを目的に、相生簡水基幹改良事業1億1,242万円を実施し、大和地域では、水道未普及地域解消事業として、平成21年度に変更認可申請を終えた中神路の一部と下古道の一部の未普及地域を対象とした神路簡水拡張事業6,111万円に着手し、早期供用開始に向けて推進してまいります。また、簡易水道統合調査事業で、これには300万円を計上して着手し、老朽施設を中心に効率的な統廃合の基礎調査を行い、財政状況も勘案しながら計画的に統廃合を進め、安全・安定供給による持続可能な事業形態と健全経営の確立を目指してまいります。

次に下水道事業は、市民の皆さんの快適な住環境の整備とともに、公共用水域の水質保全に欠かすことのできない重要な生活基盤事業であり、今後とも事業の積極的な推進を図ってまいります。新年度の事業として、継続事業の美並中央処理区の建設事業については、平成21年度に面整備を終了し、処理場の増設に着手いたします。これには5,408万円を計上いたしました。

八幡相生地区においては、平成20年度より着手しております農業集落排水事業の早期供用開始に向け、積極的に推進してまいります。これには2億5,574万円を計上いたしました。また、大和地域では、加入対象件数の増加により、大和处理区建設事業として処理場の増設に着手いたします。これに6,210万円を計上いたしました。

次に下水道使用料金等の統一につきましては、市内34ヵ所と多くの下水道施設があり、この維持管理費が水道事業と同様、経営面で大きな負担となっておりますが、効率的な運用とコスト削減の徹底を図り、合併後の市民負担の地域格差を解消すべく、適正な下水道使用料金、負担金、分担金の早期統一を進めてまいりたいと考えております。

次に学校教育につきましては、生命と人権の尊重を基盤とした「自立・共生・創拓の教育」を推進するとともに、子どもたちがふるさとへの誇りと愛情を持ち、心豊かでたくましく「生きる力」をより一層育むことができるよう努めてまいります。

また、保育園・幼稚園と小学校、小学校と中学校、中学校と高校が連携し、基礎的・基本的な学習内容の定着や個性・才能の伸長を図るとともに、家庭や地域とも連携し、あいさつや家庭学習等の基本的な生活習慣が定着するよう努めてまいります。なお、本年度より白鳥中と郡上北高校による連携型中高一貫教育をスタートさせます。学校教育には7億8,976万円を計上いたしました。

社会教育では、歴史や文化を大切にし、支え合ってともに生きようとする地域社会を創造していきたいと考えております。そのため、どの地域でも活発な生涯学習と地域活動が展開できるよう、新公民館体制の定着と公民館活動の充実を図ってまいります。また、郡上市についての理解と認識を深めるための「郡上学講座」を初め、「郡上かるた」の作成、「白山文化フォーラム」など、市民の一体感を高める「郡上学」の計画的な推進を図ってまいります。

文化・芸術の振興につきましては、短歌や俳句などの文芸を郡上市民の特色ある文化活動として市全体に広げ、活動の充実を図るとともに、市民一人が一文化に親しみ、生活を豊かにできるよう、文化活動団体の育成や活動支援を行ってまいります。

また、ふるさとの歴史文化の認識を高める文化財につきましては、保護等の現状を的確に把握し、保護・活用の体制を確立していくとともに、大学等との連携で町並み景観や伝統的建造物の調査に350万円を計上して行い、その保存や活用の具体策を構想してまいります。

図書館事業では、市民の読書活動の充実を図るため、市民が利用しやすい図書館の体制づくりや図書館活動を推進してまいります。

スポーツ振興では、「市民1人1スポーツ」の推進を目標として、市内のスポーツ施設の有効活用を図り、市民へのスポーツ機会の提供、青少年スポーツ活動の活性化、競技力向上のため各競技団体の育成強化を推進いたします。

「2012年ぎふ清流国体」につきましては、推進体制を整え、組織的な活動とともに、国体PR活動としての市民スポーツイベントを推進いたします。

これら文化振興事業やスポーツ振興事業に、合わせて4億5,722万円を計上いたしました。

次に、三つ目の柱であります『市民主体の地域づくり』についてであります。

昨年7月に「郡上市市民協働指針」を策定いたしました。この指針をもとに、さらに市民協働を推進していくために、「団体提案型協働事業」を実施するための制度を創設いたしました。この制度は、事業を提案された団体と郡上市との「協働」によるきめ細かで質の高いサービスの提供により、市民満足度を高めるとともに、幅広い市民協働の実践につなげていこうとするものであります。なお、平成21年度に試行実施いたしました大和振興事務所の窓口業務につきましては、平成22年度には「行政提案型協働事業」として実施することといたしました。こうした事業には合わせて466万円を計上いたしました。

また、行政と市民が地域の課題に協働で取り組むための母体となる自治会や地区公民館等の市民組織について、「自治会組織等活性化検討会議」を設置して、その活性化方策を総合的に検討してまいります。

さらに、本年度も昨年度に引き続き「郡上市集落総点検・夢ビジョン策定モデル事業」を継続して、集落の維持・活性化対策を推進してまいります。そのために385万円を計上いたしました。

市における男女共同参画の推進につきましては、平成21年度に策定した「郡上市男女共同参画プラン」に基づき、推進会議やフォーラムの開催など、男女共同参画社会の形成に向け、推進事業を展開いたします。

次に、国内における自治体交流につきましては、友好都市交流協定締結により青少年交流、文化交流など、さらに東京都港区との交流を積極的に行ってまいります。また、三重県志摩市などとの交流についても、引き続き交流のあり方について調査研究を行います。

国際交流は、市民による自主的な相互理解や多文化共生推進の活動を引き続き支援してまいります。

ケーブルテレビ事業につきましては、行政情報番組の充実に努めるとともに、今年度からサービスを開始する自主放送番組のデータ放送による行政情報の提供について、積極的な活用を図ってまいります。

次に、4番目の柱でございます『緊急経済・雇用対策』についてであります。

地域経済を取り巻く情勢は、郡上市でも、製造業を初め公共事業の縮小に苦しむ建設業など、広い分野で依然として厳しい経営環境が続いております。こうした中で、市の雇用対策協議会や商工会等の関係団体と緊密に連携し、経済対策、雇用対策を推進し、地域経済の活性化を図



ってまいりたいと考えております。

平成22年度へ繰り越しをいたしました国の「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」の諸事業は、先ほど申し上げました緊急経済対策事業でございますが、これは地域経済への効果が大きいものであり、速やかに効果があらわれるように推進してまいりたいと考えております。

新年度の主な事業といたしましては、商工会事業に対する支援を引き続き実施するとともに、新たに国の緊急経済対策による融資で信用保証承諾が得られた資金利息に対する補給制度の創設や、市内消費を喚起するため、商工会が行う市内共通商品券発行事業へのプレミアム上乗せ支援をしてまいります。また、工業分野では、事業者が大学等の試験研究機関と共同で取り組む新技術・新製品の研究開発に対する支援などに積極的に取り組みたいと考えております。先ほど申し上げました利子の助成につきましては1,300万円を、市内共通商品券発行事業へのプレミアム上乗せ支援には1,100万円を計上したところでございます。

また、雇用面では引き続き観光案内事業などの緊急雇用創出事業に964万円、これにより11人を雇用いたします。交流移住推進事業などのふるさと雇用事業に1,428万円、これにより5人を雇用いたします。ということで、合計2,392万円、16人の雇用分を計上いたしましたところでございます。

次に、第5番目に『身の丈の合った財政規模への取り組み』でございますが、予算編成に当たっては、可能な限りの経費削減に取り組んだところであります。

人件費については、定員適正化計画により14人の削減で純減を行い、1億3,040万円の削減効果がありましたが、その一方で、共済費負担率が増加したこと等により、人件費総額では3,737万円の増加となっております。

公債費では、公債費負担適正化計画により1,813万円の減となり、徐々にではありますが、起債残高の縮減が償還利息の減少となってあらわれつつあります。平成22年度末の起債残高は481億4,000万円となり、平成21年度末に比して10億6,715万円減額する見込みであります。その他として、温泉施設2施設について今年度より指定管理を導入することなどにより、歳出としての管理運営経費が9,127万円の減額となったほか、社会福祉協議会活動事業補助金については、補助基準、いわゆる補助ルールの見直しを行い、1,289万円の減額となりました。

次に、第6番目に『ゼロ予算事業への取り組み』として、過疎地域人材派遣事業支援、介護予防一般高齢者施策事業、これは介護予防体操指導事業でございますが、それから女性の雇用環境向上事業、観光振興対策事業、これは市内観光奨励事業です。それから生涯学習振興事業で、これは出前講座事業です。これらなど、今年度も39事業を実施することといたしております。

以上、大変長くなりましたが、平成22年度の市政運営に対する指針や予算編成の考え方など

を申し上げました。激動する厳しい経済・社会情勢なればこそ、一つひとつの施策に希望を持って粘り強く一步一步着実に前進させていきたいと考えております。議員各位の御指導と、市民の皆様の御理解と御協力を心からお願いするものであります。

最後に、本議会において審議をお願いしております議案につきまして、その概要を申し述べたいと存じます。

初めに議案第7号は、郡上市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてであります。平成22年4月29日をもって任期満了となるため、3名の委員の選任につきまして議会の同意を求めます。

次に議案第8号から議案第23号までは条例関係であります。その主なものについて御説明申し上げます。

まず議案第9号は、郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例について、郡上郡町村合併協議会における議員報酬に係る調整方針に基づき、定数特例終了後の議員報酬の適正化を図るため、一部改正をするものであります。

次に議案第12号は、郡上旬彩館やまとの朝市の設置及び管理に関する条例の制定についてであり、郡上旬彩館やまとの朝市の新設に伴い、所要の条例を制定するものであります。

議案第14号は、郡上市営牧場条例について、水沢上牧場の放牧事業を円滑に推進するため、牧場使用料の引き下げのための一部改正をするものであります。

次に議案第16号、郡上市下水道条例等の一部改正及び議案第17号、郡上都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例等の一部改正は、下水道使用料金、負担金、分担金の統一等を図るため、合計7本の条例について所要の改正をするものであります。

議案第18号は、郡上市福祉医療費助成に関する条例について、乳幼児等の医療費助成の対象を、通院についても現行の小学校6年生までから中学校3年生までに拡大するため、一部改正をするものであります。

議案第20号は、郡上市子育て支援手当条例について、今般、国制度による子ども手当及び市単独の子育て支援金、これは一時金でございますが、創設に伴い、従来の制度を廃止するものであります。

議案第24号から議案第34号までは、平成21年度郡上市一般会計補正予算を初めとして、計11会計の補正予算でございます。

次に議案第35号から議案第58号までは、平成22年度郡上市一般会計を初めとして、同病院事業等会計に至るまでの合計24会計における新年度予算でございます。冒頭の施政方針や予算編成方針で考え方を申し上げましたので、ここではそれぞれの内容は省略させていただきますが、追って詳細に御説明を申し上げ、御審議をお願い申し上げます。

議案第59号から議案第63号までは、公の施設に係る指定管理者の指定でありまして、旬彩館やまとの朝市ほか4件の指定管理者を指定しようとするものであります。

次に議案第64号は、過疎地域自立促進計画の変更についてであります。明宝及び和良地域における平成17年度から21年度の同計画を見直すものであります。

議案第65号は、辺地総合整備計画の変更についてであります。市内八つの辺地における同計画の内容を見直すものであります。

議案第66号は、辺地総合整備計画の新たな策定についてであります。平成22年度から26年度間の市内六つの辺地における計画を策定するものであります。

次に議案第67号から議案第94号までの財産の無償譲渡については、いずれも集会施設として各地区会、自治会へ施設を無償譲渡するものであります。

議案第95号は、市道路線の廃止について、美並地域の1路線の機能喪失に伴い廃止するものであります。

次に議案第96号は、市道路線の認定について、高鷲2路線、美並2路線、明宝1路線の計5路線の道路新設、管理移管、市道編入などに伴い、認定をお願いするものであります。

報告第2号は、平成21年度郡上市土地開発公社予算並びに事業計画について御報告するものであります。

以上が今議会に上程いたしました議案並びに報告の概要でございます。今回提案しました議案は合計90件で、その内訳は、人事案件が1件、条例の制定、一部改正に関するものが16件、平成21年度補正予算関係が11件、平成22年度当初予算関係が24件、指定管理者の指定が5件、その他33件でございます。こうした議案のほか、報告が1件でございます。詳細につきましては、議事の進行に従いまして、それぞれ担当部長等から御説明させていただきます。十分御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。私からの施政方針並びに議案の提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（美谷添 生君） ありがとうございます。大変御苦労さんでした。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時45分を予定いたします。

（午前10時34分）

---

○議長（美谷添 生君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時45分）

---

#### ◎議案第7号について（提案説明・採決）

○議長（美谷添 生君） 日程4、議案第7号 郡上市固定資産評価審査委員会委員の選任同意

についてを議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） それでは、議案第7号につきまして御説明を申し上げます。

議案第7号 郡上市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について。

郡上市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

住所、氏名、生年月日の順で読み上げさせていただきます。

郡上市八幡町殿町139番地、青木正男、昭和23年11月26日生まれ。お二人目ですが、郡上市白鳥町中西601番地1、大前令子、昭和27年3月14日生まれ。3人目でございます。郡上市美並町上田725番地、古川和夫、昭和15年7月11日生まれでございます。

なお、任期は平成22年4月30日から25年4月29日の3年間としてございます。

この評価審査委員会の委員会制度でございますけれども、固定資産の納税者から当該年度の固定資産に係ります評価額につきまして不服の審査申し立てがありました折に、中立的な第三者機関というような立場でもって、その申し出について処理をしていただくということで制度化されてございます。そして、この選任に当たりましては税法の中で定めがございまして、当該市町村の住民であること、それから市民税の納税義務者、または学識経験という方の中で議会の同意をいただき選任するということになってございます。

最初の青木正男さんですが、この方につきましては、土地家屋調査士、今は行政書士ということでお仕事をされておられまして、既に19年からこの委員をお願いしてございます。今回再任ということで、2期目のお願いをするということでございます。それからお二方目の大前令子さんですが、この方は主婦であり司法書士の事務所のお手伝いをしてみえるということから、今回新しく選任のお願いをさせていただいております。そして3人目の古川和夫さんでございます。この方は、元美濃市の幹部職員を最後に退職され、現在は農業ということで従事されておられますが、前任者の都合によりまして、平成20年の中途からこの委員をお願いしまして、今回再任ということでお願いしたいということでございます。

以上、選任につきまして上程をさせていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（美谷添 生君） ただいま議題となっております議案第7号について同意を求める件は、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案に同意することに決

定いたしました。

---

◎議案第8号から議案第23号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（美谷添 生君） お諮りいたします。日程5、議案第8号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程20、議案第23号 郡上市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例についてまでの16件を一括議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号から議案第23号までの16件を一括議題といたします。

順次説明を求めます。説明につきましては、できるだけ簡略に要旨について説明をお願いいたします。

それでは、議案第8号から議案第10号についての説明を求めます。

松井市長公室長。

○市長公室長（松井 隆君） 議案第8号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、郡上市退職手当審査会の設置に伴い、非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償の支給を適正に行うため、この条例を定めようとする。

2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

この本条例、第2条関係の別表でございますが、左の新しいところをごらんいただきますと、特別職報酬等審議会委員の下に退職手当審査会委員、月額6,000円というものを加えさせていただきます。

附則といたしまして、平成22年4月1日から施行をするというものでございます。

この条例につきましては、国家公務員の退職手当につきまして、法律の一部改正がございまして、平成22年4月1日から、退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為を在職中にしたと認められるに至った者の退職手当の全部または一部を返納させることができるということとされまして、郡上市におきましては、退職手当は岐阜県市町村職員退職手当組合に加入をいたしまして、負担金を支払うことで支払い手続を委託しておりますが、この県の組合におきましても、国から1年おくれとなります平成22年4月1日以降、国と同様の対応を図るということで、本年2月25日に組合条例の改正を行いました。改正後の組合条例では、退職手当の支給制限、あ

るいは返納を行う場合には、すべての事例において市が組合に申し立てを行うこととしまして、特に退職後に在職中の非違行為により支給制限等の申し立てを行う際には、市町村が設置をす  
る退職手当審査会に諮問をすることとされているということから、平成22年4月1日以後、郡  
上市退職手当審査会を設置することとしているために所要の規定整備を図るというものでござ  
いますので、お願いをいたします。

次に、議案第9号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例について。

郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定  
めるものとする。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、郡上郡町村合併協議会における議員報酬に係る調整方針に基づき、定数特例終了  
後の議員報酬について適正化を図るため、この条例を定めようとするものでございます。

2枚おめくりをいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

左の新でございますが、第2条及び第4条関係の別表でございます。議長にありましては  
「38万円」を「39万円」に、議員報酬の額ですが、それから副議長にありましては「32万円」  
を「34万円」に、議員にありましては「28万8,000円」を「31万円」に改めるものでございま  
す。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成22年4月1日から施行するというものでござ  
います。

続きまして、議案第10号 郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び郡上市職員の給  
与に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び郡上市職員の給与に関する条例の一部を改  
正する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、平成21年8月人事院勧告における、月60時間を超える時間外勤務を行った場合の  
時間外勤務手当支給割合の引き上げ、及びこれにかわる代休時間制度の創設に伴い、この条例  
を定めようとする。

おめくりをいただきまして、改正条文の3ページの次に新旧対照表がついております。3枚  
ほどめくっていただきますと、新旧対照表の1ページからということで説明をさせていただきます。  
なお、本日、皆様方のお手元にこういう1枚ものがございますけれども、表題が平成22  
年3月議会提案条例説明資料、四角で囲みまして議案第10号という1枚の紙が、けさほど一番  
上にあったと思いますが、それを恐れ入りますがちょっとごらんいただきたいと思います。こ  
の説明資料と新旧対照表とあわせて説明をさせていただきますが、新旧対照表につきましては、  
引用の条項が多いために、お読みいただきましても非常にわかりにくい点がございま

ので、特にこの点につきましては、この資料を中心に説明をさせていただきます。

二つの条例であります、まず提案の簡単な説明をさせていただきますが、先ほど書いてありましたように、この資料の(2)でございますように、大きく分けて二つありますが、一つは時間外勤務手当の支給割合の引き上げということで、①でございますように、月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合の引き上げを「100分の150」に改定をするというものでありますし、また②でございますように、その支給割合と本来の支給割合との差額の支給にかえて時間外勤務代休時間を指定することができるという制度、この2点が大きな改正でございます。

それでは、改正条文の概略の解説、(3)でございますが、まず第1条につきましては、郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

この第1条では、第8条の4の追加ということで、新旧対照表にアンダーラインがすべて引いてありますが、8条の4、それからその2項ということで新たに追加をしております。まずこの8条の4の1項の意味でございますけれども、月60時間以上の時間外勤務に対しまして、新たに増額される手当の支給にかえまして時間外勤務代休時間を付与することができるというものでございますし、また、この説明の2行目の半ばぐらいから2項の説明がしてありますが、この代休時間につきましては、勤務を要しないと、当然の規定ではございますけれども、2項で代休時間については勤務をしなくてもいいという旨の規定を追加するというものがこの説明でございます。

それから、次の第10条でございます。10条につきましては、第8条の4の中段あたりに「以下「勤務日等」という」というふうを書いてございますけれども、ここでこの規定を追加したことによりまして、旧の方の条例では、このいわゆる勤務日等の説明が第3条以降ずっと説明が書いてありますが、この8条で規定をしているために、その説明部分を削除するということでございます。この新旧対照表をおめくりいただきまして、第10条の後段、2ページでございますけれども、この後段のアンダーラインの部分の説明でございますが、いわゆる他の代休日を指定した日に時間外勤務代休時間を指定できないということで、今までの通常の代休日を指定した日に今度新たに規定をするこの時間外の代休日は重ねて重複して指定はできないと。これも当然のことといえばあれなんです、こういった規定をここに加えさせていただくものでございます。

次に、第2条の関係でございますけれども、これにつきましてはもう一つの条例、郡上市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

まず第18条の関係でございますけれども、職員の給与に関する条例の一部改正する条例でございます。資料の2枚目、裏面の2ページをちょっとごらんいただきたいと思います、まず、

この新旧対照表の3ページの第18条の改正につきましては、時間外勤務代休時間を与えられて勤務をしなくても給与の減額を行わない旨を規定いたしております。これも当然といえば当然なのですが、その規定がこの18条の1行目あたりのアンダーラインの部分をつけ加えるということでございます。

それから、おめくりをいただきまして、4ページの19条の改正でございますけれども、19条につきましては、4項、5項、6項と加えておりますが、まず4項につきましては、月60時間以上の時間外勤務を行った場合に、現行の額に加えて100分の25、または100分の15を増額して時間外勤務手当として支給する規定を追加するというものでございます。二つの条例の改正の関係で、このことが給与条例の後の方からになっておりますけれども、4項はそういう規定の追加でございます。いわゆる先ほど申しました100分の150にするというものでございます。

次に5項の説明でございますけれども、この説明資料の19条のところの3行目からになります。その増額分を支給するかわりに代休時間を与えられた場合には、増額分の時間外勤務手当を支給することを要しないとする規定を追加させていただくものでございます。

次に第6項の説明といたしましては、その次にあります育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期つき短時間勤務職員についても同様の規定を追加させていただくというものでございます。

なお、この条例の施行日につきましては、平成22年4月1日からというものでございます。

以上でございますが、よろしくお願いをいたします。

○議長（美谷添 生君） 次に、議案第11号についての説明を求めます。

池ノ上消防長。

○消防長（池ノ上由治君） 議案第11号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について。

郡上市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、個室型店舗における火災時の避難管理のため、この条例を定めようとする。

1枚めくっていただきたいと思えます。

一部改正の内容ですけれども、37条の2の次に37条の3として新たに加えるものでございます。内容として、カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレホンクラブ、個室ビデオその他これらに類するものの遊興の用に供する個室に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあつては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りではない。

これは、避難通路に面した出入り口のドアを外開きにした場合、開放したときに、この戸が



避難障害とならないように自閉式にしなければならないという、全国統一的な運用を図る基準でございます。対象施設としては1施設でございます。

附則として、施行期日は、平成22年4月1日から施行する。

経過措置、2として、22年の4月1日以前から新築中、改築中のものや既存のものについては、平成23年3月31日までの間は適用しないというふうになりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（美谷添 生君） それでは次に、議案第12号から第14号までについての説明を求めます。  
服部農林水産部長。

○農林水産部長（服部正光君） それでは、議案第12号 郡上旬彩館やまとの朝市の設置及び管理に関する条例の制定について。

郡上旬彩館やまとの朝市の設置及び管理に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としまして、郡上旬彩館やまとの朝市の新設に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするでございます。

1枚おめくりいただきまして、郡上旬彩館やまとの朝市の設置及び管理に関する条例。

まず第1条につきましては、設置目的が書いてございます。

また、第2条の名称及び位置につきましては、名称につきましては郡上旬彩館やまとの朝市、位置につきましては郡上市大和町剣148番地でございます。

また第3条につきましては、開館時間が記載してございます。開館としましては、午前8時半から午後4時までということでございます。

また第4条につきましては、休館日ということでございますが、休館日は毎週火曜日というようなことが記載してございます。

第5条につきましては、使用の許可ということでございます。あらかじめ市長の許可を受けなければならないという条項でございます。

第6条につきましては、使用の制限ということでございます。使用の制限の中には、許可した事項について、変更、取り消し、中止のことが記載してございます。

第7条につきましては、使用料の納入ということでございます。使用料の納入は前納しなければならないということでございます。

また第8条については、使用料の減免ということで、減免の措置の記載でございます。

第9条につきましては、使用料の不還付ということでございますが、これについては使用料は還付しないということが記載してございます。

第10条でございます。管理の代行ということでございます。ここにつきましては、指定管理

者制度を導入するということが書いてございます。

第11条につきましては、指定管理者が行う業務でございます。これにつきましては、指定管理者の業務が5項目ほど書いてございます。

続いて指定管理者の権限でございます。第12条でございますが、これにつきましては、指定管理者の権限の規定が書いてございます。

13条につきましては損害賠償でございますが、ここの故意とか過失によりまして施設の棄損、または滅失したものについては損害を賠償しなければならないということが記載してございます。

第14条については委任事項でございますが、この条例施行に関して必要な事項は市長が別に定めるということでございます。

また、附則につきましては、施行期日、この条例は、平成22年4月1日から施行するというところで、準備行為でございますが、この条例の第10条及び郡上市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の前日においても行うことができるということでございます。

続いて、その次のページでございます。7条関係の別表でございますが、使用料関係でございます。ここについては、使用料においては1ヵ月当たり6万円ということでございますので、よろしく願いいたします。

議案第13号でございます。郡上市手数料条例の一部を改正する条例について。

郡上市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、家畜共済の事務取扱要領等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

この事務取扱要領の一部改正につきましては、嘱託契約を締結しないと代理受領ができないということに改正されましたので、その条例を改正するということでございます。

新旧対照表を見ていただきたいと思います。左側が新で右側が旧でございます。

まず、旧の方の3条の第2項を新の方では第3項へ下げるということで、第2項を新たに加える形でございます。これにつきましては「家畜の診療、人工受精及び受精卵移植等に関する手数料は、前項の規定にかかわらず、月ごとに納入通知書又は口座振替の方法により、利用者より徴収する。ただし、家畜共済対象事故にかかる病傷事故共済金は、農業共済組合より嘱託獣医費とともに代理受領することができる」という項目が新たに加わります。

また、別表第2でございます。これにおきましては、まず内容に出てくるのはA種、B種ということが出てきますが、まずA種においては必要経費ということでございます。これは薬剤

費等でございます。また、B種というのは技術料を含み、また薬剤費も含んでおるとい形のものでございますが、まず旧の方ではB種での取り扱いでございました。それで、新の方で新たに「家畜共済対象事故は、農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林大臣が定める点数等を定める件により算定したA種の合計点に10円を乗じた額とする。家畜共済対象事故以外の診療その他の行為にあつては、上記算定基準により算定したB種の合計点に10円を乗じた額とする」ということで、新の方ではA種の必要経費という形の薬剤費の請求になろうかということでございます。それで技術料につきまして、別途、嘱託契約により技術料が市の方へ納入されるということでございますので、よろしく願いいたします。

議案第14号でございます。郡上市営牧場条例の一部を改正する条例について。

郡上市営牧場条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としましては、市営水沢上牧場の放牧事業を円滑に推進するため、この条例を定めようとするでございます。

新旧対照表をお願いいたします。左側が新で右側が旧でございます。

ここの牧場使用料につきまして、旧の方では本市に住所を有する農業者または農業団体の場合におきましては300円になってございます。また、第5条の1項ただし書きの部分が400円でございます。この部分が、新たに本市に住所を有する者においては200円、また第5条1項のただし書きの部分については300円と。第5条につきましては市外ということでございます。値下げをするということでございます。この背景におきましては、平成18年に牧場改善のために300円に改正したということがございますが、合併以前は延べ1万頭を下回ることはなかったわけでございますが、放牧料を300円に改正してから、現在には約五、六千頭まで減少しておるということでございます。この原因は、やはり全農購入の飼料で賄っても300円ほどでできるというようなことで、非常にその辺、農家への放牧に対する経費の増大につながっておるといふふうに考えられます。そこで、やはり今回、農家の利用しやすい値段まで放牧料を値下げする必要があるのではないかとということで、「300円」を「200円」に下げたということでございます。それで、この下げたことによりまして、本来の目的である、特に夏場等の農繁期の労働時間の確保ができるというような支援もできるということで、今回、値下げを提案してございます。そこで、県下の平均の放牧料は約192円というような状況でございます。

この附則につきましても、平成22年4月1日から施行をするということでございます。

それと、先ほど13号で附則の方を忘れましたが、この13号につきましても、平成22年4月1日から施行するということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（美谷添 生君） 次に、議案第15号から17号までについての説明を求めます。

木下水道部長。

○水道部長（木下好弘君） それでは、議案第15号につきまして御説明申し上げます。

郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について。

郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、簡易水道施設の認可変更に伴い、給水区域・給水人口及び給水量を変更するため、この条例を定めようとするものでございます。

4枚ほどおめくりをいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。左側が新、右側が旧でございます。

まず、別表第1の2条関係の改正でございます。表の中の二つ目になりますが、大和町神路簡易水道で、これは中神路、下古道の一部の未普及を解消するために神路簡水の区域拡張の事業を実施しておる分でございますが、給水区域に「下古道」を加えさせていただきまして、認可変更に伴いまして給水人口を400人、それから日最大の給水量を166立米とするものでございます。

続きまして、一つ置きまして白鳥町の石徹白簡易水道でございます。これにつきましては、県営の中山間事業で老朽化いたしました浄水場の改良を実施しておるものでございます。認可変更に伴いまして、給水人口を338人、日最大給水量を227立米とするものでございます。

一番下でございますが、高鷲町の鷲見簡易水道でございます。この施設につきましても、老朽化に伴いまして改良事業を実施したものでございますが、認可変更に伴いまして、給水人口を330人、日最大給水量を123.8立米とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

2行目になりますが、美並町の北部簡易水道でございます。これは合併時の条例掲載時に常用漢字でない給水区域の地区名が入ってございましたので、今回あわせまして変更をさせていただくというものでございます。アンダーラインが引いてある部分でございますが、「鬮」という漢字がございまして、これを平仮名に変更させていただくというものでございます。

一つ置きまして美並町の南部簡易水道でございます。これは地区名の変更に伴いまして、今回あわせて給水区域の中の地区名称を変更させていただくというものでございまして、「半在」を「八坂」に変更するというものでございます。

続きまして、一つ置きまして明宝の畑佐簡易水道でございます。これは畑佐トンネルの事業関係で、畑佐につきましては奥住と畑佐の二つの浄水場がございまして、そのうちの畑佐の方が支障になりまして、この支障対応といたしまして、奥住の浄水場の増補を行いまして対応し

ていくということで事業を進めさせておっていただいておりますが、認可変更に伴いまして、給水人口を529人、日最大給水量を227立米とするものでございます。

続きまして明宝の二間手簡易水道、それから一つ置きまして明宝の寒水簡易水道につきましては、合併時の条例掲載時の誤りの訂正を行うというものでございます。今回、条例改正にあわせまして認可書と確認をしました結果、誤りが見つかりましたので、あわせてお願いをするというものでございます。まず二間手簡易水道につきましては、給水人口を883人に、日最大給水量を382.7立米とするものでございます。寒水の簡易水道につきましては、給水人口を376人とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

和良町の和良簡易水道でございますが、旧の方のアンダーラインが引いてございます7施設でございますが、現在、和良町の和良簡易水道につきましては8施設を一つにするという統合簡水事業を進めさせておっていただきます。老朽化に伴います統合簡水事業で対応をさせていただきますが、認可変更に伴いまして7施設を和良簡易水道に統合するという事で、給水区域の地区名に「方須、上土京、下土京、安郷野、鹿倉、東野」を加えまして、給水人口を2,280人に、日最大給水量を878立米とするものでございます。

なお、給水人口につきましては、旧と新で大きく変動があるものがございますが、給水人口につきましては、変更認可時の現況の人口推移により掲載をしていくというものでございますので、かなり古い施設等がございますものですから、認可変更時にこれが改められるということで大きな差が出ておる部分があるということで御理解をいただければと思います。日最大給水量につきましても、給水人口に伴いまして定めていくというものでございますので、お願いをいたします。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行をしようとするものでございます。

続きまして、議案第16号をお願いいたします。御説明申し上げます。郡上市下水道条例等の一部を改正する条例について。

郡上市下水道条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、下水道使用料金の統一、相生地区農業集落排水処理施設の追加及び個別排水処理施設の処理区域の変更のため、この条例を定めようとするものでございます。

なお、この条例改正につきましては、2月12日の全員協議会におきまして説明させていただいた下水道料金等統一の方針の内容に基づきまして、使用料に係ります関係条例の整備を行うとするものでございます。

10枚ほどおめくりいただきますと、新旧対照表がございますので、そちらの方で御説明を申

上げます。

この条例につきましては、新旧対照表の1ページにつきましては第1条の郡上市下水道条例の一部改正でございますが、第3条までの改正条例でございます、3条例の改正でございます。

まず、ただいま申し上げました第1条関係の郡上市下水道条例の一部改正でございますが、下水道料金等の統一に伴いまして、公共下水道及び特定環境保全公共下水道の使用料に關します関係条項の改正を行うものでございます。同様に、左側が新で右側が旧、アンダーライン部分が改正の部分でございます。

まず、18条の2項でございますが、「開始若しくは」を「開始し、又は」に改正するものでございますが、これは他の同一条例と表記方法を今回あわせて統一させていただくというものでございます。

それから旧の方の18条でございますが、3項で「美並地区、和良地区については前項の規定にかかわらず、別表による」を削除、削る規定になってございますが、これは月の中途におきまして使用開始または中止したときの定めを2項に統一いたしますために削るものでございます。

続きまして、別表、第18条関係でございますが、旧町村ごとに定めております現行の使用料金表を従量料金制に統一いたしまして、かつ集管路をもちまして処理場へ污水を集めまして処理をするという集合処理施設の整備完了時における維持管理費の回収可能な使用料単価によりまして、その統一使用料金表を定めるものでございます。

まず基本料金につきましては、2使用月の污水排水量15立米までを基本料金といたしまして、その使用料を2,400円、15立米を超えます16立米からの従量料金につきましてでございますが、表にございますように、一般家庭及び公衆浴場を除く事業所等につきましては、16立米から60立米までが170円、61立米から100立米までが180円、101立米以上につきましては190円、公衆浴場につきましては、16立米以上を75円とするものでございます。なお、污水排水量の算定につきましては、規則で定めることといたしております。

10ページをお願いいたします。10ページは改正条例の第2条の郡上市農業集落排水処理施設の設置及び管理に關する条例の一部改正でございます。同様に、下水道料金等の統一に伴いまして、農業集落排水処理施設の使用料に關します関係条項の改正を行うものでございます。

表の中をごらんいただきますと、旧の方で第7条の3項でございますが、削る規定でございます。これは下水道条例と同様の理由によりまして削るものでございます。

続きまして、別表1でございます。別表1につきましては、八幡町の相生農業集落排水処理事業の事業認可に伴いまして、当該処理施設の名称、位置、区域の追加を行うものでござい

す。次のページになりますが、施設の名称といたしまして相生地区農業集落排水処理施設、施設の位置でございますが、郡上市八幡町西乙原字川面17番地、処理区域といたしましては、相生地区農業集落排水事業において定める区域とするというものでございます。

続きまして、別表第2、第7条関係でございますが、これは下水道条例と同様に、旧町村ごとに定めております現行の使用料金表を改正いたしまして、その統一使用料金表を定めるものでございます。下水道条例と同様でございますので、表の説明は省略をさせていただきます。

続きまして、21ページをお願いいたします。一番最後のページです。

これは改正条例の第3条の関係で、郡上市個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。これにつきましても、下水道料金等の統一に伴いまして、個別排水処理施設に関します関係条項の改正を行うものでございます。

第3条でございますが、改正前、「公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽設置整備事業」とありますものを改正後は「公共下水道事業及び農業集落排水事業」と改正するものでございますが、現行で旧大和町のみが、この旧の方でございます今回字句を削ります浄化槽設置整備事業で実施しております合併処理浄化槽、この事業で合併処理浄化槽の設置を実施いたしておりますが、下水道料金等の統一に伴いまして、いわゆる市型の個別排水処理施設の事業でございますが、これを編入をするために削る措置を講ずるというものでございます。合併時以来、大和地域のみが、一般会計の方で個人設置になりますのでということで補助金で対応しておったものを、今回の料金統一に伴いまして、市型の事業に編入をするということでございます。

あと参考までに、使用料の算定方法の改正はございませんが、現行条例で農業集落排水処理施設の条例の規定を準用することとしておりますため、本条例では該当条項がないというものでございます。

続きまして、ちょっとお戻りをいただきまして、最初の改正条例の2ページをごらんいただきたいと思っております。

附則の関係でございます。

まず施行期日でございますが、附則の第1項で、この条例は、平成22年10月1日から施行をしようとするものでございます。

それから附則の2、何枚かおめくりをいただきますと、10ページに附則の3がございますが、これは平成26年3月31日までの使用料の激変緩和措置を講ずるための特例でございますが、まず2ページの附則の2につきましても、平成25年度までの公共下水道の使用料の算定額の特例でございます。3ページをごらんいただきますと、1行目ですが、「改正後の郡上市下水道条例第18条に規定する別表の使用料の算定額にかかわらず」、以下1号からございますが、「次

の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める算定額とする」というものでございます。平成25年度までの経過措置ということでございます。次にただし書きがございますが、「ただし、特例の算定額が改正前の別表により算出した使用料の算定額、改正前の算定額というふうにしておりますが、を下回り、かつ、改正後の算定額が改正前の算定額を下回る場合は、改正後の算定額とし、改正後の算定額が改正前の算定額を上回る場合は、改正前の算定額とする」という非常にややこしい書き送りのものがございますが、これは経過措置期間中におきまして、算定額が現行より一たん下がりました、最終的に上がるというような状況をなくするために、現行よりも統一後の使用料金が下がる場合には、現行よりも下げないで改正後にとどめるといったもの、それから現行よりも改正後の方が高くなる場合がございますが、経過措置によって計算しまして、経過措置期間中に現行よりも下がる場合がございますが、実際には上がるのに、一たん下がってまた上がっていくということで、その場合には現行の料金にとどめるという経過措置の内容でございますので、お願いをいたします。

以降、1号に八幡町におけます平成26年3月31日までの使用料算定額の特例、4ページには大和町、白鳥町の特例、6ページには高鷲町、それから7ページには美並町、8ページには和良町の算定額の経過措置を定めております。なお、明宝がございませんが、明宝につきましては公共下水道、特環の処理区域がないということでございますので、お願いをいたします。

続きまして、附則の3項でございますが、10ページでございます。これは同様に、平成25年度までの農業集落排水処理施設の使用料算定額の特例でございます。ただ、条例の方で個別排水処理施設、それから集合排水処理施設につきましては農業集落排水処理施設に準用するという規定になってございますので、個別排水処理施設、集合排水処理施設につきましても同様の経過措置になるということでございます。

以降、16ページまでに八幡町から和良町までのこの経過措置期間中の料金をそれぞれ経過措置として定めておるということでございます。

続きまして、本日の配付資料の中の二つ目にあつたと思っておりますが、議案第16号 郡上市下水道条例等の一部を改正する条例について（参考資料）という資料を配付しておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。この資料につきましては、2月12日の議会の全員協議会の折に料金統一に係る市の考え方の資料を配付いたしましたが、その中の抜粋でございます。これは料金統一に伴います影響を抜粋いたしまして、説明させていただきます。

まず、ページが2-4となっておりますが、全協のときの資料の2-4でございます。

1枚おめくりいただきました1枚目につきましては、各世帯ごとでございますが、各世帯ごとにおおむね、この区分にございます15立米、15立米につきましては今回の基本料金でございます。それから20立米につきましては、1人世帯の大体標準的に使われる使用水量でございます。



すし、以降、各立米単位に影響額の試算をしたものがございます。参考にごらんいただければと思いますが、お願いをいたします。

それから、資料をもう1枚おめくりいただきますと、今度は、この資料につきましては、平成21年の6月の使用料金、現行の使用料金を統一案に当てはめた場合、統一後になりますが、地域ごとにどういう影響があるかというものをあらわしたものでございます。まず八幡につきましては、統一案というところのアップ率の小計をごらんいただきますと、これは21年6月の使用料金をあくまでも状況を当てはめたものでございますので、御承知おきを願いたいと思いますが、全体でアップ率が7.5%、大和につきましては5.5%の増、白鳥につきましては36.2%の増、高鷲につきましては5.9%の増、それから美並、明宝、和良につきましては、現在、人数制でございますので、現行は人数制の料金によります使用料金になりますし、統一案につきましては、1人世帯につきましては20立米といった標準的な汚水量がございましたので、それを当てはめてみますと、美並につきましては7.7%の減、明宝につきましては5.9%の減、和良地域につきましては10.6%の減というような影響になるということでございますので、あわせてよろしくをお願いをいたします。

続きまして、議案第17号につきまして御説明を申し上げます。

郡上都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例等の一部を改正する条例について。

郡上都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、下水道受益者負担金及び分担金を統一するため、この条例を定めようとするものでございます。

本改正条例につきましても、前条例と同様、市の全協でお示しをいたしました方針の内容に基づきまして、負担金、分担金に係ります関係条例の整備をいたしておりますので、よろしくをお願いをいたします。

5枚ほどおめくりをいただきますと、新旧対照表がございましたので、そちらをお願いいたします。

本改正条例につきましては、第1条から第6条までございまして、関係条例5条例の改正を行うものでございます。

まず、改正条例の第1条の関係でございますが、郡上都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正でございます。下水道料金等の統一に伴いまして、公共下水道の負担金に係ります関係条項の改正を行うものでございます。

第6条の4項でございますが、改正後「負担金は、一括して徴収するものとする」ということでございますが、統一後の負担金、分担金につきましては一括徴収というふうに定めるとい

うことの方針でございますので、その方針に基づきまして該当条項の改正を行うというものでございます。

第8条でございますが、これは下水道料金の統一に伴いまして、市が公用に供し、または供することを予定しているもの及び市が企業の用に供しているものについてを100%の減免対象とするために所要の改正を行うものでございます。

なお、ここには4号が出てまいりませんが、2項の第4号は委任条項でございまして、委任条項の方では、自治会所有または自治会が管理するものにつきましても100%の減免措置を講ずることといたしております。

また、公共下水道の負担金につきましては関係条項の改正がございませんが、公共下水道につきましましては、土地に対しまして1平米当たり560円で区域内の土地すべてに負担金が決定されておりまして賦課済みであることから、現行を引き継ぐというものでございますので、お願いをいたします。

続きまして、2ページをお願いいたします。

改正条例の第2条の関係でございます。郡上市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正。これにつきましては、特定環境保全公共下水道の分担金に関します関係条項の改正を行うものでございます。

第6条の3項の改正につきましては、公共下水道条例同様の理由で分担金を一括して徴収するものがございますし、第8条の改正規定につきましても、公共下水道の例に準じて改正をするものでございますので、お願いをいたします。

続きまして、3ページをお願いいたします。

別表でございますが、第4条関係でございます。この別表につきましては、町村ごとに定められております八幡地区以外の地区の現行の負担金の額を改正し、統一分担金の額を定めるものでございます。一般世帯につきましては、旧7町村の加重平均によります分担金の額を統一分担金の額といたしまして定め、事業所等一般世帯以外につきましては、この備考にございますJ I Sの処理対象人員算定基準により算定される10人までを1単位、32万円といたしまして、11人を超える場合は、この表の処理対象人員の区分により0.5単位、16万を加算して求められる額を当該分担金の額といたしまして、3単位に限度額を設定するというものでございます。新の方の表の中のアンダーラインが引いてある部分だけ御説明申し上げますと、八幡地区以外の地区につきまして、一般世帯は公共ます1ヵ所当たり32万円とするもの、事業所等一般世帯以外につきましては、処理対象人員が1人から10人までは32万円、11人から30人までは48万円に、31人から50人につきましては64万円、51人から100人までは80万円、101人以上は96万円とするものでございます。

なお、八幡地区の特定環境公共下水道の分担金でございますが、金額の変更はございませんが、これは公共下水道関連で整備したものでございまして、公共下水道の負担金同様、現行を引き継ぐことといたしております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

15ページは改正条例の第3条の関係でございます。郡上市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部改正でございますが、農業集落排水事業の分担金に关します関係条項の改正を行うものでございます。

6条の第3項及び第8条の改正規定につきましては、今回の下水道料金の統一に伴いまして、その取り扱いを同一にするために、公共下水道及び特定環境公共下水道の例に準じて改正をするものでございますので、内容の朗読は省略をさせていただきます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

別表でございます。第4条関係でございますが、これにつきましても、旧町村ごとに定めております現行の分担金の額を改正いたしまして、特定環境保全公共下水道の八幡地区以外の地区の例によりまして統一分担金の額を定めるものということでございます。内容につきましては特定環境保全公共下水道の改正条例と同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

30ページは改正条例の第4条の関係でございます。郡上市個別排水処理施設設置整備事業受益者分担金徴収条例の一部改正でございます。これは下水道料金等の統一に伴いまして、市型に編入をいたします大和地区の個別排水処理施設の分担金の額を定めるものでございまして、従来、先ほど御説明いたしましたように、大和地区につきましては市型でないということで、分担金の定めがございませんので、ここで定めさせていただくというものでございます。

分担金の額につきましては、同大和地区におけます負担の公平性の観点から、統一分担金とするまでの間におきましては、同地区の特定環境保全公共下水道及び農業集落排水処理施設の分担金の額に準じて定めるものでございます。新旧対照表をごらんいただきますと、別表に大和地区を追加するものでございます。一般世帯が、現在、特環、農集で定められている金額でございますが、浄化槽1基当たり35万円、一般世帯以外につきましては、35万円に以下の表にございます建築用途区分に定める額を加算するというものでございます。これは現行条例の内容と同様でございますので、時間の関係で朗読は省略をさせていただきますので、お願いをいたします。

続きまして、33ページをお願いいたします。

33ページは改正条例の第5条の関係でございますが、郡上市個別排水処理施設設置整備事業

受益者分担金徴収条例の一部改正でございます。これも下水道料金等の統一に伴いまして、個別排水処理施設の分担金に關します關係條項の改正を行うものでございまして、第4條の第4項及び第6條の改正規定につきましては、下水道料金の統一に伴いまして、その取り扱いを同一にするために、これまで説明をしてまいりました公共下水道から農業集落排水事業の例に準じて改正するものでございますので、お願いをいたします。

続きまして、34ページをお願いいたします。

別表でございます。第3條關係でございますが、これにつきましても、旧町村ごとに定めております、また、大和地区におきましては現在定めることといたしました現行の分担金の額を改正いたしまして、農業集落排水事業の例によりまして統一分担金を定めるものでございます。表の内容につきましては特環、農集と同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、新旧対照表の最後のページ、48ページをお願いいたします。

改正条例の第6條の關係でございます。郡上市集合排水処理施設設置整備事業受益者分担金徴収条例の一部改正でございます。これは集合排水処理施設の分担金に關します關係條項の改正を行うものでございまして、第3條の關係の改正でございます。これは旧の方をごらんいただきますと、現在、美並地区のみなみニュータウン開発区域、高鷲地区の中村集合区域にこの集合排水処理施設がございますが、統一後の分担金の額は農集の規定を準用するよう定めるものでございます。

続きまして、改正条例の7ページをごらんいただきたいと思ひます。附則の關係でございます。

まず、7ページの中段やや下の附則（施行期日）とございますが、附則の第1項の定めでございますけれども、これにつきましては、減額免除の改正規定及び大和地区の市型編入に伴う個別排水処理施設の分担金の額を定める規定につきましては平成22年10月1日から適用することとし、負担金、分担金を一括徴収とする改正規定並びに分担金の額の改正規定につきましては、平成26年4月1日から適用をするというものでございます。

1枚おめくりいただきまして、8ページをごらんいただきたいと思ひます。

附則の2から6がございまして、この2、3、4のただし書き以前、それから6につきましては、八幡地区におきまして分納制度が現在ございます。これにつきましては、26年の統一後は一括徴収ということでございまして、この26年3月31日までに分納で納付いただくというふうに申し込まれた方につきましては、まだ納期が残っております前に、26年4月1日以降につきましてもその納期で納めていただけるような経過措置を定めるということで、納期の経過措置を定めるものでございます。

あと附則の4につきましての4行目のただし書き以降と、それから附則5の第5項の規定でありますが、まず附則第4項のただし書きでありますが、「ただし、相生地区農業集落排水処理施設の処理区域における分担金の納期及び徴収は、同処理区域の供用開始の日から5年を経過する日までの間、なお従前の例による」というふうに記載をいたしておりますが、内容につきましては、現在、事業を施行中の相生地区農業集落排水処理施設の処理区域につきましては、旧八幡町におけます公平性を担保する観点から、現行の分割納期の制度及び一括納付に係る現行の報奨金制度を供用開始の日から5年という期限つきで措置を講ずるというものでございます。今説明いたしましたように、八幡地域内での公平性の担保を行うと。一応統一になります平成26年の前年度あたりに供用開始を現在予定いたしておりますので、5年分割という制度でございますので、26年3月31日までは前納できますが、それ以降には、例えば残りの2年分を一括納付しようとしても報奨金が出ないということで、八幡町の従来の他の地域との負担の公平性が担保できんということから、今回は合併時にできなかった料金統一というようにございまして、経過措置で対応をさせていただくということでございます。

附則の第5項につきましては、相生地区の減額・免除の関係でありますが、減額・免除につきましては、供用開始の日までは、これも4項のただし書きと同様、旧八幡町の地域内での負担の公平性を担保する関係から、供用開始日までは現行の減免制度を引き継ぐ措置を講ずるというものでございますので、お願いをいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（美谷添 生君） 大変御苦労さんでございました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。昼食後、再開は午後1時を予定いたします。

（午後 0時01分）

---

○議長（美谷添 生君） それでは、定刻前でございますけれども、全員集合いただいておりますので、会議を再開いたします。

（午後 0時58分）

○議長（美谷添 生君） それでは、まず市長より発言を求められておりますので、許可をいたします。

日置市長。

○市長（日置敏明君） 発言をお許しいただきまして、ありがとうございます。

先ほど私が提案説明をさせていただきました条例議案でありますが、議案第16号と17号の改正について御説明をさせていただいたときに、合計7本の条例の改正にかかわるというふうに御説明申し上げましたが、数え間違いをしております、先ほど木下水道部長が説明したと

おり、8本の条例改正でございますので、おわびして訂正をさせていただきたいと思っております。最後の16ページのところでございますが、合計7本と書いております。また、そうお話し申し上げました。

それから、先ほどの提案説明の中、1行飛んでおりましたこともあわせておわび申し上げます。以上でございます。

○議長（美谷添 生君） それでは、会議に戻ります。

それでは、議案第18号から第21号までの議案につきまして、説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） それでは、議案第18号でございます。郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。  
平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、外来時における乳幼児等医療費の助成対象を中学校3年生まで拡大するため、この条例を定めようとするものでございますので、よろしく願いいたします。

めくっていただきまして、新旧対照表の方をお願いいたします。

ちょうど中段ぐらいでございますが、括弧書きで下線が引いてございますけれども、右側の旧の方でございますが、「（乳幼児等のうち、12歳に達する日以後における最初の4月1日から15歳に達する日以後における最初の3月31日以前のものについては、入院に係るものに限る。）」ということで、今までは中学生は入院までは助成をしておりましたが、このものにつきましては削除させていただき、第5条の関係も同じことでございますけれども、この条の中の一部を削除することにより、中学生までの医療費を助成するというものでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第19号でございます。郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、ウイングハウスについて市事業所としての位置づけを廃止するとともにすみれ作業所の定員を変更するため、この条例を定めようとするものでございます。

新旧対照表の1ページの方をごらんいただきたいと思います。

旧の第2条のところでございますが、名称及び位置のところ、一番上の名称、ウイングハウス、位置、郡上市八幡町島谷172番地、定員21名でございますが、御承知のように、4月1日から社会福祉協議会の方でこの事業所を運営していただくことになりましたので、社協の直

接の施設ということで、市の方からは削除させていただくというものでございます。

下段のすみれ作業所でございますが、定員が15名というところで下線が引いてございますが、新しい方では20名ということで、5人の定員増ということでございます。このことにつきましては、今までウイングハウスとすみれ作業所が一体的な事業所という位置づけをしておりましてたけれども、このたびウイングハウスの方が単独で独立という形をとりますので、すみれ作業所も独立という形での事業展開をするためには、定員20名以上でないと自立支援の給付費が受けられないという事情もございますし、このすみれ事業所の地区の美並地域からも、新しく新年度からさらにこの事業所で働きたいという方が見えるということも推定しながら、定員の方をふやさせていただくものでございますので、よろしく願いいたします。

なお、附則で、施行につきましては、平成22年4月1日から施行するというものでございます。

大変失礼しました。先ほどの18条でございますが、大変申しわけございません。附則のところで、施行期日につきまして、平成22年4月1日から施行する。経過措置としましては、この条例による改正後の郡上市福祉医療費助成に関する条例の規定は、平成22年4月1日以降の療養の給付費等に係る助成及び支給から適用したいというものでございますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第20号でございます。郡上市子育て支援手当条例を廃止する条例について。

郡上市子育て支援手当条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、子ども手当及び子育て支援金の創設に伴い、この条例を定めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成22年4月1日から施行するというものでございますが、先ほど市長の施政方針の中でもございましたけれども、新しく子ども手当の方が4月から、これは御承知だと思いますが、一律1万3,000円、それから新しく郡上市として子育て支援金という事業を始めさせていただくということで、この二つの事業を行うことにより、子育て手当の方は条例を廃止するというものでございますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第21号でございますが、郡上市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

これは、郡上八幡老人憩いの家を廃止するため、この条例を定めようとするということでございますが、めくっていただきまして、1ページの新旧対照表を見ていただきたいと思います。

第3条に老人憩いの家の名称及び位置は、次のとおりとするというところで、名称、郡上八幡老人憩いの家、位置、郡上市八幡町相生995番地の2、このものにつきましては、本地区にございます相生の自治会の方から、当建物について、今後の施設管理、補修等々、周辺の草取り等も地元の方で管理をしていきたいという希望がございまして、市の方では現在、この施設については使っておらんというようなこともございまして、地元で有効利用していただければというようなことで、この条例については一部改正をしていくというものでございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（美谷添 生君） それでは次に、議案第22号についての説明を求めます。

酒井国保白鳥病院事務局長。

○国保白鳥病院事務局長（酒井 進君） 議案第22号 郡上市立病院等職員宿舍設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市立病院等職員宿舍設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由といたしましては、医師住宅としての利用がないことにより、普通財産として管理するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、第2条でございますけれども、この表中の郡上市国保白鳥病院医師住宅の項を削り、公布の日から施行するものでございます。

もう1枚おめくりをいただきまして、新旧対照表でございます。旧の方でございますけれども、現在、白鳥病院の医師住宅といたしましては、国保白鳥病院「白鳥セントラルマンション」、それから郡上市国保白鳥病院医師住宅というふうに二つあるわけでございますけれども、現在、昭和56年から使用しておりました郡上市国保白鳥病院医師住宅につきまして利用がないということもございまして、ほとんどセントラルマンションの利用になっておるということでございますので、今回、この住宅を廃止しまして、条例を整備するものでございますので、よろしく願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（美谷添 生君） 続きまして、議案第23号についての説明を求めます。

常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） それでは、議案第23号について御説明申し上げます。

郡上市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について。

郡上市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、白鳥公務員宿舎を教職員住宅として位置づけること及び那比教職員住宅は相生第二小の統廃合に伴い利用がないことにより廃止するため、この条例を定めよう



とするものでございます。

2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。

別表第1でございますが、旧にございます那比教職員住宅、郡上市八幡町那比1385番地を削除するものでございます。そして、新しく白鳥教職員住宅、郡上市白鳥町白鳥359番地2を加えるものでございます。白鳥地域内には老朽化が進んでおります教職員住宅がございまして、今後、これにかわるものとして位置づけをしていきたいというものでございます。ちなみに、単身用6戸、世帯用9戸の15戸でございます。

別表第2でございますが、那比教職員住宅2,500円を削除いたしまして、白鳥教職員住宅、単身1万、世帯1万2,000円を加えるものでございます。使用料の算定に当たりましては、市内の他の教職員住宅の使用料を参考に、また教職員の住宅手当を考慮し、定めさせていただいたところでございます。

附則でございますが、この条例は、平成22年4月1日から施行をするというものでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（美谷添 生君） お諮りをいたします。ただいま説明がありました16件については、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり所管の常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ただいま所管の常任委員会に付託いたしました議案第8号から議案第23号までの16件については、会議規則第46条第1項の規定により、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号から議案第23号までの16件については、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第24号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（美谷添 生君） 日程21、議案第24号 平成21年度郡上市一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） それでは、議案第24号につきまして御説明をいたします。

平成21年度郡上市一般会計補正予算（第7号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

恐れ入りますが、1ページをお願いしたいと思います。

平成21年度郡上市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,447万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ304億6,311万1,000円とする。2項につきましては省略させていただきます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるでございます。

それでは、最初に6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の繰越明許費の補正でございます。追加としまして、款、項、事業名、金額の順に読み上げさせていただきます。

最初に総務費の総務管理費、条件不利森林公的整備加速化事業で1,082万円、次に民生費の児童福祉費、子ども手当給付事務経費で168万円、衛生費、保健衛生費の予防接種事業で530万4,000円、農林水産業費の林業費、森林病虫害防除事業188万円、それから公共林道整備事業9,760万1,000円、過疎対策林道整備事業1,870万1,000円、道整備交付金事業3,390万円、林道整備事業3,365万8,000円、市単林道整備事業2,328万円、次、土木費へ移りまして道路橋りょう費でございます。合併特例道路整備事業2,879万4,000円、辺地対策道路整備事業1億3,245万円、地域活力基盤創造交付金整備事業6,710万8,000円、それから河川費で急傾斜地対策事業2,500万円、都市計画費、まちづくり交付金事業で1億8,638万6,000円、次、消防費でございます。消防費の消防費、瞬時警報システム整備事業799万円、それから教育費の中学校費、中学校耐震補強事業6,706万円、中学校校舎等整備事業で2,615万6,000円、それから災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費、現年補助災害復旧事業（林業用施設）でございますが、1,272万3,000円、公共土木施設災害復旧費、現年補助災害復旧事業（公共土木施設）ですが、2,115万2,000円、総額としまして8億164万3,000円でございます。

これは、雪等の天候の事情等によりまして、事業を次年度へ送りまして実施させていただくという内容のものが主でございます。それ以外のものもございしますが、そういう内容のものが主でございます。

それから3表、地方債の補正でございます。変更をお願いをしております。これは限度額の変更をお願いしております。

まず、一般単独事業14億1,010万円を12億1,190万円に、その内訳ですが、自然災害防止事業で1,390万円を1,330万円に、合併特例事業で13億9,620万円を11億9,860万円に、それから辺地対策事業で5億8,420万円を5億6,500万円に、補助災害復旧事業で9,430万円を4,820万円に、過疎対策事業で5億9,110万円を2億6,360万円に、それから臨時財政対策債ですが、12億5,072万円を12億4,994万4,000円に、合計で39億6,962万円を33億7,784万4,000円ということで補正をさせていただいております。よろしく願いいたします。

それでは、次に10ページをお開きいただきたいと思いますが、今回の補正につきましては、御承知のように、年度末を迎えておまして、事業の進捗に合わせ、事業も確定してきてございます。その関係で事業費はもとより、歳入におきましても全般にわたっての主に減額補正ということに相なってございます。それで、後ほど説明しますが、そういう意味合いにおいて事業費の確定とか増減とか、見込みによるとかということになってございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、まず歳入でございますが、分担金及び負担金の分担金で農林水産業費分担金432万2,000円の減でございます。農業分担金で547万1,000円、それぞれ団体営の土地改良、県営の土地改良、それから農地災害施設復旧関係の分担金の減ということで上げてございます。次に林業費分担金114万9,000円、こちらは増ということで、増にあわせてですが、県単林道整備と林業施設災害につきましては減額補正となっておりますが、市単独の林道整備事業につきましては、事業の確定に伴いまして増ということで見込んでございます。

それから次、使用料及び手数料の使用料、商工使用料でございます。減額の658万3,000円としてございます。これは説明欄に書いてございますが、温泉施設使用料、3施設の来客者の減ということで、今回、減額補正をお願いしてございます。

使用料及び手数料の手数料、衛生手数料でございます。530万円の減。清掃手数料としまして廃棄物の収集手数料、これはごみ袋の販売手数料の減ということでお願いをしてございます。

それから農林水産業手数料、畜産手数料735万円の増、こちらにつきましては、診療実績の増に伴います家畜診療手数料を見込んでございます。

次に国庫支出金、国庫負担金の民生費国庫負担金です。1,885万9,000円の増でございます。障害福祉費負担金1,726万円の増、これは利用者の増ということで、自立支援給付費の負担金を見込ませていただいております。次が保険基盤安定負担金8万1,000円の減としてございます。こちらの方につきましては、対象者の減に伴う見込み額ということで上げてございます。それから次が子ども手当費負担金です。168万円、これはこの22年度に向けてのシステム開発料ということで、これだけの受け入れを今回させていただいております。

それから次が災害復旧費国庫負担金3,419万2,000円の減、公共土木施設災害復旧費負担金と

ということで、内訳は公共土木施設災害復旧費と過年分の公共土木の災害復旧ということで、いずれも事業の確定に伴うものでございます。

次が国庫支出金の国庫補助金、総務費国庫補助金です。333万1,000円の減ということで上げてございます。このことにつきましては説明欄に上げてございますが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の内示額が変更確定をしまりましたので、今回、減額対応をさせていただいております。

それから次が民生費国庫補助金でございます。4,361万円の減です。障害福祉費補助金で100万円、これは日中一時支援の利用者増ということで100万円増額させていただきました。それから児童福祉費補助金、減額の4,461万円、次世代育成支援対策交付金、それから子育て応援特別手当事業費補助金、いずれにしましても、これは事業の確定ということですが、特に子育て応援特別手当につきましては、政権の交代に伴いまして事業が停止になったということで、4,211万円減額扱いさせていただきました。これはまた支出の方でも同額が出てまいります。

それから衛生費国庫補助金3,297万円の増です。清掃費補助金で98万円の減、合併処理浄化槽設置整備事業補助金、これは事業の確定ということで減額させていただきました。それから保健衛生費補助金3,395万円、地域活性化・公共投資臨時交付金としてございますが、簡易水道事業分ということで、これも後ほど出てきますが、繰出金ということで対応させていただきます。

それから農林水産業費国庫補助金、減額の781万2,000円、農業費補助金で157万8,000円の減、これは担い手育成・確保対策事業等補助金の受け入れを予定しておりましたが、事業の取り下げが出てきて、減額扱いにしてございます。それから林業費補助金623万4,000円の減、地域活性化・公共投資臨時交付金ということで、交付金の確定に伴うものでございます。

それから土木費国庫補助金、減額の2,122万5,000円、道路橋りょう補助金で2,100万円、住宅費補助金で22万5,000円、これもいずれも事業の確定に伴うものでございます。

それから教育費国庫補助金2億1,885万4,000円、説明欄に公立学校施設整備費補助金で5,228万5,000円の減、安全・安心な学校づくり交付金と地域活性化・公共投資臨時交付金で1億2,162万4,000円ということですが、これはいずれも事業費の確定によるものと、それから追加での交付決定がいただけたということで、これだけの増といいますか、予算対応をさせていただいております。

めくっていただきまして、12ページでございます。

国庫支出金の委託金、民生費委託金154万9,000円の減。これは国民年金事務費交付金の見込みに基づきまして減額の措置をとらせていただいております。

県支出金の県負担金、民生費県負担金442万3,000円の増。こちらの方は障害福祉費負担金で

863万円の増、これは施設利用者の増ということでふやさせていただいております。それと保険基盤安定負担金420万7,000円の減、こちらにつきましては、事業の確定、あるいはその見込みに伴いまして減額措置をとらせていただいております。

次、県支出金の県補助金、総務費県補助金で82万8,000円の減でございます。これは自主運行バス総合補助金の受け入れをさせていただきまして、事業の確定に伴って減額措置ということでございます。

民生費県補助金140万6,000円。障害福祉費補助金50万円、これは地域生活支援事業費補助金、日中一時支援の関係で利用者の増となったということでの増加でございます。それと老人福祉費補助金59万4,000円、こちらにつきましても補助対象法人がふえたということでふやさせていただいております。その下の児童福祉費補助金250万円の減ということですが、事業費の確定に伴いまして、低年齢児保育関係の補助金ですが、減額とさせていただいております。

それから衛生費県補助金、減額の848万6,000円。保健衛生費補助金で750万6,000円、新型インフルエンザの関係での臨時交付金を見込ませていただいておりますが、接種回数のこととか接種者数の見込みからそれだけ必要なくなったといえますか、要らなかったということでの減額対応でございます。次が清掃費補助金で98万円の減、これは合併浄化槽の設置補助事業の確定に伴います減額です。

次に農林水産業費県補助金で4,005万4,000円の減でございます。農業費補助金で、そのうち2,757万2,000円としてございます。農業委員会につきましては、交付額が確定したということですし、競争力強化生産、これは美並町のライスセンターで事業の確定に伴いましてこれだけ減額をさせていただくということです。それから自給飼料生産振興対策ですが、こちらの方も事業の確定に伴いまして、自走式の、これは堆肥散布車の購入ですが、減額ということでございます。それから飛騨・美濃じまん農産物育成支援、これはトマトハウスとか、あるいはシイタケ等の予冷庫の整備をとということでやりました結果、事業費がこういって確定したということでございます。それから、集落営農育成・確保緊急整備補助金ということで上げてございます。これも事業費の確定でして、乗用の田植え機を購入させていただいた結果、入札差金といえますか、こういう形で事業費になったということです。次、元気な園芸特産産地育成対策事業補助金ですが、このことにつきましては、事業が不採択といえますか、メニューから削られたために減額ということでございます。それから農地費補助金310万6,000円の減ですが、元気な地域づくりということで、これは基盤整備総合事業の関係での減額でございます。それから林業費補助金937万6,000円の減、こちらにつきましては、それぞれ有害鳥獣から事業名を上げてございますが、いずれも事業費の確定に伴うものでございます。

それから商工費県補助金836万円の増、こちらにつきましては、ふるさと雇用特別基金事業

費補助金、あるいは緊急雇用の関係での対応をさせていただいておりますが、いずれにしましても事業費の確定ということでございます。それから市町村振興補助金790万円、これは後ほどまた支出でも出てきますが、ネイチャーランを初めとしますイベント等の補助金ということで受け入れをさせていただいております。地域づくり事業補助金70万円ですが、これもまた支出で出てきますが、八幡城の450年祭といった形で補助金の受け入れをさせていただいております。

それから土木費県補助金、減額の119万3,000円。住宅の耐震診断、あるいは木造の耐震補強の関係が事業の確定に伴いまして減額をさせていただきました。

それから教育費県補助金74万4,000円。社会教育費補助金、放課後子ども教室推進の関係、児童ふれあい交流の関係、いずれにしましても、補助金が確定したということで増額で上げてございます。

それから災害復旧費県補助金、減額の3,344万4,000円でございます。内訳が農林水産施設災害復旧で1,583万4,000円、林業用施設災害で1,761万円、これも事業の確定に基づきまして減額措置をとらせていただきます。

次に県支出金の委託金の土木費委託金でございます。360万円。道路橋りょう費委託金としまして、県の道路除雪の関係の委託料が業務の追加ということでこれだけ増額していただきました。

それから次、県支出金の県交付金、電源立地地域対策交付金14万6,000円の減でございます。このことにつきましては、事業の確定に伴いまして、交付金が14万6,000円減額になったということでございます。

それから、妊婦健診公費負担拡充交付金で減額の130万5,000円でございます。このことにつきましては、当初の見込みよりも若干少なかったということで減額対応をさせていただいております。

それから、財産収入の財産運用収入、利子及び配当金で2,125万8,000円の増でございます。これは基金利子ということでございます。

それから財産収入の不動産売払収入101万8,000円、土地の売り払いがございまして、2件分ですが、上げてございます。

それから次、寄附金の一般寄附金で1,062万2,000円。こちらの方は郡上八幡産業公社から寄附金をいただいております。

それから次、ふるさと寄附金でございます。315万6,000円。ふるさと寄附金としまして、説明欄に上げておりますような区分での寄附申し込みをいただきまして、21年4月からことしの1月までの寄附額を計上させていただきました。

それから次、繰入金でございます。基金繰入金、財政調整基金繰入金としまして1億1,971万9,000円の減でございます。これは事業の財源の調整等の中でこれだけ繰り戻しをさせていただくということでございます。

次、特定目的基金繰入金5,000円でございます。内訳を見ていただきますと、介護従事者の関係での基金繰り入れが減額の7万5,000円、それからふるさと応援基金の繰入金で8万円ということで、相殺いたしましてこういうふうになってございます。いずれにしても、事業の確定といえますか、繰入額の確定に基づく措置でございます。

それから減債基金繰入金でございます。3億2,933万5,000円でございます。これはまた後ほど出てきますが、繰り上げ償還を簡易水道、下水で予定してございますので、それへの繰り出しということで使わせていただきます。

それから、諸収入、雑入で2,125万円。総務費雑入としまして1,829万7,000円です。説明欄に上げてございますが、県市町村振興協会からの交付金、あるいは16ページでございますが、シンポジウム等助成金、さらには県市町村振興協会の助成金ということで、このほど認めていただけましたので、雑入での対応をさせていただいております。それから民生費雑入、減額の300万円でございます。これは実績に基づきまして、介護予防マネジメントの業務報酬を減額させていただくということです。それから衛生費雑入819万8,000円の増ということでございます。不燃物、可燃物、粗大ごみのそれぞれの増減がございますが、雑入の受け入れ、あるいは実績に基づきまして措置をさせていただきました。それから農林水産業費雑入7万7,000円の減ということで、こちらの方は農業者年金の事務取り扱いの委託料が確定してきたということでございます。商工費雑入216万8,000円の減、温泉施設の物品売り上げが見込みよりも少なくなるということでの減額でございます。

次に、市債の農林水産業債でございます。2,230万円の減。農業債で2,110万円、林業債で120万円の減ということで、いずれにしても、事業費の確定に基づきまして措置をとらせていただきました。

土木債につきましても5,890万円の減で、道路橋りょう債が4,060万円、都市整備債が1,830万円、いずれも事業の確定に伴うものでございます。

それから消防債810万円の減。合併特例債、辺地債、過疎債ということで上げてございますが、確定に伴うものでございます。

それから教育債4億5,560万円の減。小学校債で3,670万円、中学校債で4億1,890万円ということで、合併特例債、過疎債ということでの事業の確定に伴いまして調整をさせていただいております。

それから臨時財政対策債77万6,000円の減。これも確定に伴うものでございます。

それから災害復旧事業債4,610万円。補助災害復旧事業債の公共土木施設の関係、それから農業用施設の作業復旧、林業用施設ということで、それぞれ事業確定によるものでございます。

それでは次に歳出の御説明をさせていただきたいと思っております。18ページを見ていただきたいと思います。

それで、説明の欄に項目があつて予算の上がつてないところがあるかと思っております。例えば18ページでいいますと、上から二つ目の臨時職員共済費、項目があつて額が出ておりません。こういうのがこれ以下幾つか出てくると思いますが、これは財源の組みかえ措置をとらせていただいております、事業費が変わっていないというものですので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、総務費の総務管理費、一般管理費ですが、6,845万3,000円の増でございます。職員手当から公課費のところを組みさせていただきました。職員給与費につきましては、勸奨退職に伴います退職手当組合の特別負担金ということで、9人分計上してございます。それから総務管理事務経費ですが、これは県との人事交流の関係で、これだけ負担を見込ませていただきました。次の防犯対策整備事業ですが、これは防犯パトロール車を購入しました入札差金ということでお願ひします。

財産管理費で2,236万3,000円増ということでお願ひしてございます。需用費から積立金までのところで上げてございます。市有林整備事業、台帳整備事業、これにつきましては緊急雇用ということで雇入れをし対応させていただきましたが、実績に基づきましてこれだけ不用となったということでございます。それから条件不利森林公的整備加速化事業ですが、こちらにつきましても事業の確定に伴いまして、これだけの不用額が出たということでございます。それから財政調整基金から土地開発基金の繰り出しにつきましては、それぞれ利子等の確定に基づきまして上げてございます。

企画費でございます。4,554万9,000円の増で、負担金、補助及び交付金のところで上げてございます。ここでは事業費の組みかえが幾つかございますが、長良川鉄道支援対策事業、それから鉄道近代化整備事業、これにつきましては支援の方は基盤整備の関係での維持分ですし、近代化の方につきましては軌道の近代化に対する費用ということで、郡上市の応分の負担をさせていただいたということです。そして、長良川鉄道経営対策事業6,186万1,000円でございますが、これは損失補てんの郡上市の応分の負担額ということでお願ひをいたします。

次に、徴税費の税務総務費20万4,000円の増でございます。嘱託員の報酬としまして、徴収実績に基づきまして報酬の額をこれだけふやさせていただきます。

それから賦課徴収費、これは財源の組みかえということでよろしくお願ひします。

次に、民生費の社会福祉費、社会福祉総務費でございます。2,725万9,000円の減ということです。繰出金で対応してございますが、いずれにしても、それぞれの国民健康保険特別会



計、あるいは直診の施設勘定等々の事業の確定、あるいは見込みによりまして減額措置をするものですし、一番下の施設解体・機器整備、こちらにつきましては経済対策交付金での対応をしたものですが、事業を実施しました結果、入札差金ということで不用となったものでございます。

次が障害者福祉費3,585万5,000円の増で、負担金、補助及び交付金の補助金で対応させていただいております。自立支援の介護支援事業、訓練等給付事業、これはいずれも事業の実績、見込みに伴いまして増額をさせていただいておりますし、それから地域生活支援、これは日中一時支援ですが、こちらにおきましても利用者の増加ということでふやさせていただいております。それから障害者施設整備、これは事業の確定に伴いまして減額の対応をさせていただくものです。

それから次が老人福祉費で185万1,000円の増ということでお願いしてございます。賃金から、20ページを見ていただきますと、繰出金のところでそれぞれ対応してございます。介護予防マネジメントから事業名が幾つか書いてございますが、いずれも事業の確定、あるいは実績の見込みということで措置をとらせていただきました。

それから次が介護保険事業費175万1,000円の増でございます。負担金、補助及び交付金の負担金、それから積立金、繰出金のところで上げてございます。介護サービス利用者の減免負担、特別会計の繰り出し、基金の積み立てということで、いずれにしましても、確定、あるいは調整等によりまして、事業費を上げさせていただきました。

それから次が民生費の児童福祉費、児童福祉総務費でございます。5,457万9,000円の減額でございます。職員手当から負担金、補助及び交付金の補助金のところまで措置をとらせていただいておりますが、額の大きいのが、一番最初に出てございますけれども、子育て応援特別手当、これは先ほど歳入でもございましたが、政権が変わりまして事業が停止になったということで、減額対応をさせていただいております。以下、低年齢児保育、延長保育、放課後児童クラブですが、事業費の確定ということでございます。なお、放課後児童クラブの環境整備につきましては、冷暖房機器の整備ということで実施をしてございます。

それから児童措置費で168万円の増でございます。これは業務委託で組ませていただいておりますが、次年度の子ども手当の給付に合わせまして、システムの開発料ということで上げてございます。

それから次が保育園運営費12万6,000円の減です。賃金から備品購入のところで対応してございますが、園舎の施設整備と機器の整備ということで、緊急雇用、あるいは経済対策交付金を活用させていただきましたが、事業の実績に伴うものでございます。なお、機器整備の方につきましては、AEDの機器を導入させていただきました。

それから、次へ行きまして衛生費の保健衛生費の保健衛生総務費で2億76万9,000円の増ということで上げてございます。ここでは賃金から繰出金ということで組ませていただいております。最初の保健衛生事務経費ですが、当初、保健師の雇い入れを組ませていただきましたが、その対応をすることなく来たということで減額をしてございますし、病院事業会計の繰り出し、こちらの方は一般会計の総務管理費のところでありましたが、勸奨退職に伴います退職者の特別負担金を病院事業会計へ繰り出すということで上げてございます。その後の繰り出しの医師住宅の改修がございまして、これは事業の確定に伴いまして、これだけ減額をさせていただくことができたということでございます。それから簡易水道特別会計ですが、これは繰り上げ償還ということで、5%以上のものにつきまして、19年度から計画的に進めてございます。その今年度の繰り出し分ということで計上してございます。次、22ページを見ていただきまして、同じく簡易水道の繰り出しですが、こちらの方は施設改良に関係しますもの、それから最後の簡易水道の繰り出し、公共投資交付金ということで上げてございますが、このほど、この臨時交付金が事業確定しましたので、簡水の方へ繰り出しし、事業をしていただくということで予定をしてございます。

それから、予防費で1,770万6,000円の減でございます。需用費から負担金、補助及び交付金のところの補助金で対応してございます。一つは新型インフルエンザの関係、それから特定不妊治療費の助成、予防接種、妊婦健診ということで、当初見込みましたほど、それぞれ該当の受診がそこまで至らなかったということで減額対応をさせていただいております。

それから、環境衛生費で1,327万7,000円の減でございます。賃金から繰出金のところで組ませていただいております。不法投棄の防止対策ですが、これはパトロールということで、二つ目の事業につきましても同様でございますが、対応をしてございまして、実績に基づきまして減額ということでございます。そして合併浄化槽、こちらにつきましても事業実績に基づきまして落としてございます。それから下水道特別会計の繰り出しですが、これは個別排水の関係でございまして、これも建設費、あるいは償還元金ということで額が確定をし、減額対応したということでございます。

それから次、衛生費の清掃費の塵芥処理費で2,753万2,000円の減額でございます。需用費と委託料で組ませていただいております。一般廃棄物の処理関係、これは可燃物の収集袋の購入が見込みより少なかったといいますが、減ったといいますが、そういうことでの減額、それから不燃物処理費、こちらの方は委託料の減、委託料がそれだけ要らなかったということ、それから北部クリーン、郡上クリーンセンター、それぞれ管理費のところでは上げてございます。特に郡上クリーンの方につきましては、当初、2炉運転の場合によってはということで組ませていただきましたが、おかげさまでそういうこともなく今日来ておりまして、こうした減額の

措置をとらせていただいております。

それから、し尿処理費、減額の1,630万円。委託料から備品購入費のところまで上げてございます。これは環境衛生センターの管理運営費をここで組み合わせていただいております、いずれも事業費の確定によりまして、これだけ節約できたということになってございます。

それから、農林水産業費の農業費の農業委員会費で7万7,000円の減額です。これは、農業者年金の事務経費がこのほどこういう減額ということで事業が確定してございます。

それから、農業振興費で3,201万5,000円の減額でございます。報償費と負担金、補助及び交付金の補助金で減額をしてございます。これにつきましては幾つか事業を上げてございますけれども、いずれにしましても、事業の確定に伴いまして、それぞれ減額対応をしてございます。

それから、畜産業費282万3,000円の増です。需用費と備品購入費で上げてございます。家畜診療事業は医薬品の材料費ということでこれだけ組みさせていただきましたし、その下の自給飼料生産振興対策事業、これは事業の確定に伴いまして、自走式の堆肥散布車でございますが、入札差金ということで減額してございます。

それから次、24ページをお願いしまして、農地総務費でございます。341万2,000円の減額でございます。こちらは繰出金、下水道特別会計への繰り出しということで、繰り上げ償還、あるいは一部事業の確定ということで、これだけの減額措置をとらせていただいております。

次は土地改良費で3,027万8,000円の減額です。需用費から負担金、補助及び交付金の負担金のところで措置をとらせていただきました。基盤整備促進事業、それから合併支援の農道整備、南部広域農道、中山間地、これはいずれもそれぞれ事業が進捗しまして、事業の確定に伴うということでの対応をさせていただくものでございます。

それから、農林水産業費の林業費の林業振興費でございます。1,840万9,000円の減額ということで、委託料の業務委託から補助金、負担金ということで組み合わせていただいております。これもそれぞれ説明欄に事業を上げてございますが、事業の確定に伴いまして調整をしたということでございます。

それから、林道費1,315万9,000円の減額でございます。需用費から補償、補填及び賠償金の補償金で上げてございます。こちらの方も県単、あるいは市単の林道整備等々実施し、事業のそれぞれ確定に伴いまして減額措置をさせていただいております。電源立地の関係、あるいは集落環境保全整備、これにつきましても事業の確定に伴うものでございます。

それから、商工費の商工振興費501万8,000円の減額です。補助金で上げてございますが、構造改革支援ということで、この中には幾つか含まれるわけなんです、小口融資関係での保証金の補給事業とか、あるいはチャレンジということで創業支援、あるいは新事業の進出支援という取り組みをしてございますが、いずれにしましても、事業の確定といえますか、実績に基

づきまして減額対応をお願いするものです。

それから、観光費で121万1,000円の減額です。賃金から負担金、補助及び交付金のところで措置をとらせていただいております。イベント開催事業ということで減額してございますが、これは中ノ島、高鷲のイベントが見合わせられるということでの減額、あとのふるさと雇用、経済対策云々につきましては、それぞれ事業の実施の確定によるものということでお願いをいたします。

次、26ページをお願いします。

観光施設費でございます。減額の1,136万7,000円でございます。賃金から原材料費の中でそれぞれ減額対応をしてございます。温泉施設の管理経費、これは3館の経費につきましてこれだけの減額ということで対応してございますし、あとの施設整備、それから温泉施設の改修につきましては、事業の実績によるものということで、入札差金等でございます。

それから、土木費の土木管理費、土木総務費ですが、1億5,714万7,000円の増でございます。こちらの方は繰出金で上げてございまして、下水の特環、あるいは公共への繰り出しです。特に特環につきましては繰り上げ償還相当分ということで、額が大きく上がってございます。

それから次、土木費の道路橋りょう費、道路維持費で26万円の減額でございます。こちらの方は、賃金で緊急雇用事業を実施しました実績に基づくものでございます。

それから道路新設改良費、減額の7,170万8,000円。委託料から補償、補填の補償費のところで組ませていただいております。こちらの方も説明欄に上げてございますが、それぞれ道路新設事業等、あるいは過疎対策、辺地対策ということで実施させていただきましたが、事業の確定に伴いまして調整をお願いするということでございます。

それから、橋りょう維持費103万2,000円の減額でございます。これにつきましても、緊急雇用の橋梁点検を実施しまして、事業の確定に伴うものでございます。

次が土木費の河川費で河川維持費36万3,000円の減額でございます。河川の維持補修の事業確定ということで減額してございます。

それから、河川改良費1,197万9,000円の減額です。こちらの方も事業の、変更を一部してございますが、確定によるものでございます。工事請負費で組ませていただいております。

次、28ページをお願いします。

都市計画費の都市計画総務費、減額の2,625万6,000円でございます。工事請負費から補償費のところで組んでございますが、まちづくり交付金事業、都市計画事業ということで、いずれにしても、事業の確定に基づきまして費用を調整させていただくということでございます。

それから、土木費、住宅費の住宅管理費で817万5,000円の減額でございます。賃金から負担金、補助及び交付金の補助金のところで組んでございます。こちらの方も説明欄に上げてござ

いますが、木造住宅の耐震補強等々の事業実績等、事業を実施する中で事業費が確定し、それに基づく減額補正ということでございます。

それから次、住宅建設費でございます。1,608万7,000円の減額でございます。委託料と土地購入費のところでは組ませていただいております。これは公営住宅用地の購入ということで、万場第2団地と徳永団地につきまして用地の購入がされまして、その当初の買収価格の再精査と申しますか、そういうことに伴いまして、これだけ減額という形で処理をさせていただきました。

それから、消防費の消防施設費831万9,000円の減額でございます。備品購入費ということで上げてございますが、消防ポンプ自動車、あるいは積載車の購入を今回させていただき、入札差金ということで御理解いただきたいと思っております。

それから、災害対策費で176万8,000円の減額。こちらも備品購入で組ませていただきまして、災害対策用の物品ということで、ポータブルトイレ等、そういう折に必要なものを購入しました。そのこちらも入札差金ということで御理解賜りたいと思っております。

それから、教育費の教育総務費、事務局費656万2,000円の増でございます。こちらは役務費から公有財産購入費、土地購入費ということで上げてございますが、教員住宅管理経費です。これは島の教員住宅用地につきまして、このほど土地購入の申し入れがございまして、それに対応させていただきますもの、あとは住宅の改修に伴いまして、入札差金ということで減額451万8,000円ということで上げてございます。

次、恐れ入ります。30ページをお願いします。

教育費の小学校費でございます。教育振興費の方は財源の組みかえだけですので、学校建設費2,586万6,000円の減額でございます。委託料と工事請負費で組んでございますが、小学校の耐震補強、あるいは校舎等整備ということで、いずれにしましても、こちら2件につきましては事業費の確定ということで、特に小学校の耐震につきましては、北濃小学校の補強を対応してございまして、当初、校舎も含めての予定でしたが、耐震度を調査しました結果、屋内運動場みの施工ということになりまして、特に減額の額が大きくなってございます。

次が中学校費でございます。教育振興費の方は組みかえですので、お願いをしたいと思います。学校建設費でございます。2億1,414万8,000円の減額でございます。委託料と工事請負費で上げてございます。この中で中学校の校舎等整備事業が1億9,596万1,000円ということで、減額幅が非常に大きいということなんですが、これは西和良の統合中学の関係の費用がここに組み込まれてございまして、実施設計の再精査も一つございまして、もう一方では入札差金ということもございまして、そして3点目には、今の事業の出来高による割合の調整ということも相まって、これだけ大きな減額の額になってございます。お願いをしたいと思います。それから中学

校の耐震につきましては高鷲中で事業を実施させていただきましたが、これは設計の再精査、あるいは入札差金というようなどころでの不用額でございます。

次、寄宿舎運営費341万7,000円減ということですが、これは宿舎の解体事業を手がけまして、その入札差金ということでお願いしたいと思います。

次に、幼稚園費で435万8,000円の減でございます。工事請負費のところへ上げてございますが、園舎の整備で減額になったということでございます。

それから次、社会教育費へ移りまして、公民館費は財源の組みかえだけですのでお願いしますが、図書館費で62万8,000円の増ということでございます。賃金で組ませていただきまして、図書館の管理運営費、これは図書業務にかかわっていただく方の賃金の増と、もう一つは、緊急雇用でデータベース化の事業を進めたわけなんです、そこでの不用額の相殺によりまして、こういう形をとってございます。

文化振興費のところは組みかえでございますので、お願いします。

文化財保護費が11万7,000円の減額。これは緊急雇用によります実績ということでお願いをしたいと思います。

それから、災害復旧費の農業施設災害復旧費でございます。3,703万円の減額ということで。このことにつきましては事業の確定ということで、需用費と委託料、それから工事請負費のところ減額措置をとらせていただいております。

32ページをお願いします。

林業施設災害復旧費でございます。3,436万7,000円の減額でございます。需用費と工事請負費で上げてございますが、こちらは現年補助災害の林業用施設ということで、事業の確定に伴うものでございます。

それから、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費でございます。減額の5,313万7,000円ということで、職員手当から工事請負費のところへ組みかせていただいております。説明欄に上げておりますように、それぞれ災害復旧に当たりまして、事業の確定に伴って、これだけの減額調整をさせていただいたということでございます。

大変長くなりましたが、よろしく申し上げます。

○議長（美谷添 生君） それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（美谷添 生君） 11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 歳入の方では寄附金の15ページ、一般寄附金1,062万2,000円、支出の方を見ると、八幡城基金に積み立てというふうになっております。これは説明のありましたよ

うに、郡上八幡産業振興公社からの寄附金ということだとお聞きしました。この公社からは昨年度も1,500万円弱のお金が寄附されております。公社からこれらのお金はどのような特性と  
いいますか、性質を持って寄附されたものであるのかということをお尋ねします。

○議長（美谷添 生君） 田中商工観光部長。

○商工観光部長（田中義久君） ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

前の5,900万円の寄附をいただいたときには、これは3年間の指定管理料の見直しということを含めながら、経営の中身も精査をさせていただきまして、公社の側からの提案という形でこれを受けさせていただいたわけでありまして、それで、そのときにそれぞれの指定管理者に対する基本協定書の見直しを行いました。そこで、八幡町の時代からもですけれども、八幡町のお城におきましては、極めて単純な数字の出し方で、これは正確ではありませんが、仮に10万人の入場者がありまして3,000万円と。そうしまして、平均的な経費が1,000万ということですから、差し引き2,000万ということになります。ただし、産業振興公社に委託しておる施設は五つ、六つほどあると思っておりますが、そこを合計していただきまして、その運営を図っていただくわけですから、その黒字分につきましては旧庁舎記念館の管理運営経費に充当していただくという考え方を持っておるのが基本です。しかしながら、お城の管理運営の立場からいきますと、そこで収支を見るとときに、単純にそこに先ほど申し上げたような金額が出ますので、今後ともお城を維持し、補修し、管理していく上での大きな維持費のためには、その中の2分の1程度を、その中といたしますのは黒字の2分の1程度を八幡城基金に入れさせていただきまして、後ほどの改修に備えると、そういうことが非常に大事ではないかというような考え方をもちまして、この基本協定書の見直しの際にそのことを協議いたしました。その結果、昨年新たに結びました基本協定書の第11条におきまして、このお城の収支につきましては、当然、利用料金を産業振興公社が指定管理者として収受できるわけでありまして、本業務における経費を除いた収支差額の2分の1の額については市へ納めると。市はこれを八幡城基金に積み立てるものとするということで両方で協定がなっております。今般におきましても、理事長、専務理事立ち会いのもとに今年度の収支の見通しをする中で1,062万2,000円、こういうふうな貴重な金額を納めていただくというふうなことにしております。そのほかの施設におきましても、基本的には収支が大きな黒になるような場合には、維持費についての考え方を持とうということで、今の観光課の中でもこういう観点に立って基本協定書を結ぶに当たってのそういう考え方をもちたいというふうにして考えておるところでございます。よろしくお願いたします。

（挙手する者あり）

○議長（美谷添 生君） 11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 今の田中商工観光部長から答弁があったように、私もそのように承知

はしております。確かに郡上八幡産業振興公社は、指定管理者制度が始まった平成18年から21年までの3年間、大変業績がよかったということで、3年間、管理料を上回る収益が上がっておりまして、昨年5,900万円市へ寄附をされたということでもあります。これは公社職員の方々の本当に一生懸命な努力のたまものであったというふうに、私もこの公社の設立に携わった一人として敬意の気持ちを持っておるわけでありまして。

そんな産業振興公社でありますけれども、本年度は日本経済が大変な不況というような状況の中、逆風を受け、厳しい決算が予想されるんでないかというようなことを漏れ聞いております。郡上八幡産業振興公社は、その設立の趣旨といいますか、そうしたものは産業振興、そして観光振興、そうしたことの中核的な拠点として、収益性が上がらなくても、そのことをやっといこうじゃないかというようなことで八幡町時代に設立された公社であります。ですから、公益法人としての基本姿勢というのは、公益的な事業を推進する、そうした目的を持った公社でないかというふうに思っておりますし、その公益基準は事業の大きな柱であるというふうに思っております。がしかし、公社としては利益が上がらなければ、その利益の中から公益性を持った公社本来の任務である産業振興というような事業を充実させることができんのかなんかというふうに思っております。そうしますと、21年度の決算はこれからですのでわかりませんが、そうした本体経営が赤字化するんでないかというふうに予想される状況の中で、幾ら八幡城の入館料の収益があるとはいえ、その中から基金に積み立てるということについては、そうした制度というのは果たして健全なのかどうかというふうな疑問を持つわけですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（美谷添 生君） 田中商工観光部長。

○商工観光部長（田中義久君） ちなみに、平成21年度の公社の決算見込みでございますが、今のところ、今御指摘のように、公社はいわゆる財団法人としての一般会計と収益会計とございますが、収益会計のほぼ過半の額を、これは1,000万ほどですけれども、本体会計に入れるということと、これまで持ってきております運用財産、これは前年度の黒字分もあるわけですけれども、そういうものを1,700万、トータルで2,700万ぐらい本体に入れ込むという形の中で収支を結ぶということになっております。ただ、もともとが収益会計自体は公益法人、財団法人ですから、入れるルールがございます。ですから、それは見込まれた数字にはなるわけですが、前年度で内部留保しておるお金を1,700万入れないとこれが結べないということになりますと、ただいま御指摘のような単年度収支につきまして厳しいことになるということにつきましては、正直申しまして、我々としても検討をする余地があるというふうに考えております。ただ、昨年は、お城につきましては過去最高の入り込みになっておりまして、そういうことの中でいけば、こういうときに昨年度協定に結び込んだことについて納めてもらえないとす



ると、今後さらに厳しいということになるわけですから、現在の時点におきましては、理事長も専務理事もこれを納めるということについて合意していただいております、今後の問題としましては、今、上田議員の御指摘のようなことを考えながら、協定につきましては必ずしも現在結んだものが未来永劫、一歩たりとも変えられないということではない面もあります。正直言います、指定管理料をゼロにする段階で、旧庁舎記念館の管理運営経費につきましては、道の駅ルールというふうなものを我々は持っていますけど、そういうものの適用が必要ではないとか、さまざまな算定のあり方については試行錯誤的な要素があるというふうにして認識はしております。昨年から指定管理料をゼロにしたということでもありますけれども、今御指摘のような状況につきましては、市の願いと、それから現場の動きというのはさまざまにありますので、さらには振興事業の資金のかけ方もありますので、そういうものを総合的に勘案しながら、必要な協議は行ってまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 上田謙市君。

○11番(上田謙市君) 私も八幡城入館料の収益を基金に積み立てていくということが悪いというふうな視点から申し上げておるんではありませんので、よろしく願いいたします。基金については昨年度末で五千数百万ありますし、それに1,000万足すということで六千数百万と。ひとつ減価償却費というようなことは考えませんので、そういった意味でもやっぱり基金に積み立てていくということは大事なことやというふうに思っております。郡上市には幾つかの優良な第三セクターがありますけれども、この郡上八幡産業振興公社もその一つだろうというふうに思っております。しかしながら、繰り返すようですけれども、これから公社が広域的な観光振興とか産業振興の一翼を担っていくということになるとすれば、本体のやっぱり経営がしっかりしておらなというようなことを懸念いたしますので、それでなければ積極的な事業展開もできんということやと思っておりますので、どうか市としても、公社と連携をとりつつ、今後も進めていただきたいということを要望しておきます。

○議長(美谷添 生君) ほかに質疑。

(挙手する者あり)

○議長(美谷添 生君) 21番 金子智孝君。

○21番(金子智孝君) 21ページですが、子ども手当の事務費ということで168万円計上してありますが、これはシステム開発ということで先行的に処理をされるということなんだと思いますが、大きな予算執行については新年度予算の方に組み込んでありますから、その点については遺憾がないというふうに思いますが、ただし、これは制度的に大変複雑な制度ということ

で、この実施については相当の事務量を必要とするのではないかということで大変な心配があるという状況だというふうに思います。したがって、これは6月支給ということですから、第1回は、6月支給ということになりますと、国の予算はほぼ確定ということでございますから、予算的には措置が確実だという前提ができましたので、仕事がある面ではやりやすい状況というふうに思いますが、これはそういう修正に基づいて収受するという手続も必要だというふうに思います。いわゆる申込書をいただきながら、それを査定しながら実施するというような、そういう事務量の関係からいまして、けさでしたか、どこかの自治体で、補正予算で専決といいますか、事務費を予算に計上して、既に事務にスタートがかかったという報道もありましたが、そういう点では対象者が非常に大きいと。所得制限がないわけですから、すべてということになりますので、その辺の事務的にはいわゆるこの補正予算で体系的なことで対応すれば、6月に支給するという事務的には遺憾のない措置で十分かどうか、その点をまずお尋ねしておきたいというふうに思います。

○議長（美谷添 生君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 私も、きのうちょうど昼か夕方ですか、ニュースをNHKがやっております、東海3県の各市町村の子ども手当といいますか、子ども支援のことをニュースで見たんですけれども、ちょうど今御質問されたようなことが出ていまして、岐阜県と愛知県については、今のシステム開発といいますか、この関係についてはどこの市町村も、たしかあれは三重県の亀山市がどうもやっておるというお話でしたけれども、まだやっていないということでございましたが、うちの方につきましては、このシステムにつきましては、児童手当システムをそのまま使っていくことがほとんどできますので、それに対する、この子ども手当の分は今おっしゃったように人数がふえるとか、所得制限がなくなりますもんですから、そのシステムを運用するというところで、現在のシステムは行政情報センターの方をお願いしております。それで、多分ですが、亀山市の方は独自の自分のところの何かソフトといいますか、それをやってみえるということで、直しをされるというふうで解釈しております。この子ども手当のお話、こういう事業が展開される見込みの中で、国の方からも既に1月の末にこの子ども手当に関していろんな情報が来まして、その段階から今我々が考えております情報センターの方との情報取引をしまして、受給者の照会でありますとか、移動でありますとか、それから支払いの照会でありますとか、認定の通知でありますとか、すべての事務手続がこの金額の中でおおむねですけれども、やっていただけるというような中で予算を組ませていただいておりますし、内々は既にこういう形が進んでいかないとできませんですから、しておるということで、とりあえずではぐあいが悪いですけれども、6月に支給ができるという体制をとっておりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（美谷添 生君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 大変そういう点では心配もされておったわけではありますが、事務的には遺憾のないようにということで特にお願いしたいと思います。

それではもう1点なんです、30ページなんでございますが、先ほど説明が総務部長の方からございましたが、学校建設に関する件であります、減額措置ということで、工事関係において1億9,596万1,000円、これは非常に巨額になるわけですね。総予算の当初予算については8億5,000万余でございますから、それに対する約2億減額措置ということでございまして、説明としては、入札差金、その辺とか再生産という面が指摘をされておりますし、出来高の差の計上ということで1億9,000万余マイナスということなんです、これはちょっと大きいんですが、いわゆるそれほどの差金、それぞれどういう状況かというのは、総体的な説明です、でちょっとわかりませんが、当該の統合中学校の建設でございますから、相当大きな事業でございます、現在、発注済みでございますから、進捗状況があるんですが、その辺のもう少し詳細の説明を求めたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○議長（美谷添 生君） 常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） それでは、御質問にお答えをさせていただきます。

西和良・和良統合中学校の事業につきましては、この予算編成時、平成20年の後半でございますが、中国特需といまして、鉄骨とか鉄筋、あるいはそういった構造資材が非常に高騰という状況がございました。そういう中で予算を組ませていただきましたが、先行き、そういった高騰が今後どういうふうになるかという中で予算を組ませていただいたことから、その後、実施設計を行いました時点におきましてはそういった状況が落ち着きまして、非常にどちらかという目安な設計額になったというのが1点ございます。それからもう1点でございますが、先ほど出来高のお話を総務部長が申し上げましたが、当初、校舎棟におきましては出来高を54%というふうに想定してございました。その後、木材の乾燥期間とかを十分確保しないかんということ、それから基礎工事等のおくれから、実質的には40%ほどの出来高になってきたということでございます。それから屋内運動場につきましては、当初の出来高を58%を想定しておりましたが、降雪の影響によりまして、屋根の小屋組の鉄骨設置がおくれているということで、これを安全に施工するためにおくられたということでございますが、最終的には44%ほどの出来高になっているということから、もう一つ申し上げますと、屋内運動場につきましては、先ほど歳入のところでもお話がございましたが、国の補助、負担金という補助でございます。安全・安心の交付金ではございません。負担金といいますが、公共施設の整備補助金を使用しております。そういった中で、その2年にまたがる事業につきまして、初年度につきまして

は、これも県の方からの指導でございますが、出来高を40%ほどに抑えるようにというような指導もございました。結果的にはそういった出来高になったわけでございますが、もしこの出来高が例えば60%になった場合には、その40%と60%の20%分につきましては補助の対象に入らないという状況もあり得たわけでございます。結果的にはそういった状況はなくて進めることができるということでございますが、あともう1点は入札の差金、そういった三つを合わせますと大変大きな金額になるわけでございますが、一番大きいのは出来高のところでございます。よろしく願いをいたします。

(挙手する者あり)

○議長(美谷添 生君) 21番 金子智孝君。

○21番(金子智孝君) 大変不思議というか、公共事業でございますから、監理監督設計者、そういうものはきちっと措置がされておまして、行き当たりばつりの状態というのは通常あり得ないというふうに思うんでありますが、天候に左右される面もありますから、多少のことについては、工期工程のおくれというものはあり得ることだというふうに思うんですが、しかし、これは予算を立てて、議会がその内容精査をしながら、それを100%完成させるためにやっているわけでありまして、約8億余のところでありまして、約2億にわたる差がいかなる理由で生じるかという点においては、今、次長の方からも説明がありました。しかし、それで納得できるかという点、いささかこれはどうなのかなあと。最終ですよ、3月は。最終補正というふうなことになるんですが、その前に手当てをするような措置、そういうものができておったのか。いわゆる設計監理監督というものは、いわゆる指摘事項の中で調整する。例えば説明の中で今ちょっと重大なことは、40%に抑えなさいというのが例えば国の姿勢であったとすれば、それに基づいて設計計画を立てて、工程表をつくらなきゃならぬでしょう。それがたまたま60%できてまっとなったなら、その20%が補助金対象から外れるということになり、だれが責任とるんですか、これは。当てにしておった国の補助金が、いわゆる工程表どおり、仮にですよ。58%というようなことを言っていました。約6割近いわけでありまして、それで進めると、40%との差が約20%出るわけですね。そうしたら、そのものが例えば国の補助対象外ということに認定されたとしたら、これは大変なことになりますよね。その辺の監理監督についてはどういうふうに、所管の委員会も当然あるわけでありまして、経過報告をされてきたわけですか。

○議長(美谷添 生君) 常平教育次長。

○教育次長(常平 毅君) 先ほど申し上げました40%という件につきましては、それを施行する、担当する部署としましては、そのことを承知してなかったということについては、これは大変手落ちのあることだというふうに反省をしております。そういう中で、先ほど申し上げ

ましたように、この建物自体をやはりしっかりと安全なものに建築をしていくということが前提でございまして、そういう中で、先ほど申し上げましたように雪の関係とか、それから木材の乾燥とか、そういうことに関しまして十分な心遣いをさせていただいたというつもりでございます。最終的には、今の出来高の中におきましても、統合中学校の完成を23年の4月には開校できるという中で進めさせていただいておるということで御理解をいただきたいというふうに思います。

(挙手する者あり)

○議長(美谷添 生君) 21番 金子智孝君。

○21番(金子智孝君) これは本当に教育委員会がすべて掌握しながらやられておられるか、別の所管があるのか、ちょっと私はその辺の具体的なあれは承知をしていないわけですが、統合中学校でありますから、新しく建てるわけでありますけれども、学校建築に関する作業工程表ですね。そういうものは所管の委員会の方へ提出されておられますか。

○議長(美谷添 生君) 常平教育次長。

○教育次長(常平 毅君) その書類自体を直接提出しているかということ、ちょっと記憶定かではございませんが、その委員会におきましては、随時、進捗状況につきましては御報告をさせていただいているところでございます。

(挙手する者あり)

○議長(美谷添 生君) 21番 金子智孝君。

○21番(金子智孝君) 市長にちょっとお願いをしておきますが、全体的には安全・安心の工程の中で立派に完成するというのは、これは当然のことでございますが、やっぱりそれは一つずつチェックされながら完成に至ることが公共事業では普通なんです。工程表の話をお聞きしましたが、議会にそれを仮に示してないと、幾ら御報告をされても、進んでおるのかおくれておるのかわからんわけですね、極端な言い方をしますと。通常このくらいの工事でありましたら、詳細な工事工程表を設計業者が示して、その進捗状況を常々報告するというのは当たり前のことではないですかね。それに従ってチェックをしながら、おくれておるのから督促するのか、一つ一つの重要な工事工程に関してはある程度現場をやっぱり視察しながらチェックするというのが、私はこういう公共事業の場合には当然でなかろうかと。私は所管外ありますが、時々行ってみますけれども、例えばあの施設は屋内運動場と校舎については発注が別ですよ。別の業者なんですよ。だから、それぞれ進捗状況というのは相互に関係しながら進められるというふうに思います。しかし、それはチェックする場合には、工程表がそれぞれ示されて、どこまでいくのかというのを判断しながら、現場と比較しながらということがチェックのポイントになるというふうに思うんですが、そういう措置をやっぱりとっておられ

たか、とっておられるのかもしれませんが、ややあいまいな形がここへ来て、そうしてこれほどの差額が最終的に補正をされるということについては、私は通常の工事の内容としてはいささか問題が残るというようなことがございまして、今後におかれましては、やはり当然所管の方には工程表を出されまして、そして重要な工事工程についてはやっぱり立ち会って、しかるべき措置があるかどうかというのを確認しながら、極端な言い方をすれば、生コンを打った場合には、そういうもの言ってみれば破壊検査等をやっぱり報告しながら、破壊検査をしながらやっぱり進めていかないといかん点が出てくる場合がありますので、特段私は質問をそれ以上しませんけれども、重要な目玉事業でございまして、やっぱり遺憾な点ということはありませんけれども、そういう点については議会としてもチェックしやすいような体制を持っていただくように特にお願いしておきますので、よろしくお願いします。

○議長（美谷添 生君） ほかに質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（美谷添 生君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 今回の件について私も質問したくて、もうちょっとお願いしたいんですが、確かにこれ、繰越明許でこのうちの9,000万ぐらいは浮くということで、それにしても1億というのは大きいなということで、今の説明ではちょっとまだ納得がいかないんです。それで、やっぱり納得のいく説明をしていただくということは非常に大事だということで、多少、教育委員会の側にもそういった点で認識の正確さがなかったというような発言も今ありましたけれども、それだけでなく、例えば入札の差金なんかも、これについては僕らは、非常に高い入札やったものですから、関心を持っておるんですね。そして、それがきちんと実行されていくということが非常に大事やということを思っていますので、その説明をひとつお願いしたいと思います。

それから、同じような意味でクリーンセンターの2基を1基の運用で何とかやれるようにして経費を削減していくというお話がありまして、そしてそれが何とかできるようになってきたというふうに聞いたんです。それで、僕は1基と2基なら運営費が半分になると、そうはいかぬかもしれないけれども、と思ったら、ここでは2,000万の運営費の軽減になったということで、これはどういうことなのかなあ、もうちょっと説明が要るんじゃないかなということを思いましたので、とりあえずこの2点、お願いしたいと思います。

○議長（美谷添 生君） 大林市民環境部長。

○市民環境部長（大林茂夫君） 初めにクリーンセンターの方の経費について説明をさせていただきますが、これは22ページでございまして、これでいきますと、燃料費の910万3,000円、光熱水費の655万5,000円、業務委託料の170万はあれですので、687万4,000円のうち170万を差し

引いた517万4,000円という数字がこの右の2,083万2,000円の減額ということでございます。これにつきましては、ちょうど1炉運転ということで19年から20年度にかけてやりました。何とか1炉でということをやっておりましたが、その関係でピットにごみがかかなりたまってきたということで、20年の12月に2炉運転にまた容量をふやして切りかえたということで、切りかえて2炉運転をやりながらやって、ピットの量を減らしていくということでありましたけれども、その時点で、21年での当初予算を組む時点で、かなりまだ21年度に向けてもそれが残っていくだろうという思いをしておりましたけれども、20年度の時点でかなりそれが処理できたということで、それだけの持ち越しがなかったというようなことで、当初予算で2炉運転の経費を見ておりましたけれども、要らなくなったという部分がございます。

それから、今の2炉運転なら半分になるんでないかということですが、2炉運転にしても、かまとその部分だけの部分で、全体としては工程は動いていきますので、単純に2倍ということにはならないということもございます。そういうことで、2炉運転の予算、確かに当初予算で計上しておりましたので、その差額を減額で補正したいということでお願いしたいということで予算をマイナス計上とさせていただきますので、お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 野田龍雄君。

○4番(野田龍雄君) 1炉になっても、働く人とかいろいろいることはわかっていますけれども、少なくともそれに関連する経費がうんと減っていくということは予想されることですので、どうも今のままで、この2,000万の内訳が書いてありましたけれども、それはおかしいなというのを思いますし、全体としてどうですか、4億6,000万やったか5,000万、ちょっとわかりませんが、去年あって、ことしは4億2,000万か1,000どれだけかな、ちょっと減っていると。節約する努力をされておるんやけれども、それにしても成果が上がっておらんなということを思いましたので、今の説明は、その点でのいろいろ困難があったと思います。私はもっと言うと、あれをつくったときに大変安い市価で、普通でいいますと、こちらの提示した半額ぐらいの工事費でつくられております。だから、きっと手抜きか、あるいは安易なことがあるんじゃないかと思っておりました。そして、実際に始めてみると、いろんな障害が出ておまして、例の破砕機がすぐ壊れるとか、いろいろ僕もお聞きすると、ああ、そうか、そういうことかと思いつつも、実際にはまだ僕、よう様子を見に行っておられませんけれども、全部の溶融炉がそういう状態で運営されておるかどうか、これをぜひ調べてみて、本当にどこでも仕方がないんや、こういうものやと、これが必要なんやということなら、まあ仕方がないかもしれませんが、一回僕は調べてみたいと思っています。そういう点で、運用については、少なくとも2炉が1炉になったんなら、こういうことですよという納得のいく説明があるといいと思いますので、そ

の点では今後、今以上の説明はないかもしれませんが、ぜひそういった点で努力もされ、そして説明をしていただきたいというように思います。

○議長（美谷添 生君） 大林市民環境部長。

○市民環境部長（大林茂夫君） ちょっと説明不足でございましたけど、2炉運転にしたという意味は、2炉運転を必要に応じてやるという意味で、当初予算で約1ヵ月の2炉運転という経費を見ておりましたので、その部分が要らなくなったということです、つけ加えて説明をさせていただきますし、先ほどの破碎機とかそういうものが故障とかそういうことじゃなくて、やはりそれは消耗品的な部分があるということで、どうしても1年半なり2年内で交換をしていかなければならないと、そういう部分ですべていろんな部品はやはり消耗品だということで変えていかなければならないということですし、ほかの施設の状況等も私ども調べながら進めておりますので、今後とも経費節減に努めてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（美谷添 生君） 常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） 統合中学校の減額につきましては、先ほど口頭で申し上げた3点が主な原因でございます。ただ、これは言葉で申し上げましても、なかなか御理解いただけたところがあるかと思っておりますので、数値に落とせるところは落とせるようなちょっと工夫をさせていただいて、ペーパーでお出しできるようなことができれば、そういうふうにさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（美谷添 生君） ほかに。

（挙手する者あり）

○議長（美谷添 生君） 12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 1点についてお聞きします。

20ページですけれども、一番下にあります民生費、放課後児童クラブ等環境整備事業、三角の246万9,000円とありますね。これはこちらの説明の資料で見ますと、当初予算が391万7,000円、補正額は246万9,000円ということで、非常に補正の額が大きい。このちょっと理由をお聞かせ願いたいことと、今度の補正ですね。これは説明資料を見させていただきますと、経済対策交付金といった名目で出されている予算が非常に減額補正が大きい。これは緊急雇用といった面もそうなんですけれども、何となくせつかく経済対策の交付金があるのに、これだけ減額補正でいいのか。景気回復をねらってやっているのに減額補正が大きいんじゃないかな、こういう補正の思いもするんですけれども、その辺のところもちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（美谷添 生君） 布田健康福祉部長。



○健康福祉部長（布田孝文君） 今の放課後児童クラブ等の環境整備事業ということで、放課後児童クラブをやっただいております学校等々におきまして、いわゆる冷暖房機を設置したいという願いで予算を立てさせていただきました。予算本体、エアコン本体の金額と、それからいわゆる工事費がございました。それで、当然入札と申しますか、ちゃんとやらさせていただきましたわけでありましたが、ちょっと驚いたというのは、結構安い入札で落ちたという、それだけの理由でありますけれども、これにつきましては63%程度になったというようなことではありますが、ちょっとこういうことはお話をしているかわかりませんが、その入札をされる業者が、たまたま同じ製品をよその全く民間のところからも、物すごく大量の発注がどうもあったというようなことがありまして、あわせてちょうど我々の仕様のものというようなことで、これは1社でなくて数社で入札をさせていただきましたけれども、その辺で、必ずしも予算を立てるときに見積もり金額がいわゆる普通の価格より設定が高いということではなく、見積もりと申しますか、予算は立てさせていただいたということでもありますので、よろしく願いいたします。

○議長（美谷添 生君） 松井市長公室長。

○市長公室長（松井 隆君） ただいまの経済対策交付金の事業の減額で交付金が十分使い切れるかという御懸念の御質問かと思いますが、補正で手前どもお願いを申し上げますときに、ある程度いわゆる落札率等の関係を見越しまして、細かい数字は今ちょっと記憶しておりませんが、ある程度一般財源を多目につけさせていただきまして、80%前後だったと思いますけれども、そういうことを想定いたしておりますし、また、例えば市道の改良とかいう大きな枠の中で、ある程度この事業の中で泳ぎながら調整ができるというようなこともございまして、今のところはそういった意味でこの交付金につきましては消化をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（美谷添 生君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第24号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可とすることに決定しました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。3時5分まで休憩といたします。

(午後 2時51分)

---

○議長（美谷添 生君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 3時05分)

---

◎議案第25号について（提案説明・採決）

○議長（美谷添 生君） 日程22、議案第25号 平成21年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 議案第25号 平成21年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページ目をお願いいたします。

平成21年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ381万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億9,015万9,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,838万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,179万6,000円とする。2項以下は省略させていただきます。

めくっていただきまして、8ページをお願いいたします。

歳入でございますが、国庫負担金でございますが、療養給付費等負担金、補正額であります。6,672万5,000円の減額でございます。説明欄には療養給付費等負担金、老人保健医療費拠出金負担金、介護納付金負担金、後期高齢者支援金負担金と、それぞれ申請額の決定により、34%ルール分での増減でございます。

高額医療費共同事業負担金、補正額502万円の減でございます。これにつきましても申請額の確定ということで、高額医療費共同事業拠出金の4分の1の国庫分の確定額ということで、減額ということでございます。

次に特定健康診査等負担金、補正額が444万2,000円の減でございます。これは、補助基準額の額の確定のために3分の1相当分の減ということでございます。

次に国庫補助金でございますが、財政調整交付金、補正額634万9,000円。これにつきまして

は僻地診療所分の和良診療所、それから和良歯科診療所分に係ります確定額の増ということでございます。

次に療養給付費等交付金でございますが、補正額727万3,000円でございますが、これにつきましても、退職者被保険者に係る療養給付費交付金の確定ということでございます。

次に前期高齢者交付金でございますが、補正額5,857万1,000円。郡上市の場合、前期高齢者が多いということで、これも交付金の確定額ということでございます。

次に県負担金でございますが、高額医療費共同事業負担金、補正額502万円の減でございます。これは先ほどの国庫と同じ4分の1相当の減を、県の方も4分の1でございますので、ルール分で4分の1の減ということになります。

特定健康診査等負担金、補正額が444万2,000円の減でございますが、これも先ほど国の方も同じ金額でありましたが、補助対象経費の国3分の1、県3分の1、税が3分の1ということで、この3分の1の額の確定による減ということでございます。

次に県補助金でございますが、財政健全化補助金でございます。これは143万1,000円の増でございます。これが福祉医療費の増によりまして補助金の額が決定したということでございます。

次に共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金9,033万5,000円の減額でございます。これも交付金の確定額の決定ということでございますけれども、1件当たり30万円を超える高額医療費、8万円を引いた80万円までの59%ということでございますが、その額が決定したということでございます。

次に、めくっていただきまして10ページであります。財産運用収入、利子及び配当金74万9,000円の減でございます。これは基金利子の確定額ということで減額させていただきました。

次に繰入金、一般会計繰入金でございますが、補正額586万5,000円の減でございます。これは軽減対象者数の減590万4,000円と、それから軽減対象者の世帯数の割合による低所得者の分の支援金の減16万1,000円でございます。事務費等繰入金で20万でございますが、嘱託の徴収員の報酬に関する経費でございます。

繰越金、その他繰越金で補正額が1億320万7,000円でございます。これは前年度繰越金ということでございます。

次に雑入でございますが、957万7,000円でございますが、診療報酬支払基金造成積立金の返還金ございましたので、それを充てさせていただきました。

めくっていただきまして、12ページになります。

歳出の方でございますが、総務費、徴税費、賦課徴収費でございますが、補正額が20万でございます。歳入で見ました嘱託員の報酬に関する経費の増でございます。

次に療養諸費でございますが、一般被保険者療養給付費でございますが、補正額4,560万の増でございます。このことにつきましては、医療費の給付費がふえたということで、実績より4%程度伸びが見られるということでございます。

次に退職被保険者等療養給付費でございますが、810万円の増でございます。このことにつきましては、退職被保険者等の実績から約5%ほどの伸びが見られるということでございます。

次に13ページでございますが、後期高齢者支援金等でございますが、この部分と、それからその下の老人保健拠出金、介護納付金につきましては、財源内訳の変更ということですので、よろしくお願いいたします。

めくっていただきまして14ページですが、共同事業拠出金、高額共同事業でございますが、補正額が2,008万2,000円の減額でございます。このことにつきましても、高額医療費共同事業拠出金の変更額の決定によるものでございます。

次に保険財政共同安定化事業でございますが、3,561万1,000円でございますが、このことも額の決定によるものでございます。

次に特定健康診査等事業費でございますが、財源内訳の変更でございます。

15ページの歯科保健センター管理費につきましても、財源内訳の変更でございます。組みかえでございます。

次に基金積立金、補正額が74万9,000円の減でございます。

それから繰出金、直営診療施設勘定繰出金でございますが、635万2,000円、和良診療所、和良歯科診療所等々への繰り出しの分で、直営勘定への繰り出しでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

直営診療施設勘定でございますが、歳入、外来収入、国民健康保険診療報酬収入139万5,000円の減でございます。このことにつきましては、高鷲、和良歯科診療所につきまして外来患者が減ったということでありまして、和良診療所につきましては増ということで、差し引き139万5,000円の減ということでございます。

社会保険診療報酬収入670万の減でございますが、同じく各診療所の外来患者数が減ったということに伴う収入の減でございます。

後期高齢者保険診療報酬収入420万円の減でございます。これも同じく高鷲、和良歯科につきましては減であり、和良診療所については増ということで、差し引き420万円の減でございます。

介護保険診療報酬収入20万円の減でございますが、これも同じく外来患者の関係でございます。

一部負担金収入430万円の減でございますが、説明欄では国民健康保険、社会保険、助成金、

後期高齢者というふうに書いてございますけど、それぞれ同じような外来患者の減ということが原因でございます。

その他の診療報酬収入180万円の減でございます。このことにつきましては、その他診療報酬の220万円、このことにつきましては自費診療分の高鷲、和良等の患者数の減ということでございますし、非課税分の40万につきましては、労災及び交通事故患者数の増によるものでございます。

次に診療収入、入院収入でございますが、国民健康保険診療報酬収入80万円の減でございます。このことにつきましても、入院患者数の減ということでございます。

それから後期高齢者保険診療報酬収入80万円の減でございますが、これも入院患者の減によるものでございます。

それから一部負担金収入100万円の減でございますが、国民健康保険、それから助成金、後期高齢ともに入院患者の減ということでございます。

次に繰入金、他会計繰入金でございますが、一般会計からの繰入金が2,139万4,000円の減でございます。このことにつきましては、繰越金の見通しがつきましたものですから、これを一般会計からの繰り入れを減額したものでございます。

特別会計繰入金は635万2,000円の増でございますが、国保事業勘定からの僻地診療所ということでの繰り入れでございます。

繰越金につきましては2,708万2,000円の補正額でございます。前年度繰越金でございます。

雑入でございますが、43万円の減でございますが、患者数の減による物品等の売り上げの減ということでございますので、よろしく申し上げます。

めくっていただきまして、22ページであります。

歳出の方でございますが、一般管理費で254万2,000円の減でございます。それぞれ高鷲診療所、和良歯科診療所、それから和良診療所の管理費等々の減ということでございますので、よろしく申し上げます。

医療費、医療用機械器具費294万3,000円の減でございます。このことにつきましては、それぞれ需用費が確定したということでございますので、よろしく願いいたします。

それから医療用消耗器材費30万円の減でございます。このことにつきましては、和良歯科診療所の医療用器具の消耗品原材料の30万円の減ということでございます。

医療用衛生材料費1,160万円の減でございますが、患者数が減したことによりまして、医療品の衛生材料費も少なくなったということでの減でございます。

検査委託費100万円の減でございますが、このことにつきましては、高鷲診療所の検査委託、これは患者数に伴う検査委託の件数が減ったということでございますので、よろしく願い

たします。以上でございます。

○議長（美谷添 生君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第25号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第26号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（美谷添 生君） 日程23、議案第26号 平成21年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

木下水道部長。

○水道部長（木下好弘君） それでは、議案第26号について御説明申し上げます。

平成21年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成21年度郡上市の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,147万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,743万7,000円とする。2項につきましては省略をいたします。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

3ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正でございます。資本的支出の建設改良費で事業名、剣国道改良配水管敷設事業で250万円、これは国道改良の工期延長に伴いまして繰り越しとするものでございます。

156号線剣地内の国道改良の支障移転工事でございます。国道の方の工期が3月の末から7月という工期延長というふうに向っておりますので、それまでの繰り越しということでございます。

続きまして、相生下水関連配水管布設事業2,500万円でございます。これにつきましては、相生農集の下水関連事業で実施しております老朽管布設がえ事業でございますが、門原と、それに続きます県道の工区分になります。下水道工事とあわせて施工をしておるということで、交通規制の調整によりまして、工期内の完了が困難となったものということございまして、繰り越しをお願いするというものでございます。6月の完了を予定いたしております。

合計で2,750万円でございます。

続きまして地方債の補正でございます。簡易水道事業債で、補正前限度額2億3,290万円を補正後限度額1億7,220万円とするものでございます。合計で3億3,050万円を2億6,980万円とするものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

まず歳入の内容でございます。

款1の営業収益、項2の営業外収益の繰越金で726万1,000円の追加でございます。これは前年度繰越金の確定計上を行うものでございます。

款2の資本的収入、項1建設改良事業収入の国庫支出金で2,677万5,000円の追加でございます。これは、相生農集の事業に関連をいたしまして実施いたしております相生簡水の老朽管布設がえ事業でございますが、当初、起債事業で計画をしておりました。予算措置の流れといたしましては、当初予算ではこの事業名にありますような農集の支障事業というようなことで、下水債により支障事業を予定いたしておりましたが、老朽管改良の面が非常に広いということで、補助対象としての要望をかねて行っておりましたが、そういう流れの中で、今回、簡水の基幹改良事業といたしまして補助事業の採択をされ、昨年年末に交付決定等がなされたことによりまして、今回、国庫補助金を財源の手当てをいたすものでございます。

続きまして、市債で6,070万円の減額でございます。これはただいま御説明申し上げました国庫補助金の計上及び先ほど一般会計の方で繰り出しで説明をいただきました公共投資臨時交付金の相生簡水改良事業がこの交付金事業の対象となったことによりまして、簡水債の減額を行うものでございます。

続きまして、繰入金の1億8,813万4,000円の追加でございます。これは一般会計からの繰入金でございますが、一つは保証金免除繰り上げ償還の21年度追加許可分に係ります繰り入れ分でございます。これが1億6,147万円でございます。それから公共投資臨時交付金の受け入れ分といたしまして3,395万円、この2件につきましては追加でございます。及び前年度繰越金

の確定計上、それから建設改良費の実績に伴います財源組みかえによりまして減額とする分728万6,000円という内容でございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2の資本的支出、項1建設改良費の改良費でございますが、これは財源の組みかえでございます。国県支出金の2,677万5,000円、その他がございますが、繰入金が公共投資の臨時交付金をここで3,392万5,000円の受け入れを行います。その財源の関係で地方債を6,070万円減額するというものがございますが、先ほど申しましたように2万5,000円が過充当になりますので、公共投資臨時交付金という色のついた一般会計からの繰入金を色のついておらない繰入金の方の減額に回すということで、3,392万5,000円という一般会計の繰入金の充当になっております。

続きまして、款2資本的支出、項2の市債償還金でございます。元金で1億6,147万円の追加でございます。これは償還金、利子及び割引料でございますが、借入利率5%以上の保証金免除繰り上げ償還21年度追加許可分に係るものがございます。この保証金免除の繰り上げ償還制度といたしましては、19年度からの3年間認められた措置でございますが、御案内のとおりでございますが、今年度、最終年度ということで、追加許可の窓口が開かれたということで、従来はこの事業で繰り上げ償還をいたしますと、これは簡水でございますが、簡水の給水区域内での新たな起債事業については3年間許可が出んというような中での、当時、19年度時点での事業計画では対象にしておったところがございますが、その分の事業計画の見直し等によりまして、できるだけ利用できるものは利用した方がいだろうというような考え方の中で、今回追加の申請を行ってございましたところ、許可となりまして、実行をするものがございます。これによりまして、21年度の繰り上げ償還分といたしましては2億5,493万円でございます。参考までに、19年度から21年度までの3カ年間の繰り上げ償還額は5億8,002万3,000円でございます。この免除額につきましては、試算では1億2,869万円ほどでございます。

なお、5%以上の残債につきましては、先ほど申しましたように、3年間の新たな起債の担保があるということで、現在、国道256号線の改良が一部進められておりますものですから、高畑の簡水と那比簡水につきましては、一部まだ5%以上のものがございますけれども、国道改良に伴います支障事業が飛び込んでまいります関係で見通しがたたん部分があるということで、この分につきましては除外をして実行させていただくというものでございますので、お願いをいたします。以上でございます。

○議長（美谷添 生君） それでは、質疑を行います。

質疑はありませんか。



(挙手する者あり)

○議長(美谷添 生君) 4番 野田龍雄君。

○4番(野田龍雄君) ちょっとお聞きしておきたいんですが、今回いろんな国の臨時交付金がありまして、それに関連をしてこういう形で市債を減らしていくと、繰り上げ償還をしていくということで、市にとっては望ましいというか、必要なことであるというふうに思いますけれども、今説明を聞いておりましたらどうもわからぬので、また後で詳しく聞きますが、とりあえず今回1億6,000どれだけの補正をしたと。これを見ますと、その前に補正前の額が3億5,000あって、そして計で5億1,000どれだけになっておりますが、このうちの、ちょっと説明が早かったものでわかりにくかったんやけども、1億2,000万が何か今回のこれに当たるんだというような説明で、ちょっとわかりにくかったんやけれども、そこのちょっと説明と、それから、このことによって市債があとどれだけになっておるのか、残債、市債残高がね。それだけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(美谷添 生君) 木下水道部長。

○水道部長(木下好弘君) ただいまの御質問に対しましてお答えをさせていただきます。少し早口で申しわけございませんでした。

元金の補正後5億1,699万2,000円ということでございますが、この中には通常の定期償還に基づきます元金が入ってございます。これ以外に今回の追加許可分の計上を合わせまして、今年度の保証金免除の繰り上げ償還に係る分が2億5,493万円という内容でございます。

それから残債でございますが、全体の21年度末の決算見込みということでございますが、簡易水道事業特別会計では55億5,900万円ほどということになります。以上でございます。

○議長(美谷添 生君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第26号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

◎議案第27号について(提案説明・採決)

○議長（美谷添 生君） 日程24、議案第27号 平成21年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

木下水道部長。

○水道部長（木下好弘君） それでは、議案第27号につきまして御説明申し上げます。

平成21年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成21年度郡上市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,704万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,710万1,000円とする。2項につきましては省略をいたします。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費の補正でございます。建設費の事業名、美並中央処理区建設事業で4,958万5,000円でございます。これは美並中央処理区の特環でございますが、特環の美並中央処理区の面整備が本年度を最終年度になるように事業促進を図ってまいりました。そういった中で、最終的な事業でございますが、大矢地内の舗装の本復旧工事でございますが、管渠工事が同時に施工しておった部分もございまして、この交通規制の調整を行いつつ施工をしていく中で年度内完了が困難となったというものでございます。5月の完了の予定をいたしております。

続きまして、第3表 地方債補正でございます。下水道事業債で補正前限度額2億9,510万円を補正後2億7,750万円とするものでございます。内訳といたしまして、公共下水道事業で630万円を皆減のゼロ円、それから特定環境保全公共下水道事業で1億6,840万円を1億6,640万円に、個別排水事業で2,090万円を1,160万円にするものでございます。続きまして辺地対策事業債でございますが、1,740万円を940万円に、それから過疎対策事業債では170万円を80万円とするものでございます。合計で3億1,420万円を2,650万円減額いたしまして2億8,770万円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入の主な内容でございます。

款1の分担金及び負担金でございます。項1の受益者分担金及び負担金の個別排水事業受益者分担金で335万円の減額でございます。これは個別排水事業の現年度の受益者分担金でございます。加入件数の市型の合併浄化槽分でございます。予算的には後ほど出てまいります。計画基数よりも申し込みが少なかったということから、減を行うものでございます。内訳といたしましては、白鳥で3件、高鷲で2件、明宝で5件のそれぞれ減を行いまして、和良で1件の増を行うものでございます。

続きまして款3の国庫支出金、項1国庫補助金でございます。特定環境保全公共下水道国庫補助金で300万5,000円の追加でございます。これは補助対象事業費の確定によるものでございます。一つは大和中央処理区の処理場の増設事業の補助採択に伴います増額220万5,000円でございます。それからもう一つは、美並中央処理区の建設事業で補助事業費の確定を行ったということで80万円の追加でございます。

続きまして、個別排水事業国庫補助金で869万6,000円の減額でございます。これは市型浄化槽設置事業の基数確定によりますものでございます。60基を予定いたしておりましたものが、現在の申し込み基数は24基ということで減額をするということでございます。

続きまして、款4の県支出金の項1県補助金でございますが、特定基盤整備推進交付金で621万8,000円の追加でございます。内訳といたしましては、公共下水道事業県交付金で1万6,000円の減でございます。これは交付金額の確定によるものでございます。それから特定環境保全公共下水道事業県交付金で135万1,000円の減額でございます。これにつきましても同様でございます。続きまして農業集落排水事業県交付金でございますが、758万5,000円の追加でございますけれども、新規事業でございます相生農集分が、当初、今年度は新規分につきましては県の交付金対象になるかどうかということが情報としまして未確定でございました。ということで当初予算計上を行っておりませんでしたけれども、今年度、相生につきましては交付金の対象にさせていただけるということでの追加でございます。

8ページをお願いいたします。

款5の繰入金でございます。他会計繰入金の一般会計繰入金で1億4,507万円の追加でございます。内訳といたしまして、公共下水道一般会計繰入金で1万6,000円の追加、これは特定基盤整備交付金の確定によるものでございます。続きまして特定環境保全公共下水道事業一般会計繰入金でございますが、1億5,713万1,000円の追加でございます。これは保証金免除繰り上げ償還に伴う繰り入れ分で1億5,897万円、その他財源確定によるものとして183万9,000円の減額でございます。続きまして農業集落排水事業一般会計繰入金で341万2,000円の減額でございます。内容といたしましては、保証金免除繰り上げ償還に伴う繰り入れといたしまして889万5,000円、繰越金の確定計上によるものとして450万6,000円の減額と、そ

の他財源確定によるもの780万1,000円の減額ということでございます。個別排水事業一般会計繰入金では866万5,000円の減額でございますが、内容といたしましては、繰越金の確定計上によるものといたしまして293万4,000円の減額、その他財源の確定によるものといたしまして573万1,000円の減額でございます。

続きまして款6繰越金、項1の繰越金でございます。まず農業集落排水事業繰越金で450万6,000円の追加でございます。前年度繰越金の確定計上を行うものでございます。

個別排水事業繰越金につきましても同様、293万4,000円の追加を行うものでございます。

続きまして款7諸収入、項1雑入でございます。まず公共下水道事業雑入で270万円の減額でございます。内容につきましては、市民病院アクセス道路関連事業の施工見送りに伴います移転補償費の減でございます。

続きまして、特定環境保全公共下水道雑入でございます。344万4,000円の減額でございますが、これは白鳥処理区内での曾部地川の改修関連事業の確定に伴います移転補償費の減でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

市債でございます。下水道事業債で1,760万円の減額でございます。内訳といたしまして、公共下水道事業債で630万円の減額、これは先ほど説明をいたしました市民病院アクセス道路関連事業の施工見送りによるものでございます。続きまして特定環境保全公共下水道事業債で200万円の減額でございますが、これは白鳥処理区内での曾部地川改修関連事業費の確定によるものでございます。個別排水事業債で930万円の減額でございますが、これは市型浄化槽建設事業の実績に伴うものでございます。

続きまして、辺地対策事業債で800万円の減額でございます。これは個別排水事業債で同様の理由でございます。

続きまして過疎対策事業債では90万円の減額でございますが、これも個別排水事業債で同様の理由でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務管理費、項1の総務管理費、総務管理費で21万6,000円の減額でございますが、これは内容といたしましては、給料で21万6,000円減額を行うものでございますが、事業費支弁人件費の増に伴うものでございます。

続きまして款3建設費でございます。最初に公共下水道建設費で900万円の減額でございます。内訳といたしましては、工事請負費で900万円の減額でございますが、内容といたしましては、公共下水道建設事業で900万円の減額を行うものでございますが、歳入で説明をいたし

ました市民病院アクセス道路関連の支障移転事業の施工見送りによるものでございます。これは当初、国道との事前協議でございますが、市民病院のアクセス道路につきましては、御存じかと思いますが、岐阜から北行きに右折帯ができるということで、名紳さんの方へ1車線分こちらへ寄るといふことで、現在、道路敷の中に下水管が入っておりますが、当初協議では支障、歩道部分に移転をしてほしいといふようなことがございましたけれども、昨年度協議を行う中で、ほかでもありますものですから、まず支障の事業はそこにつきましてはやらんでもいいといふようなことになった関係での減でございます。見送りとしたものでございます。

それから、特定環境保全公共下水道建設費で562万9,000円の減額でございます。これは工事請負費で562万9,000円の減額でございますが、白鳥処理区の曾部地川改修関連の支障移転事業費の確定によるものでございます。

続きまして農業集落排水建設費でございます。これは節の組みかえでございます。需用費を32万円落としまして、給料と旅費にそれぞれ21万6,000円と10万4,000円と振り分けを行ったといふものでございますが、相生農集の事務費に係る事務経費でございます。

続きまして、個別排水建設費で3,597万7,000円の減額でございます。工事請負費での減額でございますが、市型浄化槽の設置基数の確定に伴う減でございます。

続きまして11ページでございますが、公債費でございます。元金で1億6,786万5,000円の追加でございます。これは特定環境保全公共下水道償還元金で1億5,897万円、それから農業集落排水償還元金で889万5,000円でございますが、いずれも借入率5%以上の保証金免除の繰り上げ償還、21年度の追加許可に係るものでございます。簡水のケースと同じでございます。下水道につきましては、平成の頭あたりから事業を進めてまいっておりまして、それほど利率の高いものがないといふような中で、比較的古いひるがのと白鳥の向小駄良の特環、農集がございまして、これにつきましては少し古いといふことで、管路等の修繕等があるんでないかといふようなことで、当初、繰り上げ償還の対象といたしておりませんでした。現段階では修繕等の対応で当面はやっていけるといふような見込みの中で、このひるがの特環と、向小駄良農集分の繰り上げ償還につきまして追加申請を行い、許可をいただき、今回計上するものでございます。この保証金の免除額につきましては4,876万円ほどを見込んでおります。なお、下水債につきましては、5%以上の残債は、この繰り上げ償還を行うことによりましてなくなるといふことでございます。以上でございます。

○議長（美谷添 生君） それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第27号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第28号について(提案説明・採決)

○議長(美谷添 生君) 日程25、議案第28号 平成21年度郡上市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長(布田孝文君) 議案第28号 平成21年度郡上市介護保険特別会計補正予算(第3号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

平成21年度郡上市の介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,009万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,571万4,000円とする。以下省略をさせていただきます。

できるだけちょっとわかりやすく説明をさせていただきたいと思いますが、5ページをお願いいたします。

介護保険はルール分がありますものですから、そんなに難しくないと思うんですけども、歳入のところの5ページであります。国庫負担金で介護給付費負担金、補正額が320万というふうにございます。大変申しわけないですけど、めくっていただきまして、7ページの歳出をちょっと見ていただけますでしょうか。介護サービス費諸費で居宅介護サービス給付費で1,600万円というふうにございます。これは御承知のように、デイサービスでありますとかホームヘルパーでありますとか、そういう居宅サービス事業を受けられたときの給付費ということで、大変当初の予定よりも1,000件ほどこの介護給付費の方がふえておりますものですから、ここで1,600万円の給付費がふえたということになります。その分を、先ほど申しました歳入

の方で、ルール分として国がこの1,600万円の20%ということで320万というふうでございまして、よろしくお願ひいたします。

次に国庫補助金でございまして、調整交付金132万円でございまして、今の1,600万円の8.25%、これもルールとして、132万円が国庫補助金として入ってくるということでございまして。

次に、地域支援事業交付金（介護予防事業）の49万4,000円の減でございまして、このことにつきましては、大変申しわけないですが、また7ページの歳出のところの一番下であります。5-1-4の介護予防生活機能評価事業費というところで250万円の減になっております。これは生活評価事業の中の健診の部分であります。受診者が減ったということで250万の減になっておりますけれども、もう一度5ページの方へ戻っていただきますと、その250万円のうちの国庫負担金に当たる197万円の25%相当がここに当たるということにルールでなっております。

次に、その下の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の60万の減でございまして、これは申しわけないですが、8ページをちょっと歳出で見させていただきまして、5-2-1の包括的支援事業費で150万円の補正額の減になっておりますけれども、この150万円の減の40%が国庫補助金のルール分ということでございまして、60万減ということでございまして。

次に、もう一度5ページへ戻っていただきまして、支払基金交付金で介護給付費交付金480万円の増でございまして、先ほどの歳出の1,600万円の30%分がここに当たるということになります。

地域支援事業交付金の59万2,000円の減額につきましては、国庫補助で申しあげました197万3,000円の30%分がここでルールとして当たるというふうでございまして。

めくっていただきまして、6ページの県負担金でございまして、介護給付費負担金の200万円の増でございまして、これは1,600万円の12.5%相当分ということでお願ひいたします。

次に、地域支援事業交付金（介護予防事業）の24万7,000円の減でございまして、これは197万円の分の12.5%ということでございまして。

その次に、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の30万の減につきましては、150万円の20%ということの県の負担のルールであります。

次に、財産運用収入の利子及び配当金の補正額は8万2,000円で、基金利子でございまして。

他会計繰入金ということで介護給付費繰入金の200万でございまして、これは市の12.5%、1,600万円の負担ということでございまして。

次に、地域支援事業繰入金（介護予防事業）の77万4,000円の減でございまして、197万3,000円の12.5%と対象外の52万7,000円が市が負担する分を減ということになります。

次に包括的支援事業・任意事業の30万の減額につきましては、150万の市の負担分の20%ということでございます。

次に7ページであります、歳出の方であります、先ほど説明いたしました居宅介護サービス給付費の方ですが、3人ほどの方が給付の方でふえておるということで、実績で1,600万円ぐらい増ということでございます。

次に基金積立金でございますが、介護給付費準備基金積立金198万8,000円の減額でございますが、当初548万1,000円ほど積み立てをする予定でありましたけれども、ただいまのような状況で給付費がふえてきたということで、保険料を上げるわけにはいきませんものですから、この積み立てする分を198万8,000円積み立てせずに、そちらの方に1号被保険者の保険料として回すということでございます。

介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金8万3,000円につきましては、これは積立金の方へ回させていただくものでございます。

次に5-1-4の介護予防事業費、介護予防生活機能評価事業費の250万円の減額でございますが、これは特定健診時にプラス25項目の生活機能評価をやっていただく受診者の方が減ということで、250万円の減でございます。

それから、めくっていただきまして、8ページの5-2-1の包括的支援事業・任意事業費でございますが、150万円の減額でございますが、これは社会福祉協議会の職員の方にこの包括的支援事業の方のお手伝いをさせていただいておりますけれども、その職員が1名途中での減ということでございます。

以上でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（美谷添 生君） それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第28号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。



◎議案第29号について（提案説明・採決）

○議長（美谷添 生君） 日程26、議案第29号 平成21年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 議案第29号 平成21年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

平成21年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ591万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,725万3,000円とする。以下省略をさせていただきます。

めくっていただきまして、4ページをお願いいたします。

これはちょっとルール分があまりあれなんです。歳入の方ですが、使用料でございますけれども、介護サービス事業費使用料ということで644万1,000円の減でございますが、説明欄に書いてございますように、偕楽園につきましては、介護保険の負担金が介護報酬の加算ということでふえております。それから、白鳥介護支援センターの保険分、個人負担分、和良老健の介護保険分、個人負担分につきましてはそれぞれ利用者の減ということで、差し引きまして、補正額としては644万1,000円ということでございます。

次に手数料につきましては、介護サービス事業費手数料ということで34万の減でございますが、これは白鳥介護支援センターの介護保険個人負担分の減でございます。

一般会計からの繰入金でございますが、1,270万の繰入金ということでございます。

歳出の方でございますが、総務管理費で一般管理費、補正額が922万円でございますけれども、郡上偕楽園の方の事務経費、職員の賃金でございますが、それから和良老健の方の事務経費の節減ということで、合わせまして922万の増でございます。

財産管理費は53万円でございますが、偕楽園の方の施設の修繕費ということでございます。

次に介護サービス事業費でございますが、白鳥病院介護サービス事業費ということで96万9,000円の減でございます。このことにつきましても利用者の減ということでございます。

石徹白通所介護事業費75万円につきましても、利用者の減ということでの収入減でございます。

す。

次に和良介護老人保健事業費211万2,000円におきましても、利用料の減ということでございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（美谷添 生君） それでは、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第29号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第30号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（美谷添 生君） 日程27、議案第30号 平成21年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

松井市長公室長。

○市長公室長（松井 隆君） 議案第30号 平成21年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第4号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚めくっていただきまして、1ページをお開きいただきたいと思います。

平成21年度郡上市のケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ957万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,638万2,000円とするものでございます。

2項は省略をさせていただきます。

おめくりをいただきまして、4ページの事項別明細の歳入によって説明をさせていただきます。

分担金及び負担金、負担金、インターネット事業負担金131万2,000円、現年度分でございます。これはインターネットの加入金が見込みよりも多くあったために追加をするものでございます。

使用料及び手数料、使用料、ケーブルテレビ使用料1,400万円の減額、現年度分。これはNHK団体一括分、衛星カラー契約の受信料でございますが、見込みよりも減となったために減額をするものでございます。なお、この同額が歳出でNHKに支払いの使用料として減となるものでございます。

2目のインターネット利用料です。938万9,000円、現年度分。これはインターネットの利用料でございますが、インターネットの加入がふえたということ、また、既加入者が上位プランに移行をされたということによりまして、これだけ追加をさせていただくものでございます。

繰入金、基金繰入金、ケーブルテレビ事業整備基金繰入金627万3,000円の減額です。これにつきましては、収入の増によりまして、さきに補正をお願いをいたしました繰り入れの分を戻すものでございます。

次に、5ページの歳出でございます。

運営費、ケーブルテレビ運営費1,290万1,000円の減。これは、まず使用料及び賃借料の使用料で、先ほど歳入の方で減額をさせていただきましたが、同額を減額させていただくものでございます。積立金で109万9,000円、収入が増となりましたので、基金に積み増しをさせていただきたいというものでございます。

インターネット運営費で332万9,000円。これは役務費の通信運搬費でございますが、先ほどインターネットの加入者が増というふうに申し上げましたが、加入者が増になったということによりまして、いわゆる情報の通信の量がふえまして、その通信費としてお支払いをする分がこれだけ増となるものでございます。

以上でございますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（美谷添 生君） それでは、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（美谷添 生君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 2点聞きますが、一つは、NHKの一括分というやつは、納められたのはそのままいくのか、手数料か何か入るようなことを聞いておりましたので、それはここは移動がなかったので出ておらんのか知らんけれども、その手数料のことをちょっと説明いただきたいと。

それから、基金が、何か予定は600万ほど予定をしてみえたわけやな。それでこれは繰入金

で予定やもんで、この程度はしたいと思ったんだけど、利益が上がったのでという話やけど、実際には100万ほどですから大分差があるんやが、今後の機器更新のために基金を積み立ててみえと。この間、機器をちょっと見せてもらったけれども、大変大きいいろんな機器がいっぱいありますし、聞くところによると、もう何年かで更新せないかんし、本当に更新せないかんかどうかと僕は聞いたんですが、業者の言うままである。それはちょっと言葉が言い過ぎかもしれませんが、そういうふうにお聞きしたもんで、やっぱりそういった点の対応と、特に今度、地デジがもう再来年というようなことも控えて、その対応もあるもんですから、その辺について、この基金の状況は見通しがたっておるんかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（美谷添 生君） 松井市長公室長。

○市長公室長（松井 隆君） ただいまのNHKの団体一括の分でございますけれども、これにつきましては、お尋ねのいわゆる市が取り扱いをさせていただきます手数料とは全く別のことでございますので、今回の補正には上げさせていただいておりませんので、お願いをいたします。

（「手数料としては、どの程度」と4番議員の声あり）

○市長公室長（松井 隆君） ちょっと時間をいただきたいと思いますが、当初予算に説明させていただいたとおりでございますので。

それから基金の関係でございますけれども、数的に何かおっしゃいましたが、これは今の積み立ての額とふえた分と合わんみたいなおっしゃり方をされましたけれども、歳出の方で積み立ては109万9,000円でございますけれども、いわゆる情報量がふえたために、そのお支払いをする通信運搬費が332万9,000円ふえておりますので、ふえた分みんなを積み増しはできませんということでございますし、なお、この歳入の繰入金の627万3,000円を減額させていただくものでございますが、これにつきましては、前の3号の補正だったかと思いますが、白鳥町にデジタルのサブ受信点を前倒しで設置をさせていただく工事を補正させていただく折に、歳入といたしましてこの基金の繰り入れを補正でお願いさせていただきましたが、今申し上げましたように、インターネットの利用料でありますとか加入金で収入が増となりましたもんですから、この基金につきましては繰り入れをしないで戻させていただくというものでございます。

なお、機器の更新等につきましては、現在、例えば物によってはリースでやるとか、あるいは単年度で一気に更新するとか、いろんなことを考慮して、また財政的なこともございますし、この基金につきましても、今の現時点での見込みでは、21年度末には1億2,590万余の積立額となる見込みというように予定をしておりますので、お願いいたします。

○議長（美谷添 生君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第30号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第31号について（提案説明・採決）

○議長（美谷添 生君） 日程28、議案第31号 平成21年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 議案第31号 平成21年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

平成21年度郡上市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,128万4,000円とするものでございます。以下省略をさせていただきます。

めくっていただきまして、最後の4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、一般会計からの繰入金ですが、保険基盤安定繰入金で35万、歳出は広域連合の方に35万ということでございます。このことにつきましては、御承知のように、低所得者の方に保険料の軽減ということで7割軽減、5割軽減、2割軽減というふうな形で、郡上市は当初5,930名の方で1億3,942万7,777円を見ておりましたが、今の実績の中で、この総体的な軽減者の数が6,077人ということで147名ほどがふえるやろうと。それから7割軽減につきましても、当初2,676人が3,819人ということで、いいか悪いかは別なんですけど、所得が低くなったことやというふうに解釈しておりますけれども、その分、郡上市の低所得者の方に対しま

す保険料の軽減が予算額で34万9,000円ほどふえたということで、35万円をその方々のために、県の方で4分の3、市が4分の1を負担しながら歳入を受けて、そのまま広域連合の方へ支出をするというものでございますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（美谷添 生君） それでは、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第31号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第32号について（提案説明・採決）

○議長（美谷添 生君） 日程29、議案第32号 平成21年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） それでは、議案第32号につきまして御説明をいたします。

平成21年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

恐れ入りますが、1ページを見ていただきたいと思います。

平成21年度郡上市の石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ880万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,700万円とするというものでございます。2項につきましては省略させていただきます。

それでは、最後の4ページを見ていただきたいと思います。

最初に歳入ですが、分担金及び負担金の負担金、農林水産業負担金で880万円上げてございます。これは、森林総合研究所からの負担金をここで受け入れさせていただくということで

ございます。

歳出で農林水産業費、林業費の林業振興費で同額の880万円を受け入れ、賃金から備品購入費のところでの同額を入れてございます。これは内容は何かといいますと、一つは、当初からこの石徹白財産区では、ことし新植、植栽ですね。それを5ヘクタール分予定してございましたが、このほど追加の決定がありまして、都合7.5ヘクタールできるということで、今回その2.5ヘクタール分、額にしまして260万5,000円ですが、新たに追加が認められたということが一つございます。それともう1点、作業道の新設、こちらの方もこのほど新たに決定がなされて、事業量が1,100メートルということで、事業費にしまして619万5,000円ということで事業費が認められました。そんなような状況の中で、賃金から備品購入費のところに関係します事業委託でありますとか、原材料のところでは苗木の購入とかという費用を計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（美谷添 生君） それでは、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第32号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第33号について（提案説明・採決）

○議長（美谷添 生君） 日程30、議案第33号 平成21年度郡上市水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

木下水道部長。

○水道部長（木下好弘君） それでは、議案第33号につきまして御説明申し上げます。

平成21年度郡上市水道事業会計補正予算（第4号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして、1ページをお願いいたします。

総則の第1条でございます。平成21年度郡上市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

款1の八幡地域水道事業費用の営業外費用で542万3,000円の追加をするものでございます。

それから、款2の白鳥地域水道事業費用の営業外費用で592万1,000円の追加を行うものでございます。

最後の6ページをお願いいたします。

支出の内容でございますが、八幡地域の水道事業費用、それから白鳥地域の水道事業費用でございますが、営業外費用の支払消費税及び地方消費税で、八幡分といたしましては542万3,000円の追加、白鳥地域分といたしましては592万1,000円の追加でございますが、これはいずれも21年度の確定消費税及び地方消費税の計上を行うものでございます。以上でございます。

○議長（美谷添 生君） それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第33号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第34号について（提案説明・採決）

○議長（美谷添 生君） 日程31、議案第34号 平成21年度郡上市病院事業等会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

池田郡上市市民病院事務局長。

○郡上市市民病院事務局長（池田 肇君） 御説明します。

議案第34号 平成21年度郡上市病院事業等会計補正予算（第5号）について。



上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただいて、1ページをお願いします。

総則、第1条、平成21年度郡上市病院事業等会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量でございますが、第2条、平成21年度郡上市病院事業等会計予算第2条に定められた業務の予定量を次のとおり補正する。

(2)の年間延べ患者数でございますが、入院につきましては、補正予定量が3,650人の減でございます。それから、訪問看護ステーションの郡上市確保白鳥病院については726人のこちらは増でございます。

(3)の1日平均患者数ですが、郡上市市民病院の入院については10人の減でございます。訪問看護ステーション郡上市国保白鳥病院については3人の増でございます。

2ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

最初の収入でございます。1款の郡上市市民病院事業収益でございますが、補正予定額が6,953万6,000円の減額でございます。内訳では、1項の医業収益で8,469万1,000円の減、2項の医業外収益で1,515万5,000円の増でございます。次に2款の郡上市国保白鳥病院事業収益でございますが、920万8,000円でございます。内訳では、第1項で医業収益が200万円の増、3項で訪問看護ステーション事業の収益で720万8,000円の増でございます。収入の合計は6,032万8,000円の減でございます。

次に支出でございますが、第1款の郡上市市民病院事業費で2,491万3,000円の増でございます。医業費用で同額でございます。第2款の郡上市国保白鳥病院事業費については920万8,000円の増でございます。1項の医業費用で同額でございます。支出の合計が3,412万1,000円でございます。

3ページをお願いします。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1)の職員給与費でございますが、2,221万9,000円の増でございます。(2)の交際費が2万円の減でございます。

棚卸資産の購入限度額でございます。第5条、予算第10条中の6億2,541万4,000円を6億3,392万2,000円に改める。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

何枚かおめくりをいただきまして、14ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。

最初に収入でございますが、1 款の郡上市市民病院事業収益の 1 項の医業収益でございます。1 目の入院収益については9,750万9,000円の減額でございます。内訳としては、患者数の減による減が 1 億590万9,000円でございます。あと産科医療補償制度の掛金で840万円の増でございますので、合わせますと9,750万9,000円の減ということです。

3 目のその他医業収益でございますが、1,281万8,000円の増でございます。これは 1 節の室料差額収益が672万円の減でございます。個室利用者の減でございます。それから 5 節のその他医業収益が1,953万8,000円、これは勸奨退職に係る繰入金でございます。

次に 2 項の医業外収益でございますが、4 目の国県補助金1,515万5,000円の増でございます。これは産科医療機関確保事業費補助金で1,520万6,000円、それから新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備費補助金額確定による減ということで、額の確定により 5 万1,000円の減でございます。最初の産科医療機関の確保事業費補助金というのは、今年度初めて国の方から出てきたわけですが、安定していつでも安心なお産ができる医療機関を確保するというので、県下では県立下呂温泉病院と郡上市市民病院の 2 施設でございましたけれども、確保補助金ということで事業費の 2 分の 1 の補助金をいただいたものでございます。これは医師の人工費等に充てていくものでございます。

次に15ページでございます。

1 款の郡上市国保白鳥病院事業収益でございます。1 項の医業収益、3 目のその他医業収益でございますが、200万円の増額でございます。これは公衆衛生活動収益で100万円、健診収益の増によるものでございます。それから 3 節のその他医業収益ですが、100万円でございます。これは自費材料等の収益の増によるものでございます。

次に、3 項の訪問看護ステーション事業収益でございます。1 目の訪問看護報酬で720万8,000円の増でございます。これは利用者の増によるものでございます。

16ページをお願いいたします。

今度は支出でございます。

1 款の郡上市市民病院事業費の 1 項の医業費用でございます。1 目の給与費については1,953万8,000円の増でございます。これは手当で1,953万8,000円でございます。

あと 2 目の材料費でございますが、800万円の減額でございます。これは薬品費で800万円の減です。薬品使用量の減でございます。

3 目の経費でございますが、1,337万5,000円の増でございます。こちらは保険料で840万円、先ほどのお預かりをした掛金を産科医療補償制度掛金としてさらに納めるものでございます。それから 15 節の検査委託料については497万5,000円、委託検査件数の増でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

2款の郡上市国保白鳥病院事業費でございます。1項の医業費用、1目の給与費でございますが、268万1,000円の増でございます。これは手当で152万5,000円の減、賃金で341万4,000円の増、法定福利費で79万2,000円の増ということでございます。

2目の材料費につきましては1,610万3,000円の増でございます。薬品費が1,120万8,000円の増、診療材料費が649万5,000円の増、給食材料費が100万円の減、医療消耗備品費が60万円の減ということでございます。説明はそれぞれそのように記載してございます。

3目の経費でございますが、927万6,000円の減でございます。内訳としては、厚生福利費で11万7,000円の増、報償費で1,000円の減、旅費交通費で31万円の増、職員被服費で2万9,000円の減、消耗品費で45万円の増、消耗備品費で10万円の減、次のページをお願いいたします。光熱水費で60万7,000円の減、燃料費で19万5,000円の減、印刷製本費で17万1,000円の増、修繕費で214万1,000円の減、保険料で2万円の減、賃借料で464万9,000円の減、通信運搬費で11万2,000円の増、検査委託料で50万円の減、委託料で192万7,000円の減、諸会費で7万1,000円の減、交際費で2万円の減、雑費で17万6,000円の減でございます。

最後に、6目の研究研修費で30万円の減額をお願いするものです。これは旅費で30万の減額をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（美谷添 生君） それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第34号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

それでは、ここであらかじめ時間延長をして、暫時休憩をいたします。再開は4時45分に再開をいたします。

（午後 4時31分）

○議長（美谷添 生君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 4時44分）

◎議案第35号から議案第58号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（美谷添 生君） お諮りをいたします。日程32、議案第35号 平成22年度郡上市一般会計予算についてから日程55、議案第58号 平成22年度郡上市病院事業等会計予算についてまでの24件を一括議題といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号から議案第58号までの24件を一括議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） それでは、御説明を申し上げます。

一括議題としていただきましたので、議案第35号から58号まで御説明をしたいと思います。なお、裏面のところでは総括表の会計名、平成22年度の予算額、増減額、増減率という項目につきまして読み上げ、上程にかえさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議案第35号 平成22年度郡上市一般会計予算について、議案第36号 平成22年度郡上市国民健康保険特別会計予算について、議案第37号 平成22年度郡上市老人保健特別会計予算について、議案第38号 平成22年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について、議案第39号 平成22年度郡上市下水道事業特別会計予算について、議案第40号 平成22年度郡上市介護保険特別会計予算について、議案第41号 平成22年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について、議案第42号 平成22年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について、議案第43号 平成22年度郡上市駐車場事業特別会計予算について、議案第44号 平成22年度郡上市宅地開発特別会計予算について、議案第45号 平成22年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について、議案第46号 平成22年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、議案第47号

平成22年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第48号 平成22年度郡上市大和財産区特別会計予算について、議案第49号 平成22年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について、議案第50号 平成22年度郡上市牛道財産区特別会計予算について、議案第51号 平成22年度郡上市北濃財産区特別会計予算について、議案第52号 平成22年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について、議案第53号 平成22年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について、議案第54号 平成22年度郡上市下川財産区特別会計予算について、議案第55号 平成22年度郡上市明宝財産区特別会計予算について、議案第56号 平成22年度郡上市和良財産区特別会計予算につ

いて、議案第57号 平成22年度郡上市水道事業会計予算について、議案第58号 平成22年度郡上市病院事業等会計予算について。

上記について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

恐れ入ります。めくっていただきまして、35号です。一般会計予算額ですが、284億8,600万円、増減額8億5,300万円、率ですが、3.09の増です。36号、国民健康保険特別会計49億3,594万1,000円、5,179万3,000円、1.06、同じく国民健康保険特別会計の直営診療施設勘定4億3,353万1,000円、減額の1,128万円、三角の2.54、37号、老人保健特別会計155万円、減額の4,190万1,000円、三角の96.43、38号、簡易水道事業特別会計12億541万9,000円、6,961万8,000円、6.13%の増、39号、下水道事業特別会計27億7,036万6,000円、三角の1億9,390万9,000円、三角の6.54、40号、介護保険特別会計33億2,799万6,000円、7,413万2,000円、2.28%の増、41号、介護サービス事業特別会計6億7,893万2,000円、三角の1,882万3,000円、三角の2.70%、42号、ケーブルテレビ事業特別会計7億5,543万8,000円、三角の311万6,000円、三角の0.41、43号、駐車場事業特別会計447万2,000円、13万3,000円の増、3.07%の増、44号、宅地開発特別会計4,246万9,000円、三角の2,097万1,000円、三角の33.06、45号、青少年育英奨学資金貸付特別会計1,677万1,000円、972万円の増、137.85の増です。46号、鉄道経営対策事業基金特別会計1,191万8,000円、ゼロ、同額でございます。増減率は一緒でございます。47号、後期高齢者医療特別会計5億3,147万3,000円、3,196万円の増、6.40、48号、大和財産区特別会計4,482万2,000円、3,251万5,000円の増、264.20、49号、白鳥財産区特別会計1,900万8,000円、600万円の増、46.13、50号、牛道財産区特別会計1,555万円、三角の226万9,000円の減、三角の12.73、51号、北濃財産区特別会計414万1,000円、三角の81万2,000円、三角の16.39、52号、石徹白財産区特別会計3,269万8,000円、449万8,000円、15.95、53号、高鷲財産区特別会計3,636万2,000円、三角の1,658万円、三角の31.32、54号、下川財産区特別会計556万6,000円、三角の100万円、三角の15.23、55号、明宝財産区特別会計4,243万8,000円、1,973万8,000円の増、86.95、56号、和良財産区特別会計2,438万8,000円、三角の360万2,000円、三角の12.87、次に57号、水道事業会計でございます。収益の部2億7,759万5,000円、三角の241万7,000円、三角の0.86、資本の部、2億1,959万8,000円、1,546万6,000円の増、7.58、次に58号、病院事業等会計の収益の部でございます。39億6,215万9,000円、6,448万5,000円の増、1.65、次、資本の部ですが、3億2,307万4,000円、5,528万6,000円の増、20.65でございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（美谷添 生君） お諮りをいたします。ただいま説明がありました議案第35号から議案第58号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、議案第35号については予算特

別委員会を設置し、また議案第36号から議案第58号までの23件については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第35号から議案第58号までは、議案付託表のとおり、議案第35号については予算特別委員会を設置し、また議案第36号から議案第58号までの23件については、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ここでお諮りをいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、郡上市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり、議長を除く20名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま予算特別委員会及び各常任委員会に付託しました議案第35号から議案第58号までの24件については、郡上市議会会議規則第46条第1項の規定により、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第35号から議案第58号までの24件については、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

なお、それぞれの委員会に提出されました資料につきましては、議員全員に配付されますよう執行部にお願いをしておきます。

---

#### ◎議案第59号から議案第63号までについて(提案説明・委員会付託)

○議長(美谷添 生君) お諮りをいたします。日程56、議案第59号 郡上旬彩館やまとの朝市の指定管理者の指定についてから日程60、議案第63号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定についてまでの5件を一括議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第59号から議案第63号までの5件を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

説明につきましては、できるだけ簡略に要旨について説明をお願いします。

それでは、議案第59号についての説明を求めます。

服部農林水産部長。

○農林水産部長（服部正光君） それでは、議案第59号 郡上旬彩館やまとの朝市の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

施設の名称、郡上旬彩館やまとの朝市、指定する団体、郡上市大和町徳永585番地、郡上大和総合開発株式会社、指定の期間、平成22年4月1日から平成24年3月31日まででございます。

この件につきましては、議案第12号で設置及び管理に関する条例の制定についてを上程いたしました。これに伴いまして、指定管理者の指定につきましてもよろしくお願ひいたします。

○議長（美谷添生君） 議案第60号から62号についての説明を求めます。

田中商工観光部長。

○商工観光部長（田中義久君） 議案第60号 郡上市湯の平温泉の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

施設の名称、郡上市湯の平温泉でございます。指定する団体は、郡上市高鷲町鷲見1173番地、奥長良観光開発株式会社でございます。指定の期間、平成22年4月1日から24年3月31日まででございます。

この件につきましては、郡上市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の第2条によりまして、公募の方法をとらせていただいております。約1年前から事前説明会、あるいは広報等を行いまして、先般の施設の改修工事が終わった段階で正式に募集を行いました。3社応募されまして、この2月10日に、これも郡上市指定管理者公募団体選定委員会設置要綱によりまして選定委員会を公式に開催いたしまして、その場において当該団体が候補団体として選定されたものでございます。よろしく御審議のほど、お願ひをいたします。

続きまして、議案第61号 郡上市明宝温泉湯星館ほか1施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

施設の名称、郡上市明宝温泉湯星館、郡上市明宝食材供給施設、指定する団体は郡上市明宝大谷1015番地の明宝温泉開発株式会社でございます。指定の期間は平成22年4月1日から24年3月31日まででございます。

こちらの温泉につきましては湯本の温泉でございますので、先ほどの手続条例の第5条によ

りまして募集によらない選定という手続をとってございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第62号 郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

施設の名称、郡上市明宝磨墨の里公園、指定する団体、郡上市明宝大谷1015番地、株式会社明宝マスターズ、指定の期間、平成22年4月1日から24年3月31日まででございます。

こちらは既に指定管理者として手続を経ておりますが、施設内のテナントにつきまして協議事項がございましたので、その協議をするということで、短期間の指定期間を持ってございました。引き続き同じ条件で指定管理者の指定をしたいということで提案をさせていただきますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（美谷添 生君） それでは、議案第63号についての説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 議案第63号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

施設の名称、フレンドシップつくしの家、指定する団体、郡上市大和町剣1308番地の1、特定非営利活動法人コミシス郡上、指定の期間、平成22年4月1日から平成25年3月31日までとする。

このことにつきましては、現在、郡上市の社会福祉協議会の方に管理をさせていただいておりますけれども、その当時、障害福祉サービス事業所として県の認可がないと自立支援の給付費等の収入が得られないということで社協の方をお願いをしておりましたが、このフレンドシップつくしの家に、非常に当初から設立について大和地域の皆さん等々が出会ってこの施設が成立したわけでございますけれども、コミシス郡上の方がこの3月に県の認可がおりるというようなことで、自立支援給付費の方も収入として得られ、県の認可がおりるということで、地元になじみの深いこのコミシスの方に指定管理をお願いしていくというものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（美谷添 生君） お諮りをいたします。ただいま説明がありました議案第59号から議案第63号までの5件については、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号から議案第63号までの5件は、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ただいま所管の常任委員会に付託いたしました議案第59号から議案第63号までの5件については、会議規則第46条第1項の規定により、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号から議案第63号までの5件については、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第64号について（提案説明・採決）

○議長（美谷添 生君） 日程61、議案第64号 過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

松井市長公室長。

○市長公室長（松井 隆君） 議案第64号 過疎地域自立促進計画の変更について。

過疎地域自立促進計画を次のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきますと、表紙がついております。この過疎地域自立促進計画におきましては、平成17年度から平成21年度、いわゆる本年度が最終年度でございますけれども、毎年変更の議決をお願いいたしております。今回の計画の変更は、いわゆる実績によります最終の変更でございます。この議案のかがみのついております計画は、変更後の計画書として一式ついておりますので、これをごらんいただきましても、どこがどのように変わったかということにはわかりませんので、参考資料といたしまして、こういった過疎地域自立促進計画変更参考資料というものをつけさせていただいておりますので、これをちょっとごらんいただきたいと思います。

おめくりをいただきますと、新旧対照表をつけさせていただいております。左が変更前で右が変更後でございます。

1ページの区分の3でございますが、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の整備のところでの変更は、この表の市町村道の道路で市道方須乙原線の改良、橋梁1基の分でございますが、このうち幅員の「W=5m」というふうに変更前はございましたが、これが右の変更

後をごらんいただきますと、幅員が「W=7m」でございますので、改めさせていただくものでございます。

それから、次の2ページをごらんいただきまして、区分7の教育の振興でございますが、明宝の地域におきまして、変更前のところのアンダーラインが引いてございますけれども、「遠距離通学者の児童生徒の為、スクールバスの更新を図ります。また、」というふうにあります。この計画期間におきまして明宝ではスクールバスの更新はいたしておりませんので、変更後ということで、このアンダーライン部分につきましては削除をさせていただいております。また、その下でございますけれども、(3)の事業計画ということで、自立促進事業区分の6教育の振興の表でございますけれども、(1)の学校教育関連施設、校舎というところで、変更前、中学校校舎建築「A=2,200㎡」、これは和良地区でございますけれども、これを变更后「A=1,979㎡」、校舎につきましては1,979平方メートルというように改めさせていただきますし、もう一つは屋体の建築ということで分けて明記をいたしまして、面積は1,107平方メートルというように改めさせていただくものでございます。また、その下のスクールバスのところでございます。変更前は、先ほど上の文言のところで説明をさせていただきましたように、スクールバスの更新で備考のところ「明宝・和良地区」となっておりますけれども、これを明宝につきましては削除いたしまして「和良地区」とさせていただくものでございます。

以上がこの議決をいただいております計画としての変更の箇所でございます。

また、次のページの3ページ、4ページにつきましては、参考といたしまして、過去にわたりまして5年間の変更前の区分から施設事業名、事業主体、それぞれの年度ごとの実績になるわけでございますけれども、変更前と変更後の表ということでつけさせていただきます。この表につきましては一々読み上げの説明は省略をさせていただきますが、よろしくお願いをいたします。

変更につきましては以上でございますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（美谷添 生君） それでは、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第64号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

◎議案第65号について（提案説明・採決）

○議長（美谷添 生君） 日程62、議案第65号 辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

松井市長公室長。

○市長公室長（松井 隆君） 議案第65号 辺地総合整備計画の変更について。

辺地総合整備計画を次のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

これもめくっていただきますと表紙がついておりますけれども、この辺地総合整備計画におきましても、平成17年度を始期としまして平成21年度までの5ヵ年間の計画でございまして、本年度が最終年度ということでございます。実績に合わせまして変更をさせていただくものでございます。このかがみのついております計画につきましても、どの部分が変更してあるのかということがわかりませんので、もう1部、この後にこういった辺地総合整備計画（変更）参考資料というものをつけさせていただいておりますので、これによって説明をさせていただきます。

この参考資料をおめくりいただきますと、1ページでございましてけれども、左が変更前、右が変更後ということでございます。たくさんある辺地の中で今回変更させていただきますのは、八幡東部辺地から、4ページの一番下の粥川の辺地まででございます。それでは、順番に説明をさせていただきます。

まず、八幡東部の辺地でございます。この対照表の一番右の備考のところをごらんいただきますと、変更なし、あるいは変更で増とか減とかいうように書いてございます。それで、変更なしというところは全く変更がありませんが、増とか減というところが変更になっておりますので、その部分のみを説明させていただきます。まず、飲用水供給施設でございます。変更前は辺地対策事業債の予定額は4,400万円でございます。変更後は4,570万円と、事業費もちろん変更前が8,850万から変更後が9,200万円というようなことで増という変更をさせていただいております。1行飛びまして消防施設でございます。事業費が変更前3,291万9,000円で辺地対策事業債の予定額が2,770万円だったものを、変更後は事業費3,226万8,000円で辺地対策事業債は2,720万円と減とさせていただくものでございます。

次に、その下の大和南辺地でございます。これにつきましては、農林道のところでございますけれども、変更前3,080万円で辺地対策事業債の予定額1,540万円を、変更後は3,580万円、辺地対策事業債を1,790万円と増とさせていただくものでございます。また、その下の行の消防施設におきましては、事業費1,118万7,000円、辺地債を930万円とありますものを、事業費1,086万4,000円、辺地債900万円に減とさせていただくものでございます。

次に、2ページの大和北辺地でございます。道路でございますけれども、事業費2億1,036万8,000円、辺地債2億1,010万円を変更後は2億2,624万6,000円、辺地債を2億2,560万円と増とさせていただくものでございます。2行飛びまして飲料水供給施設でございます。変更前620万円で辺地債300万円とありますものを、事業費650万円、辺地債320万円と増とさせていただくものでございます。

次に石徹白辺地でございます。1行目の飲用水供給施設でございます。変更前、事業費9,359万円、辺地債4,360万円とありますものを、事業費9,969万円、辺地債4,760万円として増とさせていただくものでございます。3行飛びまして、消防施設におきましては、変更前、事業費190万円、辺地債190万円を、変更後は事業費158万6,000円、辺地債150万円と減とさせていただくものでございます。

おめくりをいただきまして、3ページでございます。北濃辺地でございます。この表の消防施設のところでございます。変更前の事業費1,264万6,000円で辺地債990万円を、変更後は1,260万円、辺地債980万円と減とさせていただくものでございます。

次に牛道辺地でございます。1行目の下水処理施設でございます。事業費1億9,931万2,000円、辺地債5,890万円とありますものを、変更後は事業費2億531万2,000円、辺地債6,170万円と増とさせていただくものであります。1行飛びまして道路におきまして、事業費9億926万1,000円、辺地債8億9,660万円とありますものを、事業費9億1,064万2,000円、辺地債8億9,780万円と増とさせていただくものであります。その次の行の林道でございます。変更前2億3,766万円、辺地債8,350万円を変更後は事業費2億2,996万円、辺地債8,160万円と減とさせていただくものです。その次の行の消防施設でございますが、変更前785万7,000円で辺地債560万円とありますものを、変更後は事業費749万7,000円、辺地債510万円と減とさせていただくものです。次の行の農道でございます。変更前、事業費3,292万5,000円、辺地債の予定額が1,650万円であったものを、変更後は事業費4,560万2,000円、辺地債2,630万円と増とさせていただくものでございます。

次に、4ページの高鷲西部辺地でございます。1行目の道路でございますが、変更前5,280万9,000円の事業費で辺地債5,270万円のもの、変更後は事業費5,371万円、辺地債5,360万円と増とさせていただくものでございます。

一番下の最後、粥川の辺地でございますが、一番下の下水道処理施設でございます。事業費13億645万8,000円で辺地債2,970万円であったものを、変更後13億5,086万2,000円の事業費で辺地債を2,980万円と増とさせていただくものでございます。

以上でございますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（美谷添 生君） それでは、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第65号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第66号について（提案説明・委員会付託）

○議長（美谷添 生君） 日程63、議案第66号 辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。

松井市長公室長。

○市長公室長（松井 隆君） 議案第66号 辺地総合整備計画の策定について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、辺地総合整備計画を次のとおり策定することについて、議会の議決を求める。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

これをめくっていただきまして表紙をごらんいただきますと、新たな計画といたしまして平成22年度から平成26年度ということで、先ほどの議案で申し上げましたように21年度最終年度ということで、これにつきましては知事の協議を経まして、その上で議会の議決を受け、その後、後に県を通じて総務大臣の方へ提出をさせていただくというものでございます。それで、この計画につきましては、けさほど皆様方のお手元に少しだけ資料が配付してありますが、そのうちの四つ目ぐらいの資料になろうかと思っております。先ほどの予算特別委員会の委員の名簿の下あたりに、こういった7ページまで書いてございます次期辺地計画についてという資料が置いて

あろうかと思いますが、このことに少しでも触れさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

辺地を設定する目的につきましてというところは省略をさせていただきます。

辺地の定義でございますけれども、ア)のところでは、その他へんぴな地域というふうにありますし、その次のイ)のところでは、具体的には、その辺地としての区域の中心でございます。この中心地といいますのは、固定資産課税台帳に登録をされた宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高の地点を中心とするわけでございますが、その中心を含む5平方キロメートル以内の面積の中に50人以上の人口を有するということがまず1点あります。それから大きい要素といたしましては、その次の②でございますけれども、辺地度数といたしまして、法律で役場、市役所、郵便局、その他いろいろなこういう施設までの距離が遠隔であるなど、へんぴな程度を示す点数でございますけれども、そういったものを法律に基づきまして計算して、100点以上にならないと辺地として認めていただけないということがございます。③、④はちょっと省略をいたしまして、その次の大きい3の総合整備計画の策定ということでは、先ほど申し上げましたように、おおむね5年ということでこの計画を立てて、その中に載っておる事業については辺地対策事業債を借りて仕事が行えるということでございます。

おめくりいただきまして、2ページでございます。

4)対象事業は省略をいたしまして、その下の5でございます。財政措置内容といたしましては、辺地対策事業債は起債が100%充当で借入れができますし、借入れの元利償還金の80%は交付税の方で措置をしていただけるというものでございます。

それから3ページでございます。

先ほど変更で説明を申し上げました今までの21年度までの辺地は、この3ページの表にございますように23の辺地がございました。そのうちの辺地としての区域の総合面積は751.61平方メートルということで、郡上市の総面積の72.9%という比率を持っておったところでございます。

おめくりをいただきまして、4ページでございます。

その今までの辺地の23の区域が赤で囲って示してございます。

それで、その次の5ページをごらんいただきますと、今度新たに辺地の区域を策定するわけでございますけれども、県といろいろと協議を進めながら進めてまいっておるわけでございますけれども、ここの表にございますように、23の現状のままの辺地の区域で仮に点数を計算してみますと、バツをつけてございますように、八幡東部を初めとした六つの辺地につきましては、中心地となる地点が国道の近くなどに移動したことによりまして、先ほど申し上げました公共施設等への距離が短くなりまして、計算をしますと100点という基準を切ってしまうとい

うことで、辺地から外れてしまうということがございます。またもう一つ、石徹白辺地につきましては、中心地の人口要件50人以上というものを満たさなくなるということがあります。

それで、1枚おめくりいただきまして6ページでございますが、基本的なスタンスといたしまして、郡上市といたしましては、このような有利な制度につきましては、できる限り郡上のエリアを多く取り入れて辺地の区域とさせていただきたいということで検討をいたし、県とも協議を進めてまいっておるわけでございますけれども、中心地の人口50人以上ということ、なおかつ辺地度点数100点を超えるということをいろいろと組み合わせをしまして検討させていただいたものが、この6ページの表のナンバー1から6までの辺地の区域でございます。このようにさせていただきますと、合計の面積は810平方キロメートルということで、従来の辺地よりも多くなりまして、面積の割合は郡上市の78.6%というふうになったわけでございます。

その状況が次の7ページでございますように、青い色分けに塗ってある部分が今回の見直しで辺地の区域として追加でふえた部分でございます。また逆に、ピンク色に塗ってございまして、地価の高騰等によりまして、この部分を入れますと、全体がもう辺地でなくなってしまうというようなことで、どうしてもやむを得ず除かざるを得なかった部分の面積でございます。こういった経緯で基本的な辺地の区域というものを設定させていただいております。

それで、この議案の次に皆様方のお手元にこういった図面が添付してあろうかと思いますが、今申し上げました区域で少し大きな図面をつくったものでございますし、その辺地の中心はグリーンの小さな丸でつけてございますので、なおかつ、この5カ年間の計画につきましても、それぞれこの図の中に入れてさせていただいております。今はこれ以上この図面の説明は省略させていただきます。

それでは、今度は議案のかがみのついております辺地総合整備計画の方で簡単に説明をさせていただきます。

まず、めくっていただきまして2ページからでございます。極めて飛ばして簡単に申し上げます。

まず、郡上中部辺地でございます。辺地の概況が書いてございますし、(2)では辺地の中心位置ということで、八幡町初納字泉ということでありまして、辺地度点数は、この区域は104点ということでございます。大きい2番の公共的施設の整備を必要とする事情は(1)から(8)までありますが、ここは説明を省略させていただきます。それから大きい3番の公共的施設の整備計画といたしまして、道路から消防施設までございますけれども、合計の事業費といたしましては、5年間で17億8,621万円、特財とか一財は省略をしまして、一番右端の一般財源のうち辺地対策事業債の予定額でございますが、合計で12億3,173万5,000円という計画のものでございます。

おめくりをいただきまして、次の4ページが郡上北部辺地の表紙でございます。

めくっていただきまして5ページをごらんいただきますと、この計画の辺地の人口とか面積が書いてございますし、大きい1番では辺地の概況が書いてあります。(2)では辺地の中心位置ということで高鷲町ひるがの、それから辺地度点数は156点というものでございます。大きい2番の公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、(1)から次のページの(9)までということで、これは説明は省略させていただきます。大きい3番の公共的施設の整備計画でございますが、5カ年間の道路から観光施設までということで、この表の一番下の合計のところだけ申し上げますが、事業費21億8,435万6,000円、そのうち辺地対策事業債の予定額11億9,910万円というものでございます。

おめくりをいただきまして、8ページが郡上西部辺地の計画の表紙になっておりまして、おめくりいただきますと9ページでございますが、郡上西部辺地の人口と面積が書いてありまして、辺地の概況が書いてあります。それから(2)で辺地の中心位置としましては美並町山田字円山で、辺地度点数は103点というものでございます。公共的施設の整備を必要とする事情は(1)から(6)ですが、省略をします。大きい3番の公共的施設の整備計画でございますが、5年間の計画ですが、表の一番下の合計のところでございますが、事業費5億9,309万5,000円、そのうち辺地対策事業債の予定額といたしましては4億5,693万5,000円というものでございます。

おめくりをいただきまして11ページでございますが、郡上南部辺地の表紙でございます。

おめくりいただきまして12ページですが、辺地の人口、面積が書いてございまして、一番辺地の概況、それから(2)辺地の中心位置は美並町上田字長塚で、辺地度点数は101点、公共的施設の整備を必要とする事情は(1)から(7)ですが、朗読説明は省略させていただきます。大きい3番の公共的施設の整備計画ですが、5年間で道路から一番下の消防施設までの合計で、事業費といたしましては20億1,284万4,000円でございます。そのうち辺地対策事業債の予定額といたしましては9億3,733万5,000円でございます。

おめくりいただきまして14ページですが、郡上東部辺地の表紙がありまして、15ページですが、東部辺地の人口と面積が書いてありまして、辺地の概況、(2)では辺地の中心位置といたしまして明宝奥住字大村でございますが、辺地度点数といたしましては114点であります。公共的施設の整備を必要とする事情は(1)から(3)でございます。16ページには公共的施設の整備計画5カ年分でございますけれども、林道から自動車まで、事業費合計で5億7,985万円、そのうち辺地対策事業債の予定でございますが、3億980万円というものでございます。

おめくりいただきまして、17ページが最後、郡上東部田平辺地の表紙でありまして、18ページをごらんいただきますと、郡上東部田平辺地の人口、面積が書いてありまして、辺地の概況、それから(2)では辺地の中心位置といたしまして和良町三庫字小原で、辺地度点数は107点とい



うものでございます。大きい2番の公共的施設の整備を必要とする事情といたしましては、(1)、(2)というものでございます。それから大きい3番、公共的施設の整備計画といたしまして、5ヵ年間で道路、電気通信施設といたしまして、事業費合計3,060万円、そのうち辺地対策事業債の予定額3,060万円というものでございます。

基本的なスタンスといたしまして、この計画に載っております事業費は、できるだけ後年度に例えば辺地対策事業債でなくてほかの事業でやる可能性があるがあっても、とにかくできるだけあらゆる事業を網羅して上げさせていただきまして、その年度年度で変更はしませんが、できるだけ有利なもの、これに載っておれば有利な起債が借りられるということで、そういったスタンスでできるだけ拾わせていただきたいということで協議をいたしまして、入れておるのが基本的な考え方でございます。

なお、参考資料といたしまして、もう一つ、辺地総合整備計画（新規）参考資料というものがございます。こちらにつきましては非常にたくさんございますので、一々読み上げの説明は省略をしたいと思います。ただいま計画の方で申し上げたものを、それぞれ道路とか林道とかいろんな種類別にさらに細かく事業名、あるいは事業内容、それから事業費と、そのうち辺地債の予定額というもので、それぞれ辺地の箇所別に表にしてまとめたものでございます。

極めて簡単に説明をさせていただきましたが、以上で新しい計画の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（美谷添 生君） お諮りをいたします。ただいま説明のありました議案第66号については、議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は、議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま総務常任委員会に付託をいたしました議案第66号については、郡上市議会会議規則第46条第1項の規定により、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号については、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第67号から議案第94号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（美谷添 生君） お諮りをいたします。日程64、議案第67号 財産の無償譲渡について

(大瀬子コミュニティ消防センター) から日程91、議案第94号 財産の無償譲渡について (美並門福手集会所) までの28件を一括議題にいたしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第67号から議案第94号までの28件を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

説明につきましては、できるだけ簡略に要旨について説明をお願いいたします。

山田総務部長。

○総務部長(山田訓男君) それでは、財産の無償譲渡について御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、あらかじめこの67号から94号につきまして、2枚の用紙でもってまとめてございますので、こちらの議案番号、議案名、譲渡する財産、その相手方、その理由というところを読み上げまして、上程にかえさせていただきたいと思います。

最初に、議案第67号 財産の無償譲渡について(大瀬子コミュニティ消防センター)。所在は八幡町瀬取653番地4、構造、木造平屋建て、面積104平米、相手方、八幡町瀬取910番地3、瀬取一区地区会地区長 松森靖彦、譲渡の理由、施設の効率活用及び自治組織の活性化を図るためでございます。

議案第68号、以下から、恐れ入りますが、財産の無償譲渡についてを省略したいと思いますし、それから3番の譲渡の理由につきましても一緒でございますので、省略をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

議案第68号、郡上八幡千虎農林集会所。八幡町吉野259番地1、木造2階建て、184.66平米、八幡町吉野420番地、千虎地区会地区長 森忠一。

議案第69号、郡上八幡河鹿1区集落センター。八幡町河鹿530番地1、木造平屋建て、95.65、八幡町河鹿540、河鹿一区地区会地区長 中川裕治。

議案第70号、郡上八幡河鹿2区集落センター。八幡町河鹿953番地2、木造平屋建て、95.65、八幡町河鹿1312、河鹿二区地区会地区長 和田忠夫。

議案第71号、郡上八幡林農林集会所。八幡町市島1529番地3、木造平屋建て、66.25、八幡町市島1220番地3、林地区会地区長 小田松尚。

議案第72号、栄町・今町・今小町集会所。八幡町島谷1123番地、鉄骨づくり2階建て、145.42平米、八幡町島谷1145番地、栄町地区会、今町地区会及び今小町地区会代表今町地区会長 庄村保徳。

議案第73号、愛宕町・朝日町集会所。八幡町島谷454番地、鉄骨づくり2階建て、150.22平米、八幡町島谷390番地、下愛宕町地区会地区長 石田勝美。

議案第74号、東町二区集会所。八幡町旭1186番地29、木造平屋建て、31.80平米、八幡町旭1197番地、東町二区地区会地区会長 花村憲司。

議案第75号、剣研修所。大和町剣1095番地7、木造平屋建て、251平米、大和町剣408番地1、剣自治会自治会長 古川勇吉。

議案第76号、大間見集会所。大和町大間見1652番地13、木造2階建て、164平米、大和町大間見1609番地2、大間見自治会自治会長 佐藤邦之。

恐れ入ります。めくっていただきまして、議案第77号、大間見いこいの家。大和町大間見1604番地6、木造平屋建て、165平米、大和町大間見1609番地2、大間見自治会自治会長 佐藤邦之。

議案第78号、河辺研修所。大和町河辺538番地1、木造平屋建て、112平米、大和町河辺929番地5、河辺自治会自治会長 清水章。

議案第79号、場皿集会所。大和町場皿7304番地2、木造平屋建て、146平米、大和町島7463番地1、場皿自治会自治会長 直井勉。

議案第80号、大島コミュニティセンター。白鳥町大島1651番地3、木造2階建て、377.61平米、白鳥町大島1551番地1、大島自治会自治会長 山下國男。

議案第81号、中西地区コミュニティ消防センター。白鳥町中西2407番地2、木造平屋建て、118.27平米、白鳥町中西569番地2、中西自治会自治会長 長沼昌彦。

議案第82号、高鷲小洞集会所。高鷲町鮎立720番地3、木造平屋建て、138.79平米、高鷲町鮎立99番地12、鮎立自治会自治会長 山下重一。

議案第83号、高鷲切立集会所。高鷲町鮎立3997番地1、木造平屋建て、294.80平米、高鷲町鮎立4003番地、切立自治会自治会長 美濃島康。

議案第84号、高鷲中洞集会所。高鷲町大鷲842番地2、木造平屋建て、195.43、高鷲町大鷲1576番地2、中洞自治会自治会長 吉田孫太郎。

議案第85号、高鷲向鷲見集会所。高鷲町大鷲2437番地1、木造平屋建て、245平米、高鷲町大鷲2017番地1、向鷲見自治会自治会長 神谷敏彦。

議案第86号、高鷲鷲見集会所。高鷲町鷲見1420番地、木造平屋建て、299.22平米、高鷲町鷲見2221番地、鷲見自治会自治会長 川端長司。

議案第87号、高鷲西洞集会所。高鷲町西洞2619番地、木造平屋建て、226.60平米、高鷲町西洞2964番地2、西洞自治会自治会長 三島忠。

議案第88号、美並勝原公民館。美並町大原2821番地1、木造平屋建て、152.66平米、美並町大原2801番地3、勝原自治会副自治会長 末松一郎。

議案第89号、美並木尾多目的集会所。美並町上田2985番地1、木造平屋建て、144.18平米、

美並町上田3108番地、木尾自治会自治会長 村上金典。

議案第90号、美並くじ本転作技術研修センター。美並町山田1493番地43、木造平屋建て、120平米、美並町山田1446番地1、くじ本自治会自治会長 福手勝直。

議案第91号、美並半在転作技術研修センター。美並町上田1957番地1、木造平屋建て、85平米、美並町上田2144番地、八坂自治会自治会長 市原時一。

議案第92号、美並梅原集会所。美並町梅原294番地、木造平屋建て、72.68平米、美並町梅原38番地、梅原自治会自治会長 末松知。

議案第93号、美並高原集会所。美並町高砂336番地1、木造平屋建て、115.93平米、美並町高砂162番地、高原自治会自治会長 可児弘。

議案第94号、美並門福手集会所。美並町山田1809番地、木造平屋建て、88.6平米、美並町山田1870番地、門福手自治会自治会長 清水薫。

以上でございます。今回、都合28件の無償譲渡につきましてお願いをさせていただいております。このことにつきましては、公の施設のあり方の特に短期の実施施設ということで取り組みを進めておる中で、さきの12月の定例会におきましても、そのための行政財産から普通財産への移管ということで24施設の手続をさせていただきました。今回、加えて、従前あります普通財産として使っておられます四つの集会所を合わせまして28施設について、地元の地区会、あるいは自治会と協議が相調いましたので、議会の議決をいただくために上程させていただいております。

なお、参考までに、12月の定例会の今の行政財産の移管以外の普通財産からの集会所でございますが、議案の番号を読み上げますと、議案72号、73号、74号、それから77号、この4件が普通財産ということで従前から地元で使っていただいていた施設ということでございます。それ以外につきましては、12月定例会の折に行政財産から普通財産に移管をさせていただいておる施設ということでございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（美谷添 生君） お諮りをいたします。ただいま説明がありました議案第67号から議案第94号までの28件については、議案付託表のとおり、所管の総務常任委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号から議案第94号までの28件は、議案付託表のとおり、所管の総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ただいま所管の常任委員会に付託いたしました議案第67号から議案第94号までの28件については、会議規則第46条第1項の規定により、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第67号から議案第94号までの28件については、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

---

◎議案第95号について(提案説明・委員会付託)

○議長(美谷添 生君) 日程92、議案第95号 市道路線の廃止についてを議題といたします。  
説明を求めます。  
井上建設部長。

○建設部長(井上保彦君) 議案第95号 市道路線の廃止について。

道路法第10条第3項の規定により、次の道路を廃止したいので、議会の議決を求める。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

路線番号、路線名、区間の順で読み上げたいと思います。路線番号ですが、5-0504、道下線、郡上市美並町高砂字土場尻、終点ですが、同じく郡上市美並町高砂字土場尻。

1枚おめくりをいただきまして、1ページ、2ページでございますが、位置図が載せてございます。場所にありましては、美並町の美並振興事務所の長良川を挟んだ対岸にございます市道でございます。敷地の幅員が3.8、道路延長が46メートルでございますが、これにつきましては、公共道路の機能喪失により廃止でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(美谷添 生君) お諮りをいたします。ただいま説明のありました議案第95号については、議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第95号は、議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま産業建設常任委員会に付託しました議案第95号については、郡上市議会会議規則第46条第1項の規定により、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第95号については、3月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第96号について（提案説明・委員会付託）

○議長（美谷添 生君） 日程93、議案第96号 市道路線の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

井上建設部長。

○建設部長（井上保彦君） 議案第96号 市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。平成22年3月5日提出、郡上市長 日置敏明。

路線番号、路線名、区間、最初が起点、その後、終点を読み上げますので、よろしく願いをいたします。

まず路線番号でございますが、4-0438、二反田支線、郡上市高鷲町大鷲字向沼、同じく郡上市高鷲町大鷲字向沼。

続きまして4-0055、油島橋線、郡上市高鷲町鮎立字三ツ石、郡上市高鷲町鮎立字油島。

続きまして5-1654、円空歩道橋線、郡上市美並町白山字桑下、同じく郡上市美並町高砂字山花。

続きまして5-1643、中市場線、郡上市美並町白山字中市場、終点につきましても同じく美並町白山字中市場でございます。

続きまして6-0442、坂本峠線、郡上市明宝奥住字大石、同じく郡上市明宝奥住字大坂本。

1枚めくっていただきまして、1ページ、2ページをごらんいただきたいと思いますと思いますが、位置図を示したものでございます。高鷲二反田支線につきましては、高鷲の振興事務所の東側の道路でございますが、道路新設事業に伴いまして、本路線を認定したいというものでございます。敷地の幅員でございますが、3メートルから5メートルで、延長が91メートルでございます。

続きまして、3ページ、4ページをおめくりいただきたいと思いますと思いますが、油島橋線でございますが、これにつきましては、白鳥町境のところの高鷲浄化センターがございますが、156号から長良川を渡りましてこちらの方へ連絡する道路でございます。これにつきましては、これまで下水道施設として管理がされておりましたが、道路橋として認定をして管理することが適当としまして、市道として認定いただき、所管がえをするものでございます。敷地の幅員といたしましては4メートルから5メートルで、延長が68メートルでございます。

続きまして、5ページ、6ページをお願いいたします。美並町でございますが、円空歩道橋線、これにつきましては、美並振興事務所の向かいにあります長良川を渡っております歩道橋でございますが、これにつきましても、上水の水管橋と併設いたしまして、水道施設として管理がされてございましたが、今回、道路橋で管理するのが適当と思ひまして、所管がえをいた

すものでございます。幅員でございますが、歩道橋ということで1.5メートル、延長につきましては125メートルでございます。

続きまして、7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。これにつきましても美並町でございますが、ただいまの橋のすぐそばでございます。156号と長良川の間を走っております道路でございますが、これにつきましては、農道整備事業によりまして道路整備が行われておりましたけれども、今回、人家が8戸この沿線にあるということから、市道認定をいたしたいというものでございます。幅員4.3メートル、延長279メートルでございます。

続きまして、9ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。明宝でございますが、坂本峠線でございます。これにつきましては通称せせらぎ街道でございますが、現在、飛騨・美濃有料道路ということで料金徴収をされておるんですが、これが4月1日をもちまして無料化になるということから、この峠区間について県より払い下げがありまして、坂本峠線として認定をお願いするものでございます。延長につきましては5,818メートルでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（美谷添 生君） お諮りをいたします。ただいま説明のありました議案第96号については、議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号は、議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま産業建設常任委員会に付託しました議案第96号については、郡上市議会会議規則第46条第1項の規定により、3月25日午後5時までに審査を終了するように期限をつけることにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号については、3月25日午後5時までに審査を終了するように期限をつけることに決定いたしました。

---

#### ◎報告第2号について（報告）

○議長（美谷添 生君） 日程94、報告第2号 平成22年度郡上市土地開発公社予算並びに事業計画についてを議題といたします。

報告を求めます。

井上建設部長。

○建設部長（井上保彦君） 報告第2号 平成22年度郡上市土地開発公社予算並びに事業計画に

ついて。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成22年度郡上市土地開発公社予算並びに事業計画について報告があったので、次のとおり報告する。平成22年3月5日提出、郡上市長日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして、下に1ページ、2ページと書いてございますので、その部分をごらんいただきたいと思います。

平成22年度郡上市土地開発公社予算及び事業計画。

総則、第1条、平成22年度郡上市土地開発公社の予算は、次に定めるところとする。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

区分、事業量、金額、まず区分ですが、公有地売却事業、事業量1,629.5平米、金額が4,565万4,000円、これにつきましては、国道156号の大和改良に伴う用地買収で平成22年に国交省へ買い上げていただくものでございます。面積は先ほど申しましたが、筆数にして6筆でございます。

続きまして2ページでございますが、収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、まず事業収益ですが、4,565万4,000円、第1項といたしまして、公有地取得事業収益で4,565万4,000円でございます。それから事業外収益で、受取利息として2,000円。

続きまして支出でございますが、事業原価で公有地取得事業原価4,565万4,000円、販売費及び一般管理費といたしまして2,000円でございます。

続きまして3ページをごらんいただきたいと思います。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入が資本的支出に対して不足する額4,565万4,000円は、当年度事業収益で補てんするものとする）。

収入、資本的収入、長期借入金ゼロでございます。

支出の方で、資本的支出で、まず1項で公有地取得事業費18万、2項の借入金償還金4,547万4,000円。

長期借入金、第5条、長期借入金の限度額は、ゼロ円と定める。平成22年2月9日提出、郡上市土地開発公社 理事長 鈴木俊幸。

4ページにつきましては、ただいま読み上げました部分とダブりますので、4ページ、5ページについては省略をさせていただきます。

6ページでございますが、土地開発公社資金計画でございます。22年度郡上市土地開発公社の資金計画は、次のとおりとする。当年度予算額のみを読み上げますので、よろしくお願いを



いたします。

受入資金4,640万4,000円で、内訳といたしまして、公有地取得事業収益4,565万4,000円、一つ飛びまして事業外収益2,000円、また一つ飛びまして、前年度繰越金が74万8,000円。

次に支払資金でございますが、4,565万6,000円、販売費及び一般管理費で2,000円、公有地取得事業費18万円、借入金償還金4,547万4,000円、差し引き74万8,000円でございます。

続きまして、7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

平成21年度郡上市土地開発公社予定損益計算書でございます。

まず事業収益でございますが、公有地取得事業収益1億488万8,000円、附帯等事業収益1万5,000円、合わせまして1億490万3,000円、事業原価でございますが、公有地取得事業原価1億488万8,000円、合計で1億488万8,000円、事業総利益が1万5,000円、事業利益が1万5,000円、事業外収益ですが、受取利息で1万7,000円、続きまして経常利益ですが、3万2,000円、当期純利益が3万2,000円、当期利益同じく3万2,000円でございます。

続きまして8ページでございますが、21年度郡上市土地開発公社予定貸借対照表でございます。

まず資産の部でございますが、流動資産で現金及び預金で74万8,000円、公有用地4,547万4,000円、流動資産の合計が4,622万2,000円、固定資産で2番目の投資その他の資産で、まず長期定期預金ですが500万円、計が500万円、資産合計で5,122万2,000円。

次、負債の部でございます。固定負債でございますが、長期借入金4,547万4,000円、固定負債の合計が4,547万4,000円、負債合計で同じく4,547万4,000円。

資本の部ですが、基本金といたしまして、基本財産500万円、基本金合計500万円、準備金といたしまして、前期繰越準備金71万6,000円、当期損益3万2,000円、準備金合計74万8,000円、資本合計574万8,000円、負債資本合計で5,122万2,000円でございます。以上でございます。

○議長（美谷添 生君） 以上で報告第2号を終了します。

---

#### ◎議報告第1号について

○議長（美谷添 生君） 日程95、議報告第1号 諸般の報告について。

例月出納検査結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しをいただき、報告にかえます。

---

#### ◎議報告第2号について

○議長（美谷添 生君） 日程96、議報告第2号 諸般の報告について。

定期監査の結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、

報告にかえます。

なお、2月24日までに受理いたしました陳情・要望は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託しましたので、報告します。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（美谷添 生君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

長時間にわたり慎重に御審議いただき、まことにありがとうございました。本日はこれで散会をいたします。大変御苦勞さんでございました。

（午後 6時15分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長            美谷添        生

郡上市議会議員            田 代 はつ江

郡上市議会議員            野 田 龍 雄

# 議 案 付 託 表

平成22年第2回郡上市議会定例会（3月定例）

委 員 会	議案番号	件 名
総 務 常 任 委 員 会	第 8 号	郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	第 9 号	郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
	第 10 号	郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	第 11 号	郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
	第 12 号	郡上旬彩館やまとの朝市の設置及び管理に関する条例の制定について
	第 13 号	郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
	第 14 号	郡上市営牧場条例の一部を改正する条例について
	第 15 号	郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について
	第 16 号	郡上市下水道条例等の一部を改正する条例について
	第 17 号	郡上都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例等の一部を改正する条例について
	第 18 号	郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
	第 19 号	郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	第 20 号	郡上市子育て支援手当条例を廃止する条例について
	第 21 号	郡上市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	第 22 号	郡上市立病院等職員宿舍設置条例の一部を改正する条例について
	第 23 号	郡上市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について
	第 42 号	平成22年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について
	第 43 号	平成22年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
第 46 号	平成22年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について	

委員会	議案番号	件名
総務 常任 委員会	第48号	平成22年度郡上市大和財産区特別会計予算について
	第49号	平成22年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
	第50号	平成22年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
	第51号	平成22年度郡上市北濃財産区特別会計予算について
	第52号	平成22年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
	第53号	平成22年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
	第54号	平成22年度郡上市下川財産区特別会計予算について
	第55号	平成22年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
	第56号	平成22年度郡上市和良財産区特別会計予算について
	第66号	辺地総合整備計画の策定について
	第67号	財産の無償譲渡について（大瀬子コミュニティ消防センター）
	第68号	財産の無償譲渡について（郡上八幡千虎農林集会所）
	第69号	財産の無償譲渡について（郡上八幡河鹿1区集落センター）
	第70号	財産の無償譲渡について（郡上八幡河鹿2区集落センター）
	第71号	財産の無償譲渡について（郡上八幡林農林集会所）
	第72号	財産の無償譲渡について（栄町・今町・今小町集会所）
	第73号	財産の無償譲渡について（愛宕町・朝日町集会所）
	第74号	財産の無償譲渡について（東町二区集会所）
	第75号	財産の無償譲渡について（剣研修所）
	第76号	財産の無償譲渡について（大間見集会所）
第77号	財産の無償譲渡について（大間見いこいの家）	
第78号	財産の無償譲渡について（河辺研修所）	
第79号	財産の無償譲渡について（場皿集会所）	

委員会	議案番号	件名
総務 常任 委員会	第80号	財産の無償譲渡について（大島コミュニティセンター）
	第81号	財産の無償譲渡について（中西地区コミュニティ消防センター）
	第82号	財産の無償譲渡について（高鷲小洞集会所）
	第83号	財産の無償譲渡について（高鷲切立集会所）
	第84号	財産の無償譲渡について（高鷲中洞集会所）
	第85号	財産の無償譲渡について（高鷲向鷲見集会所）
	第86号	財産の無償譲渡について（高鷲鷲見集会所）
	第87号	財産の無償譲渡について（高鷲西洞集会所）
	第88号	財産の無償譲渡について（美並勝原公民館）
	第89号	財産の無償譲渡について（美並木尾多目的集会所）
	第90号	財産の無償譲渡について（美並くじ本転作技術研修センター）
	第91号	財産の無償譲渡について（美並半在転作技術研修センター）
	第92号	財産の無償譲渡について（美並梅原集会所）
	第93号	財産の無償譲渡について（美並高原集会所）
第94号	財産の無償譲渡について（美並門福手集会所）	
産業建設 常任 委員会	第12号	郡上旬彩館やまとの朝市の設置及び管理に関する条例の制定について
	第13号	郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
	第14号	郡上市営牧場条例の一部を改正する条例について
	第15号	郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について
	第16号	郡上市下水道条例等の一部を改正する条例について
	第17号	郡上都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例等の一部を改正する条例について
	第38号	平成22年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について
	第39号	平成22年度郡上市下水道事業特別会計予算について

委員会	議案番号	件名
産業建設 常任 委員会	第44号	平成22年度郡上市宅地開発特別会計予算について
	第57号	平成22年度郡上市水道事業会計予算について
	第59号	郡上旬彩館やまとの朝市の指定管理者の指定について
	第60号	郡上市湯の平温泉の指定管理者の指定について
	第61号	郡上市明宝温泉湯星館ほか1施設の指定管理者の指定について
	第62号	郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者の指定について
	第95号	市道路線の廃止について
	第96号	市道路線の認定について
文教民生 常任 委員会	第18号	郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
	第19号	郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	第20号	郡上市子育て支援手当条例を廃止する条例について
	第21号	郡上市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	第22号	郡上市立病院等職員宿舍設置条例の一部を改正する条例について
	第23号	郡上市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について
	第36号	平成22年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
	第37号	平成22年度郡上市老人保健特別会計予算について
	第40号	平成22年度郡上市介護保険特別会計予算について
	第41号	平成22年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
	第45号	平成22年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
	第47号	平成22年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
	第58号	平成22年度郡上市病院事業等会計予算について
	第63号	フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について

委員会	議案番号	件名
予算特別 委員会	第35号	平成22年度郡上市一般会計予算について



## 請願・陳情 文書表

平成22年第2回郡上市議会定例会（3月定例）

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名 及 び 要 旨	要望者の住所及び氏名	紹 介 議 員	付 託 委 員 会
請願 1	平成22年 2月22日	件名：永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める請願  要旨：別紙写しのとおり	岐阜市藪田南1-11-12 日本会議岐阜県本部 会長 藤井 孝男	山田 忠平	総 務 常 任 委 員 会
請願 2	平成22年 2月22日	件名：選択的夫婦別姓導入に慎重な対応を求める請願  要旨：別紙写しのとおり	岐阜市藪田南1-11-12 日本会議岐阜県本部 会長 藤井 孝男	山田 忠平	総 務 常 任 委 員 会
陳情 1	平成21年 12月28日	件名：民間保育所運営費の一般財源化に関する国への意見書採択についての陳情  要旨：別紙写しのとおり	名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館405 全国福祉保育労働組合 東海地方本部 執行委員長 三富 和歌子	——	文 教 民 生 常 任 委 員 会
陳情 2	平成22年 1月4日	件名：障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する国への意見書採択についての陳情  要旨：別紙写しのとおり	名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館405 全国福祉保育労働組合 東海地方本部 執行委員長 三富 和歌子	——	文 教 民 生 常 任 委 員 会
陳情 3	平成22年 2月16日	件名：保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書  要旨：別紙写しのとおり	岐阜市三橋町15-1 岐阜県保育団体連絡会 代表 鈴木 茂子	——	文 教 民 生 常 任 委 員 会

